

目次

鋼船規則 S 編	危険化学品ばら積船	4
1 章	通則	4
1.1	一般	4
1.2	危険性又は有害性の定義	4
1.3	用語の定義	5
2 章	船舶の残存能力及び貨物タンクの配置	7
2.1	一般 (IBC コード 2.1)	7
2.2	固定バラスト及び復原性資料	7
2.3	乾舷甲板下の船外排出管	8
2.4	載貨状態 (IBC コード 2.4)	8
2.5	損傷の仮定 (IBC コード 2.5)	8
2.6	貨物タンクの位置 (IBC コード 2.6)	9
2.7	浸水の仮定 (IBC コード 2.7)	9
2.8	損傷の基準	10
2.9	残存要件 (IBC コード 2.9)	11
3 章	船体配置	12
3.1	貨物エリアの隔離 (IBC コード 3.1)	12
3.2	居住区域, 業務区域, 機関区域及び制御場所 (IBC コード 3.2)	12
3.3	貨物ポンプ室 (IBC コード 3.3)	13
3.4	貨物エリア内の場所への交通 (IBC コード 3.4)	13
3.5	ビルジ及びバラスト設備 (IBC コード 3.5)	14
3.6	ポンプ及び管の識別 (IBC コード 3.6)	14
3.7	船首又は船尾荷役設備	14
3.8	作業要件	15
4 章	貨物格納設備	16
4.1	定義 (IBC コード 4.1)	16
4.2	設計と建造	16
4.3	個々の貨物に対するタンク型式の要件 (IBC コード 4.2)	17
5 章	貨物の移送	18
5.1	配管寸法 (IBC コード 5.1)	18
5.2	管装置の組立て及び継手詳細	19
5.3	管装置の溶接 (IBC コード 5.2.5)	19
5.4	管装置の試験 (IBC コード 5.4)	19
5.5	配管 (IBC コード 5.5)	20
5.6	貨物移送制御装置 (IBC コード 5.6)	20
5.7	船舶の貨物ホース (IBC コード 5.7)	21
6 章	構造材料	22

6.1	一般	22
6.2	作業要件	22
7 章	貨物温度制御（IBC コード 7 章）	23
7.1	一般	23
7.2	追加要件	23
8 章	貨物タンクの通気装置及びガスフリー装置	24
8.1	貨物タンクの通気（IBC コード 8.2）	24
8.2	タンク通気装置の形式（IBC コード 8.3）	24
8.3	個々の貨物に対する通気の要件（IBC コード 8.4）	25
8.4	貨物タンクのパーキング（IBC コード 8.5）	25
8.5	貨物タンクガスフリー（IBC コード 8.6）	26
9 章	環境制御（IBC コード 9 章）	27
9.1	一般	27
9.2	個々の貨物に対する環境制御要件	27
10 章	電気設備	28
10.1	一般	28
10.2	接地（IBC コード 10.2 関連）	28
10.3	個々の貨物に対する電気要件（IBC コード 10.3）	28
11 章	防火及び消火	29
11.1	一般（IBC コード 11.1 関連）	29
11.2	貨物ポンプ室（IBC コード 11.2 関連）	29
11.3	貨物エリア（IBC コード 11.3）	30
11.4	特別要件（IBC コード 11.4）	31
12 章	貨物エリアの機械通風装置	32
12.1	一般	32
12.2	貨物取扱い作業中、通常人が入る区域	32
12.3	ポンプ室及び通常人が入るその他の閉鎖区域（IBC コード 12.2）	33
12.4	通常人が入らない区域（IBC コード 12.3）	33
12.5	作業要件（IBC コード 12.1.2 関連）	33
13 章	計測装置（IBC コード 13 章）	34
13.1	計測	34
13.2	ガス検知	34
13.3	追加要件	35
14 章	人身保護設備	36
14.1	保護装具（IBC コード 14.1 関連）	36
14.2	安全装具（IBC コード 14.2）	36
14.3	作業要件	37
15 章	特定の貨物に対する特別要件	38
15.1	通則（IBC コード 15.1）	38
15.2	硝酸アンモニウム水溶液（濃度が 93 質量%以下の水溶液）	38

15.3	二硫化炭素	38
15.4	ジエチルエーテル (<i>IBC</i> コード 15.4)	40
15.5	過酸化水素 (濃度が 8 質量%を超え 70 質量%以下の水溶液)	41
15.6	自動車燃料用アンチロック剤 (アルキル鉛を含有するもの)	42
15.7	黄リン (白リン)	43
15.8	酸化プロピレン及び酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物 (酸化エチレンの濃度が 30 質量%以下のもの)	43
15.9	塩素酸ナトリウム (濃度が 50 質量%以下の水溶液) (<i>IBC</i> コード 15.9 関連)	47
15.10	硫黄 (熔融状のもの) (<i>IBC</i> コード 15.10)	47
15.11	酸 (<i>IBC</i> コード 15.11)	48
15.12	有毒物質 (<i>IBC</i> コード 15.12)	48
15.13	添加剤により保護される貨物 (<i>IBC</i> コード 15.13)	49
15.14	37.8°Cにおいて 0.1013 MPa (絶対圧) より高い蒸気圧を有する貨物	49
15.15	ばら積み液体に対する硫化水素検知装置 (<i>IBC</i> コード 15.15)	50
15.16	貨物の混合 (<i>IBC</i> コード 15.16)	50
15.17	強化通風要件 (<i>IBC</i> コード 15.17)	50
15.18	貨物ポンプ室の特別要件 (<i>IBC</i> コード 15.18)	51
15.19	オーバフロー制御 (<i>IBC</i> コード 15.19)	51
15.20	硝酸オクチル (<i>IBC</i> コード 15.20)	51
15.21	温度センサー*	52
15.22	作業要件	52
16 章	作業に関する規定	58
16.1	オペレーションマニュアル	58
16.2	作業要件	58
16.3		59
16.4		59
17 章	最低要件 (<i>IBC</i> コード 17 章)	60
17.1	一般	60
18 章	本編の適用を受けない化学品 (<i>IBC</i> コード 18 章)	148
18.1	一般	148
19 章		150

に立ち入ることができる水準まで危険ガス又は蒸気の濃度を減少させることを目的とする。

- (17) 「ホールドスペース」とは、独立型タンクが設置された船体構造により閉囲された区域をいう。
- (18) 「独立」とは、例えば管装置又は通気装置が他のシステムと連結されることがない状態になっており、かつ、他のシステムに連結され得る装置が備えられていないことをいう。
- (19) 「長さ (L)」とは、竜骨の上面から測った最小型深さの 85 % の位置における喫水線の全長の 96 % 又はその喫水線上における船首材の前面から舵頭材の中心線までの長さのうちのいずれか大きいものをいう。傾斜した竜骨を有するように設計された船舶にあつては、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線に平行なものとする。単位はメートル (m) とする。
- (20) 「機関区域」とは、**R 編 3.2.30** に定めるものをいう。
- (21) 「MARPOL73/78」とは、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書をいう。
- (22) 「有害液体物質」とは、**17 章**及び**18 章**に規定する汚染分類、MEPC.2/Circ.又は MARPOL73/78 附属書 II の 6.3 規則に規定する X、Y 又は Z 類に仮査定されたすべての物質をいう。
- (23) 「燃料油装置」とは、**R 編 3.2.34** に定めるものをいう。
- (24) 区画の「浸水率」とは、当該区画内の水で占有されると仮定される容積と当該区画の総容積との比をいう。
- (25) 「港湾当局」とは、船舶が積荷又は揚荷を行う港における国の適当な機関をいう。
- (26) 「ポンプ室」とは、貨物エリア内に位置するバラスト又は燃料油を取扱うポンプ及びそれらの付属品を格納する区域をいう。
- (27) 「パージング」とは、既に不活性化されたタンクにイナートガスを供給することといい、タンク内の酸素濃度をさらに低下させること及び／又はタンク内に存在する炭化水素蒸気又はその他の可燃性蒸気の濃度を、空気がタンクに供給された場合であっても、燃焼が維持できない水準まで低下させることを目的とする。
- (28) 「基準温度」とは、貨物の蒸気圧が圧力逃し弁の設定圧力と一致する温度をいう。
- (29) 「分離」とは、例えば貨物管装置又は貨物通気装置が他の貨物管装置又は貨物通気装置に連結しないことをいう。この分離は設計又は操作手段によって達成されるもので差し支えない。この操作方法は貨物タンク内で操作されるものであってはならず、また、次の方式のうちのいずれかのものからなるものでなければならない。
 - (a) スプールピース又は弁を取外し、管の端部にブランクフランジを取付けるもの。
 - (b) 2 つのめがねフランジを直列に配置し、2 つのめがねフランジ間の管内への漏洩を検知する装置を設けるもの。
- (30) 「業務区域」とは、**R 編 3.2.45** に定めるものをいう。
- (31) 「蒸気圧」とは、特定の温度における液体の飽和蒸気の平衡圧力をいい、 P_a (絶対圧) で表わす。
- (32) 「ボイドスペース」とは、貨物エリア内で貨物タンクの外にある閉囲された区画をいい、ホールドスペース、バラスト区域、燃料油タンク、貨物ポンプ室、ポンプ室又は通常時に人が使用するいかなる区域も含まない。
- (33) 「IBC コード」とは、危険化学品のばら積運送の船舶の構造及び設備に関する国際規則をいう。

された積付状態と同等の安全性が保持されると認める場合に、前-1.から-3.の要件を免除することができる。

- (1) 2.2.2 の要件に従って予想されるすべての積付状態が復原性に関する資料において承認されており、専ら当該積付状態の範囲における運送に従事する船舶
- (2) 本会により承認された手段により遠隔で復原性要件が検証される船舶
- (3) 承認された範囲の積付状態で運航される船舶
- (4) 2016 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、適用されるすべての非損傷時復原性要件及び損傷時復原性要件を満足する承認された許容 KG 又は GM 曲線を有するもの

2.3 乾舷甲板下の船外排出管

2.3.1 船外排出管に取付けられる弁（IBC コード 2.3.1）*

乾舷甲板下の区域又は風雨密戸を備えた乾舷甲板上の船楼及び甲板室内から外板の外に通じる排出管に取付けられる弁の設備及び制御は、D 編 13.4 の規定に適合しなければならない。この場合、取付ける弁は次に示す(1)又は(2)のいずれかとしなければならない。

- (1) 乾舷甲板上の場所から積極的に閉鎖することができる 1 個の自動逆止弁
- (2) 満載喫水線から排出管の船内開口端までの垂直距離が $0.01L_f$ を超える場合は、積極的閉鎖装置のない 2 個の自動逆止弁。ただし、船内側の弁が、運行状態のもとで点検のために常に近づくことができる場合に限る。

2.3.2 自動逆止弁（IBC コード 2.3.3）

2.3.1(1)及び2.3.1(2)という自動逆止弁は、本会の認める型式のものとし、かつ、2.9 の残存要件中の沈下、縦傾斜及び横傾斜を考慮して、船内への水の流入を防止するのに十分有効なものでなければならない。

2.4 載貨状態（IBC コード 2.4）

2.4.1 載貨状態

損傷時の残存能力は、予測されるあらゆる載貨状態並びに喫水及び縦傾斜の変化に対して、調査しなければならない。船舶が本編の適用を受ける貨物を運送しない場合又はその貨物の残留物のみを運ぶ場合のバラスト状態は考慮する必要はない。

2.5 損傷の仮定（IBC コード 2.5）

2.5.1 仮定最大損傷範囲*

- 1. 船側からの損傷範囲は表 S2.1 による。
- 2. 船底からの損傷範囲は表 S2.2 による。

表 S2.1 船側損傷範囲

方向	損傷の範囲
縦方向	$1/3L_f^{2/3}$ 又は 14.5 m のうちいずれか小さい方
横方向	$B/5$ 又は 11.5 m のうちいずれか小さい方（満載喫水線の位置において、船側から船体中心線に直角に測る。）
垂直方向	上方無制限（船体中心線において、船底外板の上面から測る。）

運動により加わる付加荷重を考慮して十分な強度のものとしなければならない。

- (2) 常温と大きく異なる温度の貨物を積載する計画のあるタンクの支持構造は、タンクの温度変化に基づく膨張収縮をできるだけ拘束しないようにしなければならない。
- (3) 船の動揺、衝突等によりタンクが移動しないように、タンクに移動止めを設けなければならない。また、タンクの周囲に浸水した場合に、タンクが浮き上がらないような装置を設けなければならない。
- (4) タンクの形状は、過大な応力集中を生じることのないものとし、本会が特に認めた場合を除き、隅部は緩やかな曲面としなければならない。

4.2.3 圧力式タンク

圧力式タンクの設計圧力は、**4.2.1(1)(b)**に規定する荷重による圧力に、**4.2.1(1)(d)**に規定する圧力を加えた値の1.5倍以上の値としなければならない。圧力式タンクは、**D編10章**及び**11章**の適用にあたって胴板の厚さ及び使用条件にかかわらず第2種圧力容器の規定として、当該各章の規定を適用すること。また、圧力式荷役を行うタンクにあつては、タンクの設計圧力を0.34 MPa未満としてはならない。

4.3 個々の貨物に対するタンク型式の要件 (IBCコード4.2)

4.3.1 個々の貨物に対するタンク型式の要件

個々の貨物に対するタンク型式の据付け及び設計要件は、**表 S17.1**の f 欄の規定による。

5.7 船舶の貨物ホース (IBC コード 5.7)

5.7.1 一般*

貨物移送に使用される貨物及び蒸気用ホースは、貨物及び貨物の温度に適するものでなければならない。

5.7.2 設計圧力

タンクの圧力又はポンプの吐出圧力を受けるホースは、その破壊圧力が貨物の移送中にホースに加わる最大圧力の 5 倍以上となるように設計しなければならない。

5.7.3 圧力試験

貨物ホースは、ホース端の付属品を完全に備えた状態で、通常の大気温度において、0 からその計画最大使用圧力の 2 倍以上の圧力範囲で 200 回の繰返し圧力によるプロトタイプテストを行わなければならない。このテストが実施された後、計画される最も厳しい温度において、計画最大使用圧力の 5 倍以上の破裂圧力でテストを行わなければならない。プロトタイプテストに使用されたホースは、貨物荷役に使用してはならない。その後製造された同型式の各貨物ホースは、実用に供する前に、大気温度において計画最大使用圧力の 1.5 倍以上、かつその破裂圧力の 2/5 を超えない圧力において、水圧試験を行わなければならない。ホースには、その試験日、計画最大使用圧力、また大気温度以外で使用する場合は、適宜、許容される最高及び最低使用温度を表示しなければならない。計画最大使用圧力は、1 MPa (ゲージ圧) 以上としなければならない。

6 章 構造材料

6.1 一般

6.1.1 タンク、管装置等の構造材料（IBCコード 6.1）

タンク並びに関連する配管、ポンプ、弁、通気装置及びこれらの継手に使用する構造材料は、運送する貨物の温度及び圧力下において本会が適当と認めるものでなければならない。鋼は、通常の構造材料であるとみなされる。

6.1.2 構造材料の選定基準（IBCコード 6.3）

構造材料を選定する際には、必要に応じて、次の事項を考慮しなければならない。

- (1) 使用温度における切欠じん性
- (2) 貨物の腐食性
- (3) 貨物と構造材料との危険な反応の有無

6.1.3 使用材料に関する情報（IBCコード 6.2 関連）*

船舶の管理者又は船長が利用できるよう、[16.1.1](#)に規定するオペレーションマニュアルには、船舶の構造材料に関する適切な情報が記載されていなければならない。

6.2 作業要件

6.2.1 適用

本 [6.2](#) の規定は、船級を保持するために必要な検査の対象となる要件ではないが、船舶の管理者又は操船責任者等が遵守すべき事項を示すものである。

6.2.2 貨物の情報提供（IBCコード 6.4 関連）

貨物の荷主は、船舶の管理者及び船長に貨物に関する適切な情報の提供を貨物の輸送前の適切な時期及び方法で行うこと。貨物は、全ての構造材料に対して損傷及び危険若しくは潜在的に危険な反応をもたらさないものであること。

8.5 貨物タンクガスフリー (IBC コード 8.6)

8.5.1 ガスフリー装置 (IBC コード 8.6.1)

開放式通気が許される貨物以外の貨物に対して使用される貨物タンクのガスフリーのための設備は、大気中への可燃性蒸気又は毒性蒸気の拡散及び貨物タンク内の可燃性又は毒性蒸気混合物による危険性を最小限にするものとしなければならない。そのため、次に示すいずれかの排気口を通して排出することができるような装置としなければならない。

- (1) 8.2.4 及び 8.2.5 に規定する排気口
- (2) ガスフリーの作業中、少なくとも 30 m/s の垂直方向の放出速度を維持して貨物タンクの甲板上少なくとも 2 m の高さの排気口
- (3) 少なくとも 20 m/s の垂直方向の放出速度で、貨物タンクの甲板上少なくとも 2 m の高さの火炎の通過を防ぐ適当な装置で保護された排気口

なお、前記(1)、(2)又は(3)の排気口の位置において可燃性蒸気の濃度が可燃性下限の 30%まで減じられた場合、及び毒性貨物においては蒸気濃度が重大な健康上の危険性を示さない場合は、貨物タンクの甲板上の位置においてガスフリーできるものであって差し支えない。

8.5.2 ガスフリー装置の排気口 (IBC コード 8.6.2)

8.5.1(2)及び 8.5.1(3)に引用されている排気口は、固定式又は持運び式のいずれのパイプとしても差し支えない。

8.5.3 ガスフリー装置の設計 (IBC コード 8.6.3) *

8.5.1(2)及び 8.5.1(3)に要求されている排出速度を達成する目的で、特に 8.5.1 に従ってガスフリー装置を設計する場合は、次に示す事項について十分考慮しなければならない。

- (1) システムの構成材料
- (2) ガスフリーを行う時間
- (3) 使用されるファンの流量特性
- (4) ダクト、パイプ及び貨物タンクの吸・排気口による圧力損失
- (5) ファンの駆動媒体（例えば水又は圧縮空気）の使用圧力
- (6) 運送される貨物の範囲に対する貨物蒸気と空気の混合物の密度

11.3.10 放射器の要件

消火作業中の作業の融通性及びモニタから遮断された面積の消火のために放射器を設けなければならない。放射器の容量は 400 l/min 未満としてはならず、また、無風状態における放射器の射程は、15 m 未満であってはならない。泡放射器の個数は、4 個未満であってはならない。泡の主排出口の数及び配置は、貨物タンク甲板面積のすべての箇所を少なくとも 2 個の放射器からの泡で保護できるようにしなければならない。

11.3.11 泡主管及び消火主管の損傷部の遮断

泡主管及び甲板泡装置の一部分である消火主管には各モニタの位置のすぐ前方に消火主管が損傷した場合にその損傷部を遮断するための弁が取付けられなければならない。

11.3.12 消火主管の要件*

固定式甲板泡装置が要求される放出率で作動する場合において、消火主管から同時に要求される圧力で要求される条数の射水が得られなければならない。

11.3.13 限定された種類の貨物を専用に運送する船舶での代替設備*

限定された種類の貨物を専用に運送する場合で、本会が大多数の引火性貨物に要求される甲板泡消火装置と同等の有効性を認めた場合、代替の設備により保護して差し支えない。

11.3.14 可搬式消火器*

運送する貨物に適切な可搬式消火器を供え、かつ、使用できる良好な状態で保持しなければならない。

11.3.15 発火源の排除*

引火性貨物を運送する場合、すべての発火源は、規則 H 編 4.2.3-2., -4.及び-5.に定める危険場所から排除されなければならない。

11.3.16 船首又は船尾荷役設備を有する船舶に対する追加要件

船首又は船尾荷役設備を有する船舶は、11.3.7 の要求に適合する 1 個の追加のモニタ及び 11.3.10 の要求に適合する 1 個の追加の放射器を備えなければならない。追加のモニタは船首又は船尾荷役設備を保護できるように配置しなければならない。貨物エリア前後の貨物管の範囲は、上記の放射器により保護されなければならない。

11.4 特別要件 (IBC コード 11.4)**11.4.1 特別要件***

特定の貨物に適合すると考えられる消火剤は、表 S17.1 の I 欄に示してある。

12.2.10 通風用ダクトの開口部の保護金網 (IBC コード 12.1.10) *

通風用ダクトの開口の外側には、13 mm×13 mm メッシュを超えない保護金網を取付けなければならない。

12.3 ポンプ室及び通常人が入るその他の閉囲区域 (IBC コード 12.2)**12.3.1 ポンプ室及び通常人が入るその他の閉囲区域***

ポンプ室及び通常人が入るその他の閉囲区域であって 12.2.1 の適用を受けない区域は、当該区域の外側から制御でき、かつ、12.2.3 の要件に適合する機械通風装置を取り付けなければならない。ただし、その能力は、当該区域の総容積に対し毎時 20 回以上通風できるものとして差し支えない。人が入る前に当該区域を通風するための設備を設けなければならない。

12.4 通常人が入らない区域 (IBC コード 12.3)**12.4.1 通常人が入らない区域***

二重底、コファダム、ダクトキール、パイプトンネル、ホールドスペース及び貨物が滞留するおそれのある区域は、その区域に人が入る必要がある場合、安全な環境を確保するように通風できなければならない。これらの区域に固定式通風装置を備えていない場合は、承認された可搬式の機械通風装置を備えなければならない。ホールドスペースのように区域の配置によって必要な場合は、この通風装置のために必要な固定式ダクトを備えなければならない。固定式装置は毎時 8 回、また、可搬式装置は毎時 16 回の換気能力を有していなければならない。ファン及び送風機は、交通用開口から離して設置し、かつ、12.2.8 の規定に適合するものでなければならない。

12.5 作業要件 (IBC コード 12.1.2 関連)**12.5.1 適用**

本章の 12.5.2 の規定は船級を保持するために必要な検査の対象となる要件ではないが、船舶の管理者又は操船責任者等が遵守すべき事項を示すものである。

12.5.2 区域に入る前の通風 (IBC コード 12.1.2)

12.2.1 に定める区域に入って装置を操作する前には当該区域を換気しなければならない。

13.3 追加要件

13.3.1 固定式ガス検知装置の設置*

吸引式の固定式ガス検知装置をガス安全区画（炭化水素ガスの侵入により，引火性又は毒性の危険が生じる区画をいう。）に設置する場合は，本編の規定によるほか本会が別に定めるところにもよらなければならない。

されたロッカに保管しておかなければならない。他の安全装具も容易に近づける場所であって、明瞭に表示され適当な場所に保管しておかなければならない。

14.2.6 圧縮空気装置の保守

圧縮空気装置の保守については、[14.3](#)を参照すること。

14.2.7 担架

貨物ポンプ室のような区画から負傷者を吊り上げるのに適切な担架を容易に近づける場所に備えておかなければならない。

14.2.8 非常脱出用の呼吸具等

[表 S17.1](#) の *n* 欄に“要”が記載されている貨物を運送する船舶は、乗船者全員に対して、次の(1)及び(2)に適合する非常脱出用の呼吸具及び眼の保護装具を備えなければならない。

- (1) 呼吸具は、次の(a)及び(b)によらなければならない。
 - (a) フィルター型式の呼吸具を使用してはならない。
 - (b) 自蔵式呼吸具は、通常の使用状態で少なくとも 15 分間使用できるものでなければならない。
- (2) 非常脱出用の呼吸具は、消火又は貨物取扱い作業に使用してはならず、かつ、その旨を表示しておかなければならない。

14.2.9 応急医療器具*

船舶には、酸素蘇生器及び運送する貨物に対して有効な解毒剤を含む、本会の適当と認める応急医療器具を備えなければならない。

14.2.10 除染シャワー及び洗眼器*

適切に表示された除染シャワー及び洗眼器を甲板上の便利な場所に配置しなければならない。これらの設備は、いかなる気象条件下においても使用できるものでなければならない。

14.3 作業要件

14.3.1 適用

本 [14.3](#) の規定は、船級を保持するために必要な検査の対象となる要件ではないが、船舶の管理者又は操船責任者等が遵守すべき事項を示すものである。

14.3.2 保護装具の使用 (IBC コード 14.1.3)

保護装具は人身に対する危険を伴う可能性のあるあらゆる作業において使用すること。

14.3.3 圧縮空気装置の保守 (IBC コード 14.2.6)

[14.2.2](#) で要求される圧縮空気装置は、少なくとも 1 ヶ月に 1 回、責任ある船舶職員によって点検されなければならない。また、その点検結果は、船舶の航海日誌に記録されなければならない。さらに圧縮空気装置は、少なくとも 1 年に 1 回、専門家によって点検され、かつ、試験されなければならない。

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
アンモニア（水溶液） （濃度が28質量%以下のものに限定。）	Ammonia aqueous (28% or less)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
塩化アンモニウム（水溶液）（濃度が25質量%未満のものに限定。）	Ammonium chloride solution (less than 25%)	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	不要	
燐酸水素アンモニウム（水溶液）	Ammonium hydrogen phosphate solution	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	
リグニンスルホン酸アンモニウム（水溶液）	Ammonium lignosulphonate solutions	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
硝酸アンモニウム（水溶液）（濃度が93質量%以下のものに限定。）	Ammonium nitrate solution (93% or less)	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	2	1 <i>G</i>	制御	不要			NF	制限	<i>T</i>	<i>No</i>	不要	15.2 & 15.22.2 (15.2), 15.11.4, 15.11.6, 15.12.3, 15.12.4, 15.18, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリ燐酸アンモニウム（水溶液）	Ammonium polyphosphate solution	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	
硫酸アンモニウム（水溶液）	Ammonium sulphate solution	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	不要	
硫化アンモニウム（水溶液）（濃度が45質量%以下のものに限定。）	Ammonium sulphide solution (45% or less)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不活性	<i>T4</i>	<i>IIB</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2), 16.2.7-3. (16.6.3)
チオ硫酸アンモニウム（水溶液）（濃度が60質量%以下のものに限定。）	Ammonium thiosulphate solution (60% or less)	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	不要	

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	目の呼吸及び保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
酢酸ペンチル	Amyl acetate (all isomers)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
ノルマルペンチルアルコール	n-Amyl alcohol	Z	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	FT	ABC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
第一級ペンチルアルコール (ノルマルペンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。)	Amyl alcohol, primary	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	FT	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
第二級ペンチルアルコール	sec-Amyl alcohol	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	FT	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ターシャリーペンチルアルコール	tert-Amyl alcohol	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
ターシャリーペンチルエチルエーテル	tert-Amyl ethyl ether	Z	P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
ターシャリーペンチルメチルエーテル	tert-Amyl methyl ether	X	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
アニリン	Aniline	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
アリールポリオレフィン (ポリオレフィン基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。)	Aryl polyolefins (C11-C50)	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
航空用アルキレート (炭素数が 8 のパラフィンであって沸点が 95℃以上 120℃以下のものに限る。)	Aviation alkylates (C8 paraffins and iso-paraffins BPT 95 - 120℃)	X	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム (アルキル基の炭素数	Barium long chain (C11-C50) alkaryl	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 護 及 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。)	sulphonate														
ベンゼン（濃度が 10 質量%以上の粗製ベンゼンを含む。）(i)	Benzene and mixtures having 10% benzene or more	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
塩化ベンゼンスルホニル	Benzene sulphonyl chloride	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ベンゼントリカルボン酸トリオクチル	Benzenetricarboxylic acid, trioctyl ester	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
酢酸ベンジル	Benzyl acetate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ベンジルアルコール	Benzyl alcohol	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
塩化ベンジル	Benzyl chloride	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	要	15.12, 15.13, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
脂肪酸メチルエステル（植物由来のものに限る。）及び軽油の混合物（脂肪酸メチルエステルの体積が 25%を超え 99%未満のものであって引火点が 60℃を超えるものに限る。）	Bio-fuel blends of Diesel/gas oil and FAME(>25% but <99% by volume)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
植物油及び軽油の混合物（植物油の体積が 25%を超え 99%未満のものであって引火点が 60℃を超えるものに限る。）	Bio-fuel blends of Diesel/gas oil and vegetable oil(>25% but <99% by volume)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
エチルアルコール（植物由来のものに限る。）	Bio-fuel blends of	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
及びガソリンの混合物 (エチルアルコールの 体積が 25%を超え 99% 未満のものに限る。)	Gasoline and Ethyl alcohol(>25% but <99% by volume)														
テレフタル酸ジ-2-エチルヘキシル	Bis (2-ethylhexyl) terephthalate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>ABC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
ブレーキ液基剤 (ポリ アルキレングリコール (アルキレングリコール の炭素数が 2 又は 3 のものであって、重合 度が 2 から 8 までのも のに限る。), ポリアル キレングリコールモノ アルキルエーテル (ア ルキレングリコールの 炭素数が 2 から 10 ま でのものであって、ア ルキル基の炭素数が 1 か ら 4 までのものに限 る。) 及びそれらのホウ 酸エステル混合物に 限る。)	Brake fluid base mix: Poly (2-8) alkylene (C2-C3) glycols/Polyalkylene (C2-C10) glycols monoalkyl (C1-C4) ethers and their borate esters	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	
ブロモクロロメタン	Bromochloromethane	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	不要	
ブテンオリゴマー	Butene oligomer	<i>X</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T4</i>	<i>IIB</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>ABC</i>	不要	15.19.6
エチレングリコールモノ ブチルエーテル及び 多岐岐ポリエステルア ミドの混合物 (エチレ ングリコールモノブチ ルエーテルの濃度が 58	2-Butoxyethanol (58%)/Hyperbranched polyesteramide (42%) (mixture)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
質量%のものに限る。)															
酢酸ブチル	Butyl acetate (all isomers)	<i>Y</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
アクリル酸ブチル	Butyl acrylate (all isomers)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>B</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.7-1.. (16.6.1), 16.2.7-2.. (16.6.2)
ターシャリーブチルアルコール	tert-Butyl alcohol	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
ブチルアミン	Butylamine (all isomers)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ブチルベンゼン	Butylbenzene (all isomers)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
フタル酸ブチルベンジル	Butyl benzyl phthalate	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
酪酸ブチル	Butyl butyrate (all isomers)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
メタクリル酸ブチル, メタクリル酸デシル, メタクリル酸セチル及び メタクリル酸エイコシル の混合物	Butyl/Decyl/Cetyl/ Eicosyl methacrylate mixture	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	<i>T3</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.7-1.. (16.6.1), 16.2.7-2.. (16.6.2)
ブチレングリコール	Butylene glycol	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	
1, 2-酸化ブチレン	1,2-Butylene oxide	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不活性	<i>T2</i>	II <i>B</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AC</i>	不要	15.8.1~15.8.7 & 15.22.8-1.~15.22.8-5. (15.8.1~15.8.7), 15.8.12, 15.8.13, 15.8.17 (15.8.16), 15.8.19 (15.8.17), 15.8.20 & 15.22.8-8. (15.8.18), 15.8.21 & 15.22.8-9 (15.8.19),

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	タン ク 形 式	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 護 及 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
															15.8.23 (15.8.21), 15.8.31 ~ 15.8.33 & 15.22.8-1.2. ~ 15.22.8-1.4. (15.8.25), 15.8.35 (15.8.27), 15.8.37 & 15.22.8-1.8. (15.8.29), 15.12, 15.17, 15.19.6
ノルマルブチルエーテル	n-Butyl ether	Y	S/P	3	2G	制御	不活性	T4	IIB	No	制限	F	AC	不要	15.4.6, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
メタクリル酸ブチル	Butyl methacrylate	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
プロピオン酸ノルマルブチル	n-Butyl propionate	Y	P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
ブチルアルデヒド	Butyraldehyde (all isomers)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
酪酸	Butyric acid	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.19.6
ガンマブチロラクトン	gamma-Butyrolactone	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
アルキルアリールスルホン酸カルシウム (アルキル基の炭素数が11から50までのもの及びその混合物に限る。)	Calcium alkaryl sulphonate(C11-C50)	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	
アルキルサリチル酸カルシウム (アルキル基の炭素数が 10 から 28 までのもの及びその混合物に限る。)	Calcium alkyl (C10-C28) salicylate	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
水酸化カルシウム（スラリー）	Calcium hydroxide slurry	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
次亜塩素酸カルシウム（水溶液）（濃度が15質量%以下のものに限る。）	Calcium hypochlorite solution (15% or less)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	No	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
次亜塩素酸カルシウム（水溶液）（濃度が15質量%を超えるものに限る。）	Calcium hypochlorite solution (more than 15%)	X	S/P	1	2G	制御	不要			NF	制限	T	No	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
リグニンスルホン酸カルシウム（水溶液）	Calcium lignosulphonate solutions	Z	P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
長鎖アルキル（アルキル基の炭素数が5から10までのもの及びその混合物に限る。）カルシウムフェネート	Calcium long-chain alkyl(C5-C10) phenate	Y	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6
長鎖アルキル（アルキル基の炭素数が11から40までのもの及びその混合物に限る。）カルシウムフェネート	Calcium long-chain alkyl(C11-C40) phenate	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が8から40までのもの及びその混合物に限る。）	Calcium long-chain alkyl phenate sulphide (C8-C40)	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキ	Calcium long-chain alkyl salicylate(C13+)	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 護 及 び	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ル基の炭素数が13以上のもの及びその混合物（アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物を除く。）に限る。）															
長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物に限る。）	Calcium long-chain alkyl (C18-C28) salicylate	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
塩化カリウム、硝酸カルシウム及び硝酸マグネシウム（水溶液）	Calcium nitrate/Magnesium nitrate/Potassium chloride solution	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
硝酸カルシウム（水溶液）（濃度が50質量%以下のものに限る。）	Calcium nitrate solution (50% or less)	Z	S	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
アマナズナ種子油	Camelina oil	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7)
イブシロンーカプロラクタム（熔融状のもの又は水溶液に限る。）	epsilon-Caprolactam (molten or aqueous solutions)	Z	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
石炭酸油	Carbolic oil	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	F-T	AB C	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
二硫化炭素	Carbon disulphide	Y	S/P	1	1G	制御	封入+不活性	T6	IIC	No	密閉	F-T	C	要	15.3 & 15.22.3 (15.3), 15.12, 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
四塩化炭素	Carbon tetrachloride	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	不要	15.12, 15.17, 15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
カシュウナッツシェル油（未精製のみに限る。）	Cashew nut shell oil (untreated)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
ひまし油	Castor oil	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
ギ酸セシウム（水溶液）	Cesium formate solution	Y	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	15.19.6
メタクリル酸セチル及びメタクリル酸エイコシルの混合物	Cetyl/Eicosyl methacrylate mixture	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
塩素化パラフィン（炭素数が 10 から 13 までのもの及びその混合物に限る。）	Chlorinated paraffins (C10-C13)	X	S/P	1	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6)
塩素化パラフィン（塩素が 50 質量%以上含有する炭素数が 14 から 17 までのもの及びその混合物であって炭素数が 13 以下のものが 1 質量%未満のものに限る。）	Chlorinated paraffins (C14-C17) (with 50% chlorine or more, and less than 1% C13 or shorter chains)	X	S/P	1	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
クロロ酢酸（濃度が 80 質量%以下のものに限る。）	Chloroacetic acid (80% or less)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12, 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
クロロベンゼン	Chlorobenzene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F-T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
クロロホルム	Chloroform	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
クロロヒドリン（粗製のものに限る。）	Chlorohydrins (crude)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	IIA	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
4-クロロ-2-メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩（水溶液）	4-Chloro-2-methylphenoxyacetic acid, dimethylamine salt solution	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	制限	<i>T</i>	<i>No</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
オルトクロロニトロベンゼン	o-Chloronitrobenzene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
1-(4-クロロフェニル)-4,4-ジメチルペンタン-3-オン	1-(4-Chlorophenyl)-4,4-dimethyl-pentan-3-one	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB D</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
2-又は 3-クロロプロピオン酸	2-or 3-Chloropropionic acid	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
クロロスルホン酸	Chlorosulphonic acid	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	1	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4, 15.11.5, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12, 15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
メタクロロトルエン	m-Chlorotoluene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T4</i>	IIA	No	制限	<i>F-T</i>	<i>AB C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
オルトクロロトルエン	o-Chlorotoluene	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	IIA	No	制限	<i>F</i>	<i>AB C</i>	不要	15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
パラクロロトルエン	p-Chlorotoluene	Y	P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
クロロトルエン（異性体混合物）	Chlorotoluenes (mixed isomers)	Y	P	2	2G	制御	不要	T4	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
塩化コリン（水溶液）	Choline chloride solutions	Z	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	
クエン酸（濃度が70質量%以下のものに限る。）	Citric acid (70% or less)	Z	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
コールタール	Coal tar	X	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	Yes	密閉	T	BD	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
コールタールナフサソルベント	Coal tar naphtha solvent	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	密閉	F-T	ABC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
コールタールピッチ（熔融状のものに限る。）	Coal tar pitch (molten)	X	S/P	2	1G	制御	不要	T2	IIA	Yes	密閉	T	ABCD	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ココアバター	Cocoa butter	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
やし油	Coconut oil	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
やし油脂肪酸	Coconut oil fatty acid	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
やし油脂肪酸メチルエステル	Coconut oil fatty acid methyl ester	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6
長鎖アルカン酸銅塩（アルキル基の炭素数	Copper salt of long chain (C17+)	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
が17以上のもの及びその混合物に限る。)	alkanoic acid														
とうもろこし油	Corn Oil	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2 (<i>k</i>)	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
綿実油	Cotton seed oil	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2 (<i>k</i>)	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
クレオソート (コール タールから得られたも のに限る。)	Creosote (coal tar)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	1	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	<i>IIA</i>	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AD</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
クレゾール	Cresols (all isomers)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	1	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	<i>IIA</i>	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	要	15.12, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
クレゾール, フェノー ル及びキシレノールの 混合物	Cresol/Phenol/Xylenol mixture	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
クレゾール (フェノー ルを含まないものに限 る。)	Cresylic acid, dephenolized	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
クレゾールナトリウム 塩 (水溶液)	Cresylic acid, sodium salt solution	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T4</i>	<i>IIB</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
クロトンアルデヒド	Crotonaldehyde	<i>X</i>	<i>S/P</i>	1	1 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	<i>IIB</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
1, 5, 9-シクロドデカト リエン	1,5,9- Cyclododecatriene	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.7-1.. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
シクロヘプタン	Cycloheptane	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T4</i>	<i>IIA</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
シクロヘキサン	Cyclohexane	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	<i>IIA</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
1,2-シクロヘキサンジ	Cyclohexane-1, 2-	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 護 及 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
カルボン酸ジイソノニルエステル	dicarboxylic acid, diisononyl ester												C		
シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩（水溶液）	Cyclohexane oxidation products, sodium salts solution	Z	P	3	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	
シクロヘキサノール	Cyclohexanol	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
シクロヘキサノン	Cyclohexanone	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
シクロヘキサノン及びシクロヘキサノールの混合物	Cyclohexanone, Cyclohexanol mixture	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	F	AC	不要	15.19.6
酢酸シクロヘキシル	Cyclohexyl acetate	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
シクロヘキシルアミン	Cyclohexylamine	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	密閉	F-T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
1, 3-シクロペンタジエン二量体（熔融状のものに限る。）	1,3-Cyclopentadiene dimer (molten)	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIB	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
シクロペンタン	Cyclopentane	Y	P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
シクロペンテン	Cyclopentene	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
パラシメン	p-Cymene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
デカヒドロナフタレン	Decahydronaphthalene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	FT	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
デカン酸（ネオデカン酸を除く。）	Decanoic acid	X	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
デセン	Decene	X	P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
アクリル酸デシル	Decyl acrylate	X	S/P	1	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.13, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
デカノール	Decyl alcohol (all isomers)	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9) (e)
デシルアルコール, ド デシルアルコール及び テトラデシルアルコー ルの混合物	Decyl/Dodecyl/Tetrad ecyl alcohol mixture	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
デシロキシスルホラ ン	Decyloxytetrahydrothi ophene dioxide	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ジアセトンアルコール	Diacetone alcohol	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	<i>IIA</i>	No	制限	<i>FT</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ジアルキル (アルキル 基の炭素数が 8 及び 9 のもの並びにその混合 物に限る。) ジフェニル アミン	Dialkyl (C8-C9) diphenylamines	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	
フタル酸ジアルキル (アルキル基の炭素数 が 7 から 13 までのもの (アルキル基の炭素数 が 9 から 10 までのも の, フタル酸ジオクチ ル及びフタル酸ジヘプ チルを除く。) 及びアル キル基の炭素数が 7 か ら 13 までのものの混合 物 (アルキル基の炭素 数が 9 から 10 までのも の, フタル酸ジオクチ ル及びフタル酸ジヘプ チルのみから成る混合 物を除く。)に限る。)	Dialkyl (C7-C13) phthalates	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
フタル酸ジアルキル	Dialkyl (C9-C10)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 び 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
(アルキル基の炭素数が9から10までのもの及びその混合物に限る。)	phthalates												C		
チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩 (水溶液)	Dialkyl thiophosphates sodium salts solution	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
2,6-ジアミノヘキサン酸燐酸塩 (水溶液)	2, 6-Diaminohexanoic acid phosphonate mixed salts solution	Z	S/P	3	2G	制御	不要			NF	制限	No	No	不要	15.11, 15.17, 15.19.6
ジブロモメタン	Dibromomethane	Y	S/P	2	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	15.19.6
ジブチルアミン	Dibutylamine	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	ABC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ホスホン酸水素ジブチル	Dibutyl hydrogen phosphonate	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
2,6-ジ-ターシャリーブチルフェノール	2,6-Di-tert-butylphenol	X	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
フタル酸ジブチル (フタル酸ジイソブチルを除く。)	Dibutyl phthalate	X	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
テレフタル酸ジブチル	Dibutyl terephthalate	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ジクロロベンゼン	Dichlorobenzene (all isomers)	X	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	Yes	密閉	T	ABD	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
3,4-ジクロロ-1-ブテン	3,4-Dichloro-1-butene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F-T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
1,1-ジクロロエタン	1,1-Dichloroethane	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
ジクロロエチルエーテル	Dichloroethyl ether	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	AC	要	15.12, 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
1,6-ジクロロヘキサン	1,6-Dichlorohexane	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
ビス(2-クロロイソプロピル) エーテル	2,2'-Dichloroisopropyl ether	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ジクロロメタン	Dichloromethane	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	<i>IIA</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
2,4-ジクロロフェノール	2,4-Dichlorophenol	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	乾燥			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AD</i>	要	15.12, 15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩 (水溶液)	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, diethanolamine salt solution	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩 (水溶液) (濃度が 70 質量%以下のものに限る。)	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, dimethylamine salt solution (70% or less)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩 (水溶液)	2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, triisopropanolamine salt solution	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
1,1-ジクロロプロパン	1,1-Dichloropropane	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	<i>IIA</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
1,2-ジクロロプロパン	1,2-Dichloropropane	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	<i>IIA</i>	No	制限	<i>F-T</i>	<i>AB</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	形式タンク	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	目の呼吸及び保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
													C		
1,3-ジクロロプロペン	1,3-Dichloropropene	X	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	ABC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物	Dichloropropene/Dichloropropane mixtures	X	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	ABD	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
2,2-ジクロロプロピオン酸	2,2-Dichloropropionic acid	Y	S/P	2	2G	制御	乾燥			Yes	密閉	T	AD	要	15.11.2, 15.11.4, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12, 15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が81質量%から89質量%のものに限る。）	Dicyclopentadiene, Resin Grade, 81-89%	Y	S/P	2	2G	制御	不活性	T2	IIB	No	密閉	F-T	ABC	要	15.12, 15.13, 15.17, 15.19& 15.22.12 (15.19)
ジエタノールアミン	Diethanolamine	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	Yes	密閉	T	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ジエチルアミン	Diethylamine	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ジエチルアミノエタノール	Diethylaminoethanol	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F-T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
2,6-ジエチルアニリン	2,6-Diethylaniline	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ジエチルベンゼン	Diethylbenzene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ジエチレングリコール	Diethylene glycol	Z	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ジエチレングリコールジブチルエーテル	Diethylene glycol dibutyl ether	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ジエチレングリコール ジエチルエーテル	Diethylene glycol diethyl ether	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
フタル酸ジエチレングリコール	Diethylene glycol phthalate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
ジエチレントリアミン	Diethylenetriamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ジエチレントリアミン 五酢酸五ナトリウム塩 (水溶液)	Diethylenetriaminepen taacetic acid, pentasodium salt solution	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	
ジエチルエーテル	Diethyl ether	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	2	1 <i>G</i>	制御	不活性	<i>T4</i>	<i>IIB</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.4, 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19 & 15.22.12 (15.19)
アジピン酸ジ-2-エチル ヘキシル	Di-(2-ethylhexyl) adipate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
燐酸水素ジ(2-エチルヘ キシル)	Di-(2-ethylhexyl) phosphoric acid	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AD</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
フタル酸ジエチル	Diethyl phthalate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
硫酸ジエチル	Diethyl sulphate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ビスフェノール A のジ グリシジルエーテル	Diglycidyl ether of bisphenol A	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ビスフェノール F のジ グリシジルエーテル	Diglycidyl ether of bisphenol F	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
フタル酸ジヘプチル	Diheptyl phthalate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
アジピン酸ジノルマル ヘキシル	Di-n-hexyl adipate	<i>X</i>	<i>S/P</i>	1	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19 & 15.22.12 (15.19)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
フタル酸ジヘキシル	Dihexyl phthalate	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
ジイソブチルアミン	Diisobutylamine	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T4	IIB	No	密閉	F-T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ジイソブチレン	Diisobutylene	Y	P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
ジイソブチルケトン	Diisobutyl ketone	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
フタル酸ジイソブチル	Diisobutyl phthalate	X	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
アジピン酸ジイソノニル	Diisononyl adipate	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6
フタル酸ジイソオクチル	Diisooctyl phthalate	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
ジイソプロパノールアミン	Diisopropanolamine	Z	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
ジイソプロピルアミン	Diisopropylamine	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F-T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.17, 15.19.6
ジイソプロピルベンゼン	Diisopropylbenzene (all isomers)	X	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ジイソプロピルナフタレン	Diisopropyl naphthalene	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6
N,N-ジメチルアセトアミド	N,N-Dimethylacetamide	Z	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
N,N-ジメチルアセトアミド (水溶液) (濃度が40 質量%以下のものに限る。)	N,N-Dimethylacetamide solution (40% or less)	Z	S/P	3	2G	制御	不要			NF	制限	T	No	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
アジピン酸ジメチル	Dimethyl adipate	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ジメチルアミン (水溶液) (濃度が45 質量%以下のものに限る。)	Dimethylamine solution (45% or less)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F-T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護 吸 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ジメチルアミン (水溶液) (濃度が 45 質量%を超え 55 質量%以下のものに限る。)	Dimethylamine solution (greater than 45% but not greater than 55%)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>B</i>	No	制限	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ジメチルアミン (水溶液) (濃度が 55 質量%を超え 65 質量%以下のものに限る。)	Dimethylamine solution (greater than 55% but not greater than 65%)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>B</i>	No	制限	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19 & 15.22.12 (15.19)
N,N-ジメチルシクロヘキシルアミン	N,N-Dimethylcyclohexylamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	II <i>B</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
二硫化ジメチル	Dimethyl disulphide	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F-T</i>	<i>AB C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
N,N-ジメチルドデシルアミン	N,N-Dimethyldodecylamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ジメチルエタノールアミン	Dimethylethanolamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ジメチルホルムアミド	Dimethylformamide	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
グルタル酸ジメチル	Dimethyl glutarate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ホスホン酸水素ジメチル	Dimethyl hydrogen phosphite	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T4</i>	II <i>B</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
ジメチルオクタノ酸	Dimethyl octanoic acid	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
フタル酸ジメチル	Dimethyl phthalate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ジメチルポリシロキサン	Dimethylpolysiloxane	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB C</i>	不要	15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	形式 タンク	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	目呼吸及び保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
2,2-ジメチルプロパン-1,3-ジオール (熔融状のもの又は溶液に限る。)	2,2-Dimethylpropane-1,3-diol (molten or solution)	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>ABC</i>	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
こはく酸ジメチル	Dimethyl succinate	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ジニトロトルエン (熔融状のものに限る。)	Dinitrotoluene (molten)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 15.21, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9), 16.2.7-4. (16.6.4)
フタル酸ジノニル	Dinonyl phthalate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
フタル酸ジオクチル	Diocetyl phthalate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>ABC</i>	不要	15.19.6
1,4-ジオキサン	1,4-Dioxane	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	<i>II B</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ジペンテン	Dipentene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	<i>II A</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ジフェニル	Diphenyl	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>ABC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ジフェニルアミン (熔融状のものに限る。)	Diphenylamine (molten)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>ABC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ジフェニルアミン及び2,2,4-トリメチルペンテンの反応生成物	Diphenylamine, reaction product with 2,2,4-Trimethylpentene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6)
アルキルジフェニルアミン	Diphenylamines, alkylated	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物	Diphenyl/Diphenyl ether mixtures	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>ABC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ジフェニルエーテル	Diphenyl ether	<i>X</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ジフェニルエーテル及 びジフェニルフェニル エーテルの混合物	Diphenyl ether/Diphenyl phenyl ether mixture	<i>X</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ジフェニルメタンジイ ソシアナート	Diphenylmethane diisocyanate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	乾燥	-	-	Yes(a)	密閉	<i>T(a)</i>	<i>AB</i> (<i>b</i>) <i>D</i>	要	15.12, 15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ビスフェノール A エピ クロロヒドリン樹脂	Diphenylol propane- epichlorohydrin resins	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ジノルマルプロピルア ミン	Di-n-propylamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	<i>IIB</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12.3, 15.12.4, 15.17, 15.19.6
ジプロピレングリコー ル	Dipropylene glycol	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	
ジチオカルバミン酸アル キル (アルキル基の 炭素数が7から35 まで のもの及びその混合物 に限る。)	Dithiocarbamate ester (C7-C35)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
アジピン酸ジトリデシル	Ditridecyl adipate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
フタル酸ジトリデシル	Ditridecyl phthalate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
フタル酸ジウンデシル	Diundecyl phthalate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ドデカン	Dodecane (all isomers)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	<i>IIA</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
ターシャリードデカン チオール	tert-Dodecanethiol	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
1-ドデセン	1-Dodecene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ドデセン	Dodecene (all isomers)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ドデカノール	Dodecyl alcohol	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ノルマルドデカンチオール	n-Dodecyl mercaptan	<i>X</i>	<i>S/P</i>	1	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ドデシルアミン及びテトラデシルアミンの混合物	Dodecylamine/Tetradecylamine mixture	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ドデシルベンゼン	Dodecylbenzene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩 (水溶液)	Dodecyl diphenyl ether disulphonate solution	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6)
ドデシルヒドロキシプロピルスルフィド	Dodecyl hydroxypropyl sulphide	<i>X</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
メタクリル酸ドデシル	Dodecyl methacrylate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.13, 15.19.6
メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物	Dodecyl/Octadecyl methacrylate mixture	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物	Dodecyl/Pentadecyl methacrylate mixture	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
ドデシルフェノール	Dodecyl phenol	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6)
ドデシルキシレン	Dodecyl Xylene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 の 保 及 護 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
掘削用ブライン (塩化亜鉛を含むものに限る。)	Drilling brines (containing zinc chloride)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	要	15.19.6
掘削用ブライン (臭化カルシウムを含むものに限る。)	Drilling brines(containing calcium bromide)	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	不要	15.19.6
エピクロロヒドリン	Epichlorohydrin	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>B</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19&15.22.12(15.19)
エタノールアミン	Ethanolamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	Yes	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	2-Ethoxyethyl acetate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
長鎖 (炭素数が 16 以上のもの及びその混合物に限る。) アルコキシアルキルアミンのエトキシ化物	Ethoxylated long chain (C16+) alkyloxyalkylamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
エトキシ化タローアミン (濃度が 95 質量%を超えるものに限る。)	Ethoxylated tallow amine (>95%)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不活性	-	-	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
酢酸エチル	Ethyl acetate	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB C</i>	不要	15.19.6
アセト酢酸エチル	Ethyl acetoacetate	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	
アクリル酸エチル	Ethyl acrylate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>B</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.13, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
エチルアミン	Ethylamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	1 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3(2) (15.12.3.2), 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19 &

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
															15.22.12 (15.19)
エチルアミン (水溶液) (濃度が 72 質量%以下 のものに限る。)	Ethylamine solutions (72% or less)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F	AC	不要	15.12.3(2) (15.12.3.2), 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19 & 15.22.12 (15.19)
エチルペンチルケトン	Ethyl amyl ketone	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
エチルベンゼン	Ethylbenzene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	FT	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
エチルターシャリーブ チルエーテル	Ethyl tert-butyl ether	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
酪酸エチル	Ethyl butyrate	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
エチルシクロヘキサン	Ethylcyclohexane	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
N-エチルシクロヘキシ ルアミン	N- Ethylcyclohexylamine	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIB	No	密閉	F-T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ジプロピルチオカルバ ミン酸 S-エチル	S-Ethyl dipropylthiocarbamate	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
炭酸エチレン	Ethylene carbonate	Z	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
エチレンクロロヒドリ ン	Ethylene chlorohydrin	Y	S/P	1	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	AC	要	15.12, 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
エチレンシアノヒドリ ン	Ethylene cyanohydrin	Y	S/P	2	2G	制御	不要		IIB	Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
エチレンジアミン	Ethylenediamine	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
エチレンジアミン四酢 酸四ナトリウム塩 (水 溶液)	Ethylenediaminetetraa cetic acid, tetrasodium salt solution	Y	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ジブロモエタン	Ethylene dibromide	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護 吸 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ジクロロエタン	Ethylene dichloride	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	ABC	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
エチレングリコール	Ethylene glycol	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6
エチレングリコールモノアセテート	Ethylene glycol acetate	Y	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート	Ethylene glycol butyl ether acetate	Y	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6
エチレングリコールジアセテート	Ethylene glycol diacetate	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6
エチレングリコールメチルエーテルアセテート	Ethylene glycol methyl ether acetate	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
エチレングリコールモノアルキルエーテル	Ethylene glycol monoalkyl ethers	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIB	No	密閉	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
エチレングリコールモノフェニルエーテル	Ethylene glycol phenyl ether	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物	Ethylene glycol phenyl ether/Diethylene glycol phenyl ether mixture	Z	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
エチレングリコール、アルキルカルボン酸ナトリウム及びホウ砂の混合物（エチレングリコールの濃度が 75 質量%を超えるものに限る。）	Ethylene glycol (>75%)/sodium alkyl carboxylates/borax mixture	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護 吸 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
エチレングリコール及びアルキルカルボン酸ナトリウムの混合物（エチレングリコールの濃度が85質量%を超えるものに限る。）	Ethylene glycol (>85%)/sodium alkyl carboxylates mixture	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が30質量%以下のものに限る。）	Ethylene oxide/Propylene oxide mixture with an ethylene oxide content of not more than 30% by mass	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	1 <i>G</i>	制御	不活性	<i>T2</i>	<i>IIB</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.8 & 15.22.8 (15.8), 15.12, 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
エチレン及び酢酸ビニルの共重合体	Ethylene-vinyl acetate copolymer (emulsion)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
3-エトキシプロピオン酸エチル	Ethyl-3-ethoxypropionate	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	<i>IIA</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
2-エチルヘキサン酸	2-Ethylhexanoic acid	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>ABC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
アクリル酸 2-エチルヘキシル	2-Ethylhexyl acrylate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>ABC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.13, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
2-エチルヘキシルアミン	2-Ethylhexylamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	<i>IIA</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19.6
2-エチル-2-(ヒドロキシメチル) プロパン-1,3-ジオールアルキルエステル（アルキル基の炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。）	2-Ethyl-2-(hydroxymethyl) propane-1,3-diol (C8-C10) ester	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>ABC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
エチリデンノルボルネン	Ethylidene norbornene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIB	No	制限	F-T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
メタクリル酸エチル	Ethyl methacrylate	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.7-1, (16.6.1), 16.2.7-2, (16.6.2)
N-エチルメチルア릴アミン	N-Ethylmethylallylamine	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIB	No	密閉	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
プロピオン酸エチル	Ethyl propionate	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
2-エチル-3-プロピルアクロレイン	2-Ethyl-3-propylacrolein	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-9, (16.2.9)
エチルトルエン	Ethyl toluene	Y	P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
飽和脂肪酸（炭素数が13以上のもの及びその混合物に限る。）	Fatty acid (saturated C13+)	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9, (16.2.9)
脂肪酸メチルエステル（混合物に限る。）	Fatty acid methyl esters (m)	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6, (16.2.6), 16.2.3-9, (16.2.9)
脂肪酸（炭素数が8から10までのもの及びその混合物に限る。）	Fatty acids, (C8-C10)	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	ABC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6, (16.2.6), 16.2.3-9, (16.2.9)
脂肪酸（炭素数が12以上のもの及びその混合物であって炭素数が12から15までのものを含むものに限る。）	Fatty acids, (C12+)	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6, (16.2.6), 16.2.3-7, (16.2.7), 16.2.3-9, (16.2.9)
脂肪酸（炭素数が16以上のもの及びその混合物に限る。）	Fatty acids, (C16+)	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6, (16.2.6)
直鎖脂肪酸 2-エチルヘキシルエステル（脂肪	Fatty acids, essentially linear (C6-C18)	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
酸の炭素数が 6 から 18 までのもの及びその混合物に限る。)	2-ethylhexyl ester														
塩化第二鉄（水溶液）	Ferric chloride solutions	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.11, 15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
硝酸及び硝酸第二鉄の混合物（水溶液）	Ferric nitrate/Nitric acid solution	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.11, 15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
魚油	Fish oil	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2 (k)	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
フィッシュサイレージ（ぎ酸の含有量が 4 質量%以下のものに限る。）	Fish silage protein concentrate (containing 4% or less formic acid)	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
魚類たんぱく質濃縮物（ぎ酸の含有量が 4 質量%以下のものに限る。）	Fish protein concentrate (containing 4% or less formic acid)	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	不要	
フッ化ケイ素酸溶液（濃度が 20 質量%以上 30 質量%以下のものに限る。）	Fluorosilicic acid solution (20-30%)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.11, 15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ホルムアルデヒド（水溶液）（濃度が 45 質量%以下のものに限る。）	Formaldehyde solutions (45% or less)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	<i>II B</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ホルムアミド	Formamide	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ぎ酸（水溶液）（濃度が 85 質量%以下のものに限る。）	Formic acid	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	密閉	<i>T(g)</i>	<i>AC</i>	要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4,

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
限る。)	(85% or less acid)														15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12.3, 15.12.4, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9.. (16.2.9)
ぎ酸（水溶液）（濃度が 85 質量%を超えるものに限る。）	Formic acid (over 85%)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	No	密閉	F-T (g)	AC	要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12.3, 15.12.4, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ぎ酸の混合物（プロピオン酸の濃度が 18 質量%以下のものであって、ぎ酸ナトリウムの濃度が 25 質量%以下のものに限る。）	Formic acid mixture (containing up to 18% propionic acid and up to 25% sodium formate)	Z	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T(g)	AC	不要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
フルフラール	Furfural	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIB	No	密閉	F-T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
フルフリルアルコール	Furfuryl alcohol	Y	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
プロポキシ化グルシトール及びプロポキシ化グリセリンの混合物（アミンの濃度が 10 質量%未満のものに限る。）	Glucitol/glycerol blend propoxylated (containing less than 10% amines)	Z	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
プロポキシ化グルシトール及びプロポキシ化	Glucitol/glycerol blend propoxylated	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 護 及 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
グリセリンの混合物 (アミンの濃度が10質量%以上のものに限る。)	(containing 10% or more amines)														
グルタルアルデヒド (水溶液)(濃度が50質量%以下のものに限る。)	Glutaraldehyde solutions (50% or less)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
グリセリン	Glycerine	<i>Z</i>	<i>S</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
グリセリンモノオレイン酸	Glycerol monooleate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
プロポキシ化グリセリン	Glycerol propoxylated	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
プロポキシ化グリセリン及びエトキシ化グリセリンの混合物	Glycerol, propoxylated and ethoxylated	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	
プロポキシ化グリセリン、エトキシ化グリセリン、プロポキシ化シヨ糖及びエトキシ化シヨ糖の混合物	Glycerol/sucrose blend propoxylated and ethoxylated	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	
グリセリルトリアセテート	Glyceryl triacetate	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
トリアルキル(炭素数が10のものに限る。)酢酸グリシジル	Glycidyl ester of C10 trialkylacetic acid	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
グリシンナトリウム塩(水溶液)	Glycine, sodium salt solution	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	不要	
グリコール酸(水溶液)(濃度が70質量%以下のものに限る。)	Glycolic acid solution (70% or less)	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.12.3, 15.12.4, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
グリオキサール（水溶液）（濃度が 40 質量%以下のものに限る。）	Glyoxal solution (40% or less)	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
グリオキシル酸（水溶液）（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）	Glyoxylic acid solution (50% or less)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AC D	要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2), 16.2.7-3. (16.6.3)
グリホサート（水溶液）（界面活性剤を含まないものに限る。）	Glyphosate solution (not containing surfactant)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ぶどう油	Grape Seed Oil	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7)
落花生油	Groundnut oil	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
ヘプタン	Heptane (all isomers)	X	P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
ノルマルヘプタン酸	n-Heptanoic acid	Z	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	No	AB C	不要	15.19.6, 15.17
ヘプタノール (d)	Heptanol (all isomers) (d)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	FT	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ヘプテン	Heptene (all isomers)	Y	P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AB C	不要	15.19.6
酢酸ヘプチル	Heptyl acetate	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
1-ヘキサデシルナフタレン及び 1,4-ビス（ヘキサデシル）ナフタレンの混合物	1-Hexadecylnaphthalene /	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
	1,4-bis(hexadecyl)naphthalene mixture														
ヘキサメチレンジアミン（熔融状のものに限る。）	Hexamethylenediamine (molten)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ヘキサメチレンジアミンアジペート（水溶液）（濃度が 50 質量%以上のものに限る。）	Hexamethylenediamine adipate (50% in water)	Z	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	
ヘキサメチレンジアミン（水溶液）	Hexamethylenediamine solution	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ヘキサメチレンジイソシアネート	Hexamethylene diisocyanate	Y	S/P	2	2G	制御	乾燥	T1	IIB	Yes	密閉	T	AC (b) D	要	15.12, 15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ヘキサメチレングリコール	Hexamethylene glycol	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	
ヘキサメチレンイミン	Hexamethyleneimine	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	F-T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ヘキサメチレンテトラミン（水溶液）	Hexamethylenetetramine solutions	Z	S	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6
ヘキサン	Hexane (all isomers)	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	密閉	FT	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
1,6-ヘキサンジオール（蒸留留出物）	1,6-Hexanediol, distillation overheads	Y	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ノルマルヘキサン酸	Hexanoic acid	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ヘキシルアルコール（メチルペンチルアルコールを除く。）	Hexanol	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ヘキセン	Hexene (all isomers)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
酢酸ヘキシル（酢酸メチルペンチルを除く。）	Hexyl acetate	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
ヘキシレングリコール	Hexylene glycol	Z	S	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
炭化水素ワックス	Hydrocarbon wax	X	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	ABC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
塩酸	Hydrochloric acid	Z	S/P	3	1G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.11, 15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
過酸化水素（水溶液） （濃度が 60 質量%を超え 70 質量%以下のものに 限る。）	Hydrogen peroxide solutions (over 60% but not over 70% by mass)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	No	不要	15.5.1 & 15.22.4 (15.5.1), 15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
過酸化水素（水溶液） （濃度が 8 質量%を超え 60 質量%以下のものに 限る。）	Hydrogen peroxide solutions (over 8% but not over 60% by mass)	Y	S/P	3	2G	制御	不要			NF	制限	T	No	不要	15.5.2 & 15.22.5 (15.5.2), 15.12.3, 15.12.4, 15.18, 15.19.6
アクリル酸 2-ヒドロキシ エチル	2-Hydroxyethyl acrylate	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.13, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
N-(ヒドロキシエチル) エチレンジアミン三酢 酸三ナトリウム塩（水 溶液）	N- (Hydroxyethyl)ethylen ediaminetriacetic acid, trisodium salt solution	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	不要	15.12, 15.17, 15.19.6
2-ヒドロキシ-4-メチル チオ酪酸	2-Hydroxy-4-	Z	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 の 保 及 護 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
	(methylthio)butanoic acid														
イリッペオイル	Illipe oil	<i>Y</i>	<i>P</i>	2(k)	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
イソアミルアルコール	Isoamyl alcohol	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
イソブチルアルコール	Isobutyl alcohol	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
ぎ酸イソブチル	Isobutyl formate	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
イソブチルメタクリレート	Isobutyl methacrylate	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
イソホロン	Isophorone	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
イソホロンジアミン	Isophoronediamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
イソホロンジイソシアナート	Isophorone diisocyanate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	乾燥			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>D</i>	要	15.12, 15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
イソプレン	Isoprene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	II <i>B</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12, 15.13, 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.17, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
イソプロパノールアミン	Isopropanolamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	Yes	制限	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
酢酸イソプロピル	Isopropyl acetate	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
イソプロピルアミン	Isopropylamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3(2) (15.12.3.2), 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19 & 15.22.12 (15.19)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
イソプロピルアミン (水溶液) (濃度が 70 質 量% 以下のものに限 る。)	Isopropylamine (70% or less) solution	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	AC	不要	15.12.3(2) (15.12.3.2), 15.19 & 15.22.12 (15.19)
イソプロピルシクロヘ キサン	Isopropylcyclohexane	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
イソプロピルエーテル	Isopropyl ether	Y	S/P	3	2G	制御	不活性	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.4.6, 15.13, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
ジャトロファ油	Jatropha oil	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7)
乳酸	Lactic acid	Z	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ラクトニトリル (水溶 液) (濃度が 80 質量%以 下のものに限る。)	Lactonitrile solution (80% or less)	Y	S/P	1	1G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.12, 15.13, 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2), 16.2.7-3. (16.6.3)
ラード	Lard	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
ラテックス (安定剤と して 1 質量%以下のアン モニアを含むものに 限る。)	Latex, ammonia (1% or less)-inhibited	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ラテックス (スチレン 及びブタジエンの共重 合体をカルボキシル化 したもの並びにスチレ ンブタジエンゴムに限 る。)	Latex: Carboxylated styrene-Butadiene copolymer; Styrene- Butadiene rubber	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ラウリン酸	Lauric acid	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
リグニンスルホン酸マグネシウム塩 (水溶液)	Ligninsulphonic acid, magnesium salt solution	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	
リグニンスルホン酸ナトリウム塩 (水溶液)	Ligninsulphonic acid, sodium salt solution	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
亜麻仁油	Linseed oil	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2 (k)	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
化学廃液 (bb)	Liquid chemical wastes	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), (20.5.1), (20.7)
アルカリルポリエーテル (アルキル基の炭素数が 11 から 20 までのもの及びその混合物に限る。)	Long-chain alkaryl polyether (C11-C20)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
長鎖アルキルアリールスルホン酸 (アルキル基の炭素数が 16 から 60 までのもの及びその混合物に限る。)	Long-chain alkaryl sulphonic acid (C16-C60)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
長鎖アルキルフェネイト及びフェノールスルフィドの混合物	Long-chain alkylphenate/Phenol sulphide mixture	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
長鎖アルキルフェノール (アルキル基の炭素数が 14 から 18 までのもの及びその混合物に	Long-chain alkylphenol (C14-C18)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 護 及 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
限る。)															
長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が 18 から 30 までのもの及びその混合物に限る。）	Long-chain alkylphenol (C18-C30)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
L-リシン（水溶液）（濃度が 60 質量%以下のものに限る。）	L-Lysine solution (60% or less)	Z	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	
塩化マグネシウム（水溶液）	Magnesium chloride solution	Z	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	
水酸化マグネシウム（スラリー）	Magnesium hydroxide slurry	Z	S	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
長鎖アルキルアリアルスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が 11 から 50 までのもの及びその混合物に限る。）	Magnesium long-chain alkaryl sulphonate (C11-C50)	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が 11 以上のものに限る。）	Magnesium long-chain alkyl salicylate (C11+)	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
無水マレイン酸	Maleic anhydride	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC(f)	要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
無水マレイン酸及びプロパ-2-エン-1-スルホン酸ナトリウムの共重合体の水溶液	Maleic anhydride-sodium allylsulphonate copolymer solution	Z	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
マンゴー核油	Mango kernel oil	Y	P	2(k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
メルカプトベンゾチア ゾールナトリウム塩 (水溶液)	Mercaptobenzothiazol, sodium salt solution	X	S/P	2	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
酸化メシチル	Mesityl oxide	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	F-T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
N-メチルジチオカルバ ミン酸ナトリウム塩 (水溶液)	Metam sodium solution	X	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	NF	密閉	T	No	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
メタクリル酸	Methacrylic acid	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	不要	15.13, 15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9), 16.2.7-1. (16.6.1)
メタクリル酸アルコキ シ (アルケンオキサイ ド) メタクリレート共 重合体ナトリウム塩 (濃度が 45 質量%以下 の水溶液に限る。)	Methacrylic acid - alkoxypoly (alkylene oxide) methacrylate copolymer, sodium salt aqueous solution (45% or less)	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
メタクリル樹脂 (1,2-ジ クロロエタン溶液)	Methacrylic resin in Ethylene dichloride	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	ABC	不要	15.12, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
メタクリロニトリル	Methacrylonitrile	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	密閉	F-T	AC	要	15.12, 15.13, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
3-メトキシ-1-ブタノ ール	3-Methoxy-1-butanol	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
酢酸 3-メトキシブチル	3-Methoxybutyl acetate	Y	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
N- (2-メトキシ-1-メチルエチル) -2-エチル-6-メチルクロロアセトアニリド	N-(2-Methoxy-1-methyl ethyl)-2-ethyl-6-methyl chloroacetanilide	<i>X</i>	<i>S/P</i>	1	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6)
酢酸メチル	Methyl acetate	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
アセト酢酸メチル	Methyl acetoacetate	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
アクリル酸メチル	Methyl acrylate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>B</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12, 15.17, 15.13, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
メチルアルコール	Methyl alcohol	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.1, 15.12.2, 15.12.3(2) (15.12.3.2), 15.12.3(3) (15.12.3.3), 15.12.4, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
メチルアミン (水溶液) (濃度が 42 質量%以下のものに限る。)	Methylamine solutions (42% or less)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
酢酸メチルペンチル	Methylamyl acetate	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
メチルペンチルアルコール	Methylamyl alcohol	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
メチルペンチルケトン	Methyl amyl ketone	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
N-メチルアニリン	N-Methylaniline	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
1-フェニルエタノール及びアセトフェノンの混合物 (アセトフェノンの濃度が 15 質量%以下のものに限る。)	alpha-Methylbenzyl alcohol with acetophenone(15% or less)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	要	15.12.15.17, 15.19&15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
メチルブテノール	Methylbutenol	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T4</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>FT</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
メチルターシャリーブ	Methyl tert-butyl ether	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i>	不要	15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護 吸 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
チルエーテル													C		
メチルブチルケトン	Methyl butyl ketone	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	FT	ABC	不要	15.12.15.17, 15.19.6
メチルブチノール(2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチンを除く。)	Methylbutynol	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T4	IIB	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
酪酸メチル	Methyl butyrate	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T4	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
メチルシクロヘキサン	Methylcyclohexane	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
メチルシクロペンタジエン二量体	Methylcyclopentadiene dimer	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T4	IIB	No	制限	FT	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
メチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニル	Methylcyclopentadienyl manganese tricarbonyl	X	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
メチルジエタノールアミン	Methyl diethanolamine	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
2-メチル-6-エチルアニリン	2-Methyl-6-ethyl aniline	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
メチルエチルケトン	Methyl ethyl ketone	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
2-メチル-5-エチルピリジン	2-Methyl-5-ethyl pyridine	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ギ酸メチル	Methyl formate	Z	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F-T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19.6
2-メチルグルタロニトリル及び 2-エチルプタンジニトリルの混合物 (2-エチルプタンジニトリルの濃度が 12 質量% 以下のものに限	2-Methylglutaronitrile with 2-Ethylsuccinonitrile (12% or less)	Z	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
る。)															
2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチン	2-Methyl-2-hydroxy-3-butyne	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
メチルイソブチルケトン	Methyl isobutyl ketone	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
メタクリル酸メチル	Methyl methacrylate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.13, 15.19.6
3-メチル-3-メトキシブタノール	3-Methyl-3-methoxybutanol	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
メチルナフタレン (熔融状のものに限る。)	Methyl naphthalene (molten)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
N-メチルグルカミン (水溶液) (濃度が70質量%以下のものに限る。)	N-Methylglucamine solution (70% or less)	<i>Z</i>	<i>S</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
2-メチル-1,3-プロパンジオール	2-Methyl-1,3-propanediol	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	
2-メチルピリジン	2-Methylpyridine	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3(2) (15.12.3.2), 15.19 & 15.22.12 (15.19)
3-メチルピリジン	3-Methylpyridine	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
4-メチルピリジン	4-Methylpyridine	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
N-メチル-2-ピロリドン	N-Methyl-2-pyrrolidone	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.15.17, 15.19.6
メチルプロピルケトン	Methyl propyl ketone	<i>Z</i>	<i>S</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
サリチル酸メチル	Methyl salicylate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.15.17, 15.19.6
アルファメチルスチレン	alpha-Methylstyrene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>B</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AD</i>	不要	15.12.15.13, 15.17, 15.19.6,

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 び 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ン													(j)		16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
3-メチルチオプロピオンアルデヒド	3-(methylthio)propionaldehyde	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F-T	ABC	不要	15.12.15.17, 15.19.6
アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体	Molybdenum Polysulphide Long Chain Alkyl Dithiocarbamide Complex	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
モルホリン	Morpholine	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）	Motor fuel anti-knock compound (containing lead alkyls)	X	S/P	1	1G	制御	不活性	T4	IIA	No	密閉	F-T	AC	要	15.6 & 15.22.6 (15.6), 15.12.15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ミルセン	Myrcene	X	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ナフタレン（熔融状のものに限る。）	Naphthalene (molten)	X	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	Yes	密閉	T	ABC	不要	15.12.15.17, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
粗製ナフタレン（熔融状のものに限る。）	Naphthalene crude (molten)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	不要	15.12.15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩（水溶液）	Naphthalenesulphonic acid-Formaldehyde copolymer, sodium salt solution	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
ネオデカン酸	Neodecanoic acid	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
混酸（硝酸及び硫酸の	Nitrating acid (mixture	Y	S/P	1	1G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.11, 15.12.15.16.2 &

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 及 保 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
混合物に限る。)	of sulphuric and nitric acids)														15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
硝酸 (濃度が 70 質量% 以上のものに限る。)	Nitric acid (70% and over)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.11, 15.12.15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
硝酸 (濃度が 70 質量% 未満のものに限る。)	Nitric acid (less than 70%)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.11, 15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩 (水溶液)	Nitritotriacetic acid, trisodium salt solution	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	不要	15.12.15.17, 15.19.6
ニトロベンゼン	Nitrobenzene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AB C	不要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ニトロエタン	Nitroethane	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	F-T	AB C (f)	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2), 16.2.7-4. (16.6.4)
ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物 (ニトロエタンの濃度が 80 質量%のものに限る。)	Nitroethane (80%)/ Nitropropane (20%)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	F-T	AB C (f)	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2), 16.2.7-3. (16.6.3)
ニトロエタン及び 1-ニトロプロパンの混合物 (それぞれの濃度が 15% 以上のものに限る。)	Nitroethane, 1-Nitropropane (each 15% or more) mixture	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	FT	AB C (f)	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2), 16.2.7-3. (16.6.3)
オルトニトロフェノール (溶融状のものに限る。)	o-Nitrophenol (molten)	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T4	IIB	No	制限	F	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
1-又は 2-ニトロプロパ	1-or 2-Nitropropane	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIB	No	密閉	F-T	AC	不要	15.12.15.17, 15.19 &

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ン															15.22.12 (15.19)
ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロプロパンの濃度が 60 質量%のものに限る。）	Nitropropane(60%)/Nitroethane (40%) mixture	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIB	No	密閉	F-T	ABC (f)	不要	15.12.15.17, 15.19.6
ニトロトルエン（オルト又はパラ異性体に限る。）	o-or p-Nitrotoluenes	Y	S/P	2	2G	制御	不要		IIB	Yes	密閉	T	ABC	不要	15.12.15.17, 15.19.6
ノナン	Nonane (all isomers)	X	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
ノナン酸	Nonanoic acid (all isomers)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
工業用パーム油（食用を除く。）	Non-edible industrial grade palm oil	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
ノネン	Nonene (all isomers)	Y	P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
ノナノール	Nonyl alcohol (all isomers)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
メタクリル酸ノニル	Nonyl methacrylate monomer	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ノニルフェノール	Nonylphenol	X	S/P	1	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ノニルフェノールポリエトキシレート（重合度が 4 以上のもの及びその混合物に限る。）	Nonylphenol poly (4+) ethoxylate	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	形式タンク	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	目の呼吸及び保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
オクタメチルシクロテトラシロキサン	Octamethylcyclotetrasiloxane	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
オクタン	Octane (all isomers)	<i>X</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
オクタン酸	Octanoic acid (all isomers)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C</i>	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
オクタノール	Octanol (all isomers)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
オクテン	Octene (all isomers)	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	II <i>A</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
酢酸ノルマルオクチル	n-Octyl acetate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
オクチルアルデヒド	Octyl aldehydes	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T4</i>	II <i>B</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
アジピン酸オクチルデシル	Octyl decyl adipate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ノルマルオクタチオール	n-Octyl mercaptan	<i>X</i>	<i>S/P</i>	1	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB C</i>	不要	15.19 & 15.22.12 (15.19)
海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 P (その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)	Offshore contaminated bulk liquid P (o)	<i>X</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 S (その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)	Offshore contaminated bulk liquid S (o)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AC</i>	要	15.12.15.15, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
アルキルエステル及び	Olefin-Alkyl ester	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6),

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
オレフィンの共重合体 (分子量が 2000 以上のもの及びその混合物に限る。)	copolymer (molecular weight 2000+)												C		16.2.3-9. (16.2.9)
オレフィン混合物 (炭素数が 7 から 9 までのものの混合物であって、炭素数 8 のものを主成分とし安定化されたもの。)	Olefin Mixture (C7-C9) C8 rich, stabilized	X	P	2	2G	制御	不要	T3	IIB	No	制限	F	ABC	不要	15.13, 15.19.6
オレフィン混合物 (炭素数が 5 から 7 までのものの混合物に限る。) (アルファオレフィンであって、炭素数が 6 から 7 までのもののみから成る混合物を除く。)	Olefin mixtures (C5-C7)	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
オレフィン混合物 (炭素数が 5 から 15 までのものの混合物に限る。) (炭素数が 5 から 7 までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって、炭素数が 6 から 15 までのもののみから成る混合物を除く。)	Olefin mixtures (C5-C15)	X	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
オレフィン (炭素数が 13 以上のもの及びその混合物に限る。)	Olefins (C13+, all isomers)	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
アルファオレフィン混合物 (炭素数が 6 から 18 までのものの混合物)	alpha-Olefins (C6-C18) mixtures	X	S/P	2	2G	制御	不要	T4	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 び 呼 吸	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
に限る。)															
オレイン酸	Oleic acid	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
発煙硫酸	Oleum	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	乾燥	-	-	NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.11.2～15.11.8, 15.12, 15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6)
オレイルアミン	Oleylamine	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
オリーブ油	Olive oil	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2 (k)	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6.. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
酸素含有脂肪族炭化水素	Oxygenated aliphatic hydrocarbon mixture	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	
パームアシッドオイル	Palm acid oil	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パーム油脂脂肪酸蒸留物	Palm fatty acid distillate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
アシッドオイル (パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)	Palm kernel acid oil	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パーム核油脂脂肪酸蒸留物	Palm kernel fatty acid distillate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	-	-	Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パーム核油	Palm kernel oil	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2 (k)	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7),

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
															16.2.3-9. (16.2.9)
パーム核油オレイン	Palm kernel olein	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パーム核油ステアリン	Palm kernel stearin	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パーム油の分別物	Palm mid-fraction	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パーム油	Palm oil	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パーム油脂肪酸メチル エステル	Palm oil fatty acid methyl ester	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
パームオレイン	Palm olein	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パームステアリン	Palm stearin	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パラフィンワックス (精製されたものであ って、鉱油の含有量が 0.5 質量%以下のもの に限る。)	Paraffin wax, highly- refined	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
パラフィンワックス (精製されたものであ って、鉱油の含有量が 0.5 質量%を超え 5 質 量%以下のものに限 る。)	Paraffin wax, semi- refined	X	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AB C	不要	15.12.15.17, 15.19.6, 16.2.3- 6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 の 保 及 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
パラアルデヒド	Paraldehyde	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIB	No	制限	F	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物	Paraldehyde-ammonia reaction product	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIB	No	密閉	F-T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ペンタクロロエタン	Pentachloroethane	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	不要	15.12.15.17, 15.19.6
1,3-ペンタジエン	1,3-Pentadiene	Y	P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.13, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2), 16.2.7-3. (16.6.3)
1,3-ペンタジエン (濃度が50質量%を超えるものに限る。), シクロペンテン及びそれらの異性体の混合物	1,3-Pentadiene(greater than 50%), cyclopentene and isomers, mixtures	Y	S/P	2	2G	制御	不活性	T3	IIB	No	密閉	F-T	ABC	要	15.12.15.13, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ペンタエチレンヘキサミン	Pentaethylenehexamine	X	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ペンタン	Pentane (all isomers)	Y	P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19.6
吉草酸	Pentanoic acid	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
吉草酸及び 2-メチル酪酸の混合物 (吉草酸の濃度が64質量%のものに限る。)	n-Pentanoic acid (64%)/2-Methyl butyric acid (36%) mixture	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ペンテン	Pentene (all isomers)	Y	P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19.6
プロピオン酸ノルマルペンチル	n-Pentyl propionate	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	FT	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
テトラクロロエチレン	Perchloroethylene	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	不要	15.12.15.17, 15.19.6
フェノール	Phenol	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	Yes	密閉	T	AC	要	15.12.15.17,

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
															15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
1-フェニル-1-キシリルエタン	1-Phenyl-1-xylyl ethane	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
アルキル（アルキル基の炭素数が 12 から 14 までのものに限る。）アミン燐酸エステル	Phosphate esters, alkyl (C12-C14) amine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T4</i>	<i>IIB</i>	No	制限	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.3 , 15.12.4 , 15.19.6 , 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
燐酸	Phosphoric acid	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			NF	密閉	<i>T</i>	<i>No</i>	要	15.11.1 , 15.11.2 , 15.11.3 , 15.11.4 , 15.11.6 , 15.11.7 , 15.11.8 , 15.12.15.17 , 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
黄燐（白燐）	Phosphorus, yellow or white	<i>X</i>	<i>S/P</i>	1	1 <i>G</i>	制御	封入+（通風又は不活性）			No(c)	密閉	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.7 & 15.22.7 (15.7), 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
無水フタル酸（熔融状態のものに限る。）	Phthalic anhydride (molten)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	<i>IIA</i>	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	要	15.12.15.17 , 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
アルファピネン	alpha-Pinene	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	<i>IIA</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
ベータピネン	beta-Pinene	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	<i>IIB</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6
パイン油	Pine oil	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6 , 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ピペラジン（水溶液）（濃度が 68 質量%のものに限る。）	Piperazine, 68% solution	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	要	15.12.15.17 , 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ポリアクリル酸（水溶液）（濃度が40質量%以下のものに限る。）	Polyacrylic acid solution (40% or less)	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	
ポリアクリル酸アルキル（アルキル基の炭素数が18から22までのもの及びその混合物に限る。）及びキシレンの混合物	Polyalkyl (C18-C22) acrylate in xylene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIB	No	制限	FT	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体	Polyalkylalkenamines uccinimide, molybdenum oxysulphide	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキル基の炭素数が1から6までのものであって重合度が2から8までのもの及びその混合物に限る。）	Poly (2-8) alkylene glycol monoalkyl (C1-C6) ether	Z	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	
ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が1から6までのものであって重合度が2から8までのもの及びその混合物に限る。）	Poly (2-8) alkylene glycol monoalkyl (C1-C6) ether acetate	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6
ポリアルキルメタクリレート（アルキル基の炭素数が10から20までのもの及びその混合	Polyalkyl (C10-C20) methacrylate	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	形式タンク	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
物に限る。)															
ポリアルキルメタクリレート（アルキル基の炭素数が 10 から 18 までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレンプロピレン共重合体の混合物	Polyalkyl (C10-C18) methacrylate/ethylene-propylene copolymer mixture	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリ塩化アルミニウム（水溶液）	Polyaluminium chloride solution	Z	S	3	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	
ポリブテン	Polybutene	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
ポリブテニルこはく酸イミド	Polybutenyl succinimide	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
多環芳香族化合物（環の数が 2 以上のもの及びその混合物に限る。）	Poly(2+)cyclic aromatics	X	S/P	1	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	不要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリエーテル（分子量が 1350 以上のもの及びその混合物に限る。）	Polyether (molecular weight 1350+)	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
ポリエチレングリコール	Polyethylene glycol	Z	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	
ポリエチレングリコールジメチルエーテル	Polyethylene glycol dimethyl ether	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	
ポリエチレングリコールメチルブテニルエーテル（分子量が 1000 を超えるもの及びその混合物に限る。）	Poly(ethylene glycol) methylbutenyl ether(MW>1000)	Z	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ポリエチレンポリアミン	Polyethylene polyamines	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリエチレンポリアミン（炭素数が5から20までのものであって、パラフィンの濃度が50質量%以上のものに限る。）	Polyethylene polyamines (more than 50% C5-C20 paraffin oil)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリ硫酸第二鉄（水溶液）	Polyferric sulphate solution	Y	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
エトキシ化ポリエチレンイミン（重合物の濃度が90質量%以下のものに限る。）	Poly (iminoethylene) -graft-N-poly (ethyleneoxy) solution (90% or less)	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）溶媒溶液	Polyisobutenamine in aliphatic (C10-C14) solvent	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
ポリイソブチレンアミノの脂肪族炭化水素（炭素数が5から20までのもの及びその混合物に限る。）溶媒溶液	(Polyisobutene) amino products in aliphatic hydrocarbons	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
ポリイソブチレンの酸無水物付加体	Polyisobutenyl anhydride adduct	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	
ポリイソブチレン（重合度が4以上のものであって、分子量が224を	Poly(4+)isobutylene (MW>224)	X	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 護 及 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
超えるもの及びその混合物に限る。)															
ポリイソブチレン（重合度が 4 以上のものであって、分子量が 224 以下のもの及びその混合物に限る。）	Polyisobutylene (MW≤224)	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水酸化ナトリウムの含有量が 3 質量%未満のものに限る。）	Polyglycerin, sodium salt solution (containing less than 3% sodium hydroxide)	Z	S	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリメチレンポリフェニルイソシアナート	Polymethylene polyphenyl isocyanate	Y	S/P	3	2G	制御	乾燥			Yes(a)	密閉	T(a)	AD	要	15.12.15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリオレフィン（分子量が 300 以上のもの及びその混合物に限る。）	Polyolefin (molecular weight 300+)	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が 17 以上のもの及びその混合物に限る。）	Polyolefin amide alkeneamine (C17+)	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。）	Polyolefin amide alkeneamine borate (C28-C250)	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール	Polyolefin amide alkeneamine polyol	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 び 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ポリオレフィンアミン (ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。)	Polyolefinamine (C28-C250)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
アルキルベンゼン (アルキル基の炭素数が 2 から 4 までのもの及びその混合物に限る。) 及びポリオレフィンアミンの混合物	Polyolefinamine in alkyl (C2-C4) benzenes	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	FT	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物	Polyolefinamine in aromatic solvent	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	FT	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリオレフィンアミノエステル塩 (分子量が 2000 以上のものに限る。)	Polyolefin aminoester salts(molecular weight 2000+)	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
無水イソブテニルこはく酸	Polyolefin anhydride	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリオレフィンエステル (ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。)	Polyolefin ester (C28-C250)	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリオレフィンフェノールアミン (ポリオレフィン基の炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。)	Polyolefin phenolic amine (C28-C250)	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリオレフィンホスホロスルフィドバリウム	Polyolefin	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 び 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
化合物（炭素数が 28 から 250 までのもの及びその混合物に限る。）	phosphorosulphide, barium derivative (C28-C250)														
モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合度が 20 のものに限る。）	Poly(20)oxyethylene sorbitan monooleate	Y	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリプロピレン（重合度が 5 以上のもの及びその混合物に限る。）	Poly(5+)propylene	Y	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリプロピレングリコール	Polypropylene glycol	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6
ポリシロキサン	Polysiloxane	Y	P	2	2G	制御	不要	T2	IIB	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
塩化カリウム（水溶液）	Potassium chloride solution	Z	P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
水酸化カリウム（水溶液）	Potassium hydroxide solution	Y	S/P	3	2G	開放	不要			NF	密閉	No	No	不要	15.12.3(2) (15.12.3.2) , 15.19 & 15.22.12 (15.19)
ギ酸カリウム（水溶液）	Potassium formate solutions	Z	S	3	2G	開放	不要			NF	制限	No	No	不要	15.19.6
オレイン酸カリウム（水溶液）	Potassium oleate	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
チオ硫酸カリウム（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）	Potassium thiosulphate (50% or less)	Y	S/P	3	2G	制御	不要			NF	制限	T	No	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
ノルマルプロパノールアミン	n-Propanolamine	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロラ	2-Propene-1-aminium,N,N-	Y	P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
イド) 溶液	dimethyl-N-2-propenyl-,chloride, homopolymer solution														
ベータプロピオラクトン	beta-Propiolactone	Y	S/P	1	2G	制御	不要		IIA	Yes	密閉	T	AC	要	15.12.15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
プロピオンアルデヒド	Propionaldehyde	Y	S/P	3	2G	制御	不活性	T4	IIB	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
プロピオン酸	Propionic acid	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	No	密閉	FT	AC	要	15.11.2, 15.11.3, 15.11.4, 15.11.6, 15.11.7, 15.11.8, 15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
無水プロピオン酸	Propionic anhydride	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	Yes	密閉	T	AC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
プロピオニトリル	Propionitrile	Y	S/P	1	1G	制御	不要	T1	IIB	No	密閉	F-T	AC	要	15.12.15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
酢酸ノルマルプロピル	n-Propyl acetate	Y	P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
ノルマルプロピルアルコール	n-propyl alcohol	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	FT	AC	不要	15.12.15.17, 15.19.6
ノルマルプロピルアミン	n-Propylamine	Z	S/P	2	2G	制御	不活性	T2	IIA	No	密閉	F-T	AC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
プロピルベンゼン	Propylbenzene (all isomers)	Y	P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
炭酸プロピレン	Propylene carbonate	Z	S	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
プロピレングリコールメチルエーテルアセテート	Propylene glycol methyl ether acetate	Z	P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	F	AC	不要	
プロピレングリコールモノアルキルエーテル	Propylene glycol monoalkyl ether	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AC	不要	15.19.6
プロピレングリコール	Propylene glycol	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB	不要	

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 及 保 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
フェニルエーテル	phenyl ether												C		
酸化プロピレン	Propylene oxide	Y	S/P	2	2G	制御	不活性	T2	IIB	No	密閉	F-T	AC	不要	15.8 & 15.22.8 (15.8), 15.12.15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
プロピレン四量体	Propylene tetramer	X	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AB C	不要	15.19.6
プロピレン三量体	Propylene trimer	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	AB C	不要	15.19.6
ピリジン	Pyridine	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
熱分解ガソリン（ベンゼンを含むものに限る。）	Pyrolysis gasoline (containing benzene)	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	密閉	F-T	AB C	不要	15.12.15.17, 15.19.6
菜種油	Rapeseed oil	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
菜種油（低エルカ酸であって遊離脂肪酸が4質量%未満のものに限る。）	Rapeseed oil (low erucic acid containing less than 4% free fatty acids)	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
菜種油脂肪酸メチルエステル	Rape seed oil fatty acid methyl esters	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6
蒸留された樹脂油	Resin oil, distilled	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	密閉	F-T	AB C	不要	15.12.15.17, 15.19.6
米糠油	Rice bran oil	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
ロジン	Rosin	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6),

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
															16.2.3-9. (16.2.9)
サフラワー油	Safflower oil	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
シアバター	Shea butter	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
アルキルスルホン酸ナトリウム塩（水溶液） （アルキル基の炭素数が 14 から 17 のものであって濃度が 60 質量%以上 65 質量%以下のものに限る。）	Sodium alkyl (C14-C17) sulphonates (60-65% solution)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	No	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
アルミノけい酸ナトリウム（スラリー）	Sodium aluminosilicate slurry	Z	P	3	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
安息香酸ナトリウム	Sodium benzoate	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合物（水溶液） （水素化ほう素ナトリウムの濃度が 15 質量%以下のものに限る。）	Sodium borohydride (15% or less)/Sodium hydroxide solution	Y	S/P	3	2G	開放	不要			NF	密閉	No	No	不要	15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
臭化ナトリウム（水溶液）（濃度が 50 質量%未満のものに限る。）	Sodium bromide solution (less than 50%)	Y	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	制限	No	No	不要	15.19.6
炭酸ナトリウム（水溶液）	Sodium carbonate solution	Z	S/P	3	2G	開放	不要			NF	制限	No	No	不要	15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
塩素酸ナトリウム（水溶液）（濃度が 50 質量% 以下のものに限る。）	Sodium chlorate solution (50% or less)	Z	S/P	3	2G	開放	不要			NF	制限	No	No	不要	15.9 & 15.22.9 (15.9), 15.12.15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
重クロム酸ナトリウム（水溶液）（濃度が 70 質量% 以下のものに限る。）	Sodium dichromate solution (70% or less)	Y	S/P	1	1G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.12.15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
硫化水素ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合物（水溶液）（硫化水素ナトリウムの濃度が 6 質量%以下のものであって、炭酸ナトリウムの濃度が 3 質量%以下のものに限る。）	Sodium hydrogen sulphide (6% or less)/Sodium carbonate (3% or less) solution	Z	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
亜硫酸水素ナトリウム（水溶液）（濃度が 45 質量% 以下のものに限る。）	Sodium hydrogen sulphite solution (45% or less)	Z	P	3	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合物（水溶液）	Sodium hydrosulphide/Ammonium sulphide solution	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T4	IIB	No	密閉	F-T	AC	要	15.12.15.15, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2), 16.2.7-3. (16.6.3)
硫化水素ナトリウム（水溶液）（濃度が 45 質量% 以下のものに限る。）	Sodium hydrosulphide solution (45% or less)	Z	S/P	3	2G	制御	通風又は封入（ガス）			NF	制限	T	No	要	15.12.15.15, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
水酸化ナトリウム（水溶液）	Sodium hydroxide solution	Y	S/P	3	2G	開放	不要			NF	密閉	No	No	不要	15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
次亜塩素酸ナトリウム (水溶液)(濃度が15質量%以下のものに 限る。)	Sodium hypochlorite solution (15% or less)	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	NF	制限	No	No	不要	15.17, 15.19.6
ナトリウムメトキシド (濃度が21質量%以上 30質量%以下のメチル アルコール溶液に限 る。)	Sodium methylate 21-30% in methyl alcohol	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	密閉	F-T	AC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6) (only if >28%), 16.2.3-9. (16.2.9)
亜硝酸ナトリウム (水 溶液)	Sodium nitrite solution	Y	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
石油スルホン酸ナトリ ウム	Sodium petroleum sulphonate	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	ABC	要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
ポリアクリル酸ナトリ ウム溶液(重合度が4以 上のもの及びその混合 物に限る。)	Sodium poly (4+) acrylate solutions	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
けい酸ナトリウム (水 溶液)	Sodium silicate solution	Y	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
硫酸ナトリウム (水溶 液)	Sodium sulphate solutions	Z	S	3	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
硫化ナトリウム (水溶 液)(濃度が15質量%以 下のものに限る。)	Sodium sulphide solution (15% or less)	Y	S/P	3	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
亜硫酸ナトリウム (水 溶液)(濃度が25質量% 以下のものに限る。)	Sodium sulphite solution (25% or less)	Y	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
チオシアン酸ナトリウム（水溶液）（濃度が 56 質量%以下のものに限る。）	Sodium thiocyanate solution (56% or less)	Y	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
大豆油	Soyabean oil	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
大豆油脂肪酸メチルエステル	Soybean Oil Fatty Acid Methyl Ester	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
スチレン	Styrene monomer	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	No	密閉	FT	ABC	不要	15.12.15.13, 15.17, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
硫化炭化水素（炭素数が 3 から 88 までのもの及びその混合物に限る。）	Sulphohydrocarbon (C3-C88)	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
スルホラン	Sulpholane	Y	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
硫黄（熔融状のものに限る。）	Sulphur (molten)	Z	S	3	1G	開放	通風又は封入（ガス）	T3		Yes	開放	F-T	No	不要	15.10, 16.2.3-9. (16.2.9)
硫酸	Sulphuric acid	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.11.15.12.15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
廃硫酸	Sulphuric acid, spent	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	密閉	T	No	要	15.11.15.12.15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
硫化脂肪（炭素数が 14 から 20 までのものに限る。）	Sulphurized fat (C14-C20)	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン (炭素数が 28 から 250 までのものに限る。)	Sulphurized polyolefinamide alkene (C28-C250) amine	Z	P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	
ひまわり実油	Sunflower seed oil	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
トール油 (粗製のものに限る。)	Tall oil, crude	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
トール油 (蒸留物に限る。)	Tall oil, distilled	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
トール油脂肪酸 (樹脂酸分が 20 質量%未満のものに限る。)	Tall oil fatty acid (resin acids less than 20%)	Y	S/P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6
トール油ピッチ	Tall oil pitch	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
トール油のナトリウム塩 (粗製のものに限る。)	Tall oil soap, crude	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6)
タロー	Tallow	Y	P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
タロー脂肪酸	Tallow fatty acid	Y	P	2	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
テトラクロロエタン	Tetrachloroethane	Y	S/P	2	2G	制御	不要			NF	制限	T	No	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
テトラエチレングリコール	Tetraethylene glycol	Z	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
テトラエチレンペンタ ミン	Tetraethylene pentamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AC</i>	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
テトラヒドロフラン	Tetrahydrofuran	<i>Z</i>	<i>S</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T3</i>	<i>II B</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AC</i>	不要	15.19.6
テトラヒドロナフタレ ン	Tetrahydronaphthalene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
テトラメチルベンゼン	Tetramethylbenzene (all isomers)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
酸化チタン (スラリー)	Titanium dioxide slurry	<i>Z</i>	<i>P</i>	3	2 <i>G</i>	開放	不要			NF	開放	<i>No</i>	<i>No</i>	不要	
トルエン	Toluene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	<i>II A</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AC</i>	不要	15.12.15.17, 15.19.6
トルエンジアミン	Toluenediamine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C</i>	要	15.12.15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
トルエンジイソシアナ ート	Toluene diisocyanate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	乾燥	-	-	Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C (b) D</i>	要	15.12.15.16.2 & 15.22.11 (15.16.2), 15.17, 15.18, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
オルトトルイジン	o-Toluidine	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C</i>	不要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
燐酸トリブチル	Tributyl phosphate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
1,2,3-トリクロロベンゼ ン (熔融状のものに限 る。)	1,2,3- Trichlorobenzene (molten)	<i>X</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	制限	<i>T</i>	<i>AB C</i>	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
1,2,4-トリクロロベンゼ ン	1,2,4- Trichlorobenzene	<i>X</i>	<i>S/P</i>	1	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB C</i>	不要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i>	不要	15.19.6

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
													C		
1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane	Y	S/P	3	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	15.19.6
トリクロロエチレン	Trichloroethylene	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	NF	密閉	T	No	不要	15.12.15.17, 15.19.6
1,2,3-トリクロロプロパン	1,2,3-Trichloropropane	Y	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AB C	不要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン	1,1,2-Trichloro-1,2,2-Trifluoroethane	Y	P	2	2G	開放	不要			NF	開放	No	No	不要	15.19.6
燐酸トリトリル (オルト異性体の濃度が 1 質量%以上のものに限る。)	Tricresyl phosphate (containing 1% or more ortho-isomer)	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AB C	不要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-6. (16.2.6)
燐酸トリトリル (オルト異性体の濃度が 1 質量%未満のものに限る。)	Tricresyl phosphate (containing less than 1% ortho-isomer)	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	AB C	不要	15.12.15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
トリデカン	Tridecane	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6
トリデカン酸	Tridecanoic acid	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
酢酸トリデシル	Tridecyl acetate	Y	S/P	3	2G	制御	不要	-	-	Yes	制限	T	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
トリエタノールアミン	Triethanolamine	Z	S/P	3	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
トリエチルアミン	Triethylamine	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIA	No	密閉	F-T	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19 & 15.22.12 (15.19)
トリエチルベンゼン	Triethylbenzene	X	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
トリエチレンテトラミン	Triethylenetetramine	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	-	Yes	密閉	T	AC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 呼 吸 の 保 及 護 び	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
燐酸トリエチル	Triethyl phosphate	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6
ホスホン酸トリエチル	Triethyl phosphite	Z	S/P	3	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F-T	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
トリエイソプロパノールアミン	Triisopropanolamine	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
燐酸トリエイソプロピルフェニル	Triisopropylated phenyl phosphates	X	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
トリメチル酢酸	Trimethylacetic acid	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.11.15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
トリメチルアミン（水溶液）（濃度が30質量%以下のものに限る。）	Trimethylamine solution (30% or less)	Z	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIB	No	制限	F-T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19.6
トリメチルベンゼン	Trimethylbenzene (all isomers)	X	S/P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6
プロポキシ化トリメチロールプロパン	Trimethylol propane propoxylated	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	ABC	不要	
イソ酪酸 2,2,4-トリメチル-3-ジイソブトキシペンチル	2,2,4-Trimethyl-1,3-pentanediol diisobutyrate	Y	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6
イソ酪酸 2,2,4-トリメチル-3-ヒドロキシペンチル	2,2,4-Trimethyl-1,3-pentanediol-1-isobutyrate	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6
1,3,5-トリオキサソ	1,3,5-Trioxane	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T2	IIB	No	密閉	FT	AC	不要	15.12.15.17, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
トリプロピレングリコール	Tripropylene glycol	Z	P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	
燐酸トリキシリル	Trixylyl phosphate	X	S/P	1	2G	制御	不要			Yes	密閉	T	ABC	不要	15.12.15.17, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 呼 吸 及 保 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
桐油	Tung oil	Y	S/P	2 (k)	2G	開放	不要	-	-	Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6.. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
テレピン油	Turpentine	X	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	FT	AC	不要	15.19.6
ウンデカン酸	Undecanoic acid	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
1-ウンデセン	1-Undecene	X	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6
ウンデカノール	Undecyl alcohol	X	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AB C	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
硝酸アンモニウム及び 尿素の混合溶液	Urea/Ammonium nitrate solution	Y	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	15.19.6
燐酸アンモニウム及び 尿素の混合物（水溶液）	Urea/Ammonium phosphate solution	Y	S/P	2	2G	制御	不要			Yes	制限	T	AC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
尿素（水溶液）	Urea solution	Z	S/P	3	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AC	不要	16.2.3-9. (16.2.9)
廃食用油（トリグリセ リド（炭素数が18の不 飽和脂肪酸を含む脂肪 酸の炭素数が16から18 までのものの混合物に 限る。）を除く。）（植物 油の精製の際に生ずる ものに限る。）	Used cooking oil (m)	X	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
廃食用油（トリグリセ リド（炭素数が18の不 飽和脂肪酸を含む脂肪 酸の炭素数が16から18 までのものの混合物に 限る。）に限る。）（植物 油の精製の際に生ずる	Used cooking oil (Triglycerides, C16- C18 and C18 unsaturated) (m) (n)	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	AB C	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	タ ン ク 形 式	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 び 吸 護	特 別 要 件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
ものに限る。)															
バレラルデヒド	Valeraldehyde (all isomers)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不活性	<i>T3</i>	II <i>B</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.4.6, 15.13, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
アシッドオイル (植物 油の精製の際に生ずる ものに限る。)	Vegetable acid oils (m)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
脂肪酸蒸留物 (植物油 の精製の際に生ずるも のに限る。)	Vegetable fatty acid distillates (m)	<i>Y</i>	<i>P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要	-	-	Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
植物油の混合物 (遊離 脂肪酸の含有量が 15 質 量 % 未満のものに限 る。)(植物油の精製の 際に生ずるものに限 る。)	Vegetable oil mixtures, containing less than 15% free fatty acid (m)	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	開放	不要			Yes	開放	<i>No</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-7. (16.2.7), 16.2.3-9. (16.2.9)
酢酸ビニル	Vinyl acetate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	3	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.15.13, 15.17, 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
ビニルエチルエーテル	Vinyl ethyl ether	<i>Z</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不活性	<i>T3</i>	II <i>B</i>	No	制限	<i>F</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.4, 15.13, 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.19.6, 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
塩化ビニリデン	Vinylidene chloride	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不活性	<i>T2</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>F-T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	不要	15.12.15.13, 15.14 & 15.22.10 (15.14), 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
ネオデカン酸ビニル	Vinyl neodecanoate	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要			Yes	密閉	<i>T</i>	<i>AB</i> <i>C</i>	要	15.12.15.13, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
ビニルトルエン	Vinyltoluene	<i>Y</i>	<i>S/P</i>	2	2 <i>G</i>	制御	不要	<i>T1</i>	II <i>A</i>	No	密閉	<i>FT</i>	<i>AB</i>	不要	15.12.15.13, 15.17, 15.19.6,

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚 染 分 類	危 険 性	船 型	形 式 タンク	通 気 装 置	環 境 制 御	電気設備			計 測 装 置	ガ ス 検 知 装 置	消 火 剤 等	目 の 保 及 び 護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
													C		16.2.7-1. (16.6.1), 16.2.7-2. (16.6.2)
ホワイトスピリット (芳香族系成分の濃度 が15質量%以上であっ て、20 質量%以下のも のに限る。)	White spirit, low (15.20%) aromatic	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	FT	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9)
リグニン (木材から生 成するものに限る。), 酢酸ナトリウム及びシ ュウ酸ナトリウムの混 合物	Wood lignin with sodium acetate/oxalate	Z	S/P	3	2G	開放	不要	-	-	NF	開放	No	No	不要	
キシレン	Xylenes	Y	P	2	2G	制御	不要	T1	IIA	No	制限	F	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-9. (16.2.9) (h)
キシレン及びエチルベ ンゼンの混合物 (エチ ルベンゼンの濃度が 10 質量%以上のものに限 る。)	Xylenes/ethylbenzene (10% or more) mixture	Y	S/P	2	2G	制御	不要	T2	IIA	No	制限	FT	ABC	不要	15.12.3, 15.12.4, 15.19.6
キシレノール	Xylenol	Y	S/P	2	2G	制御	不要	-	IIA	Yes	密閉	T	ABC	要	15.12.15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19), 16.2.3-9. (16.2.9)
アルカリルジチオ磷酸 亜鉛 (アルキル基の炭 素数が7から16までの もの及びその混合物に 限る。)	Zinc alkaryl dithiophosphate (C7- C16)	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6), 16.2.3-9. (16.2.9)
アルケン酸カルボキシ アミド亜鉛	Zinc alkenyl carboxamide	Y	S/P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)
アルキルジチオ磷酸亜 鉛 (アルキル基の炭素 数が3から14までのも の)	Zinc alkyl dithiophosphate (C3-	Y	P	2	2G	開放	不要			Yes	開放	No	ABC	不要	15.19.6, 16.2.3-6. (16.2.6)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
の及びその混合物に限る。)	C14)														
その他の危険化学品 (この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び表 S18.1 に挙げられる物質との混合物「以下これらを「P 混合物」という。」であって、引火点が 60℃以下のものに限る。)	—		P	貨物の物性に 応じて、個々に定められる本会が 適当と認める条件。	2G	制御	不要	T3	IIA	No	制限	F	A	不要	15.19 (aa)
その他の危険化学品 (P 混合物であって、引火点が 60℃を超えるものに限る。)	—		P	貨物の物性に 応じて、個々に定められる本会が 適当と認める条件。	2G	開放	不要			Yes	開放	No	A	不要	15.19 (aa)

表 S17.1 最低要件一覧表

<i>a</i>		<i>c</i>	<i>d</i>	<i>e</i>	<i>f</i>	<i>g</i>	<i>h</i>	<i>i'</i>	<i>i''</i>	<i>i'''</i>	<i>j</i>	<i>k</i>	<i>l</i>	<i>n</i>	<i>o</i>
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目の保護	特別要件
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃					
その他の液体化学薬品 (<i>P</i> 混合物を除く。)								貨物の物性に応じて、個々に定められる本会が適当と認める条件。							

(備考)

- (a) : 運送する貨物が、引火点 60℃以下の引火性溶剤を含む場合には、引火性ガス検知装置を設けなければならない。
- (b) : この貨物を含む屋外火災の消火には水が適している。しかし、水がこれらの危険化学品を含む閉囲タンクに混入して危険ガスが発生したりすることがないようにしなければならない。
- (c) : 黄燐(白燐)の電気設備要件は、60℃を超える引火点を有する物質に対するものと同様とすることができる。
- (d) : 本要件は引火点が 60℃以下の異性体を基準にしている。引火点が 60℃を超える異性体については、引火性を基準とした本要件は適用されない。
- (e) : n-デシルアルコールのみに適用。
- (f) : ドライケミカルは、消火剤として使用してはならない。
- (g) : 閉鎖区域は酸蒸気と分解生成成分の一酸化炭素ガスを計測しなければならない。
- (h) : パラキシンレンのみに適用。
- (i) : 表中危険性の欄が「S」となる物質(粗製ベンゼンを除く。)及び汚染分類の欄に掲げる X 類物質等を含むものを除く。
- (j) : 特定の耐アルコール泡沫のみが有効である。
- (k) : e 欄において特定される船型に対する要件は、本編の規定、又は、[海洋汚染防止のための構造及び設備規則 4 編 2.2.3](#) の規定の内、何れかによらなければならない。
- (l) : (空欄)
- (m) : 本章に規定される植物油、動物性脂肪、魚油の精製の際に生ずるものに限る。
- (n) : 当該貨物の要件を適用するには、製品がトリグリセリド(炭素数が 18 の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が 16 から 18 までのものの混合物に限る。)で構成されていることを確認しなければならない。そうでない場合、より包括的である「廃食用油(トリグリセリド(炭素数が 18 の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が 16 から 18 までのものの混合物に限る。)を除く。)(植物油の精製の際に生ずるものに限る。)」の要件を適用しなければならない。
- (o) : 当該要件は、海底鉱物資源の探索及び開発に使用される海洋構造物からの汚染された液体の積戻しのみに適用する。
- (aa) : 表中汚染分類の欄に掲げる X 類物質等又は Y 類物質等に該当するものに限る。
- (bb) : 化学廃液を運送する船舶は、輸出国の関係当局が発給した化学廃液運送許可書を当該船内に備え付けていること。

-2. 国際航海に従事しない船舶については、本会が適当と認めるところにより、[表 S17.1](#) に定める一部の最低要件に経過措置を適用することができる。

18 章 本編の適用を受けない化学品（IBC コード 18 章）

18.1 一般

18.1.1 適用*

-1. 表 S18.1 に示す貨物には、本編の規定を適用しないが、これらの貨物は、ある程度の危険性を有するので、船舶に積載する際には、本会の適当と認める安全措置を要求することがある。

表 S18.1 本編の適用を受けない化学品

品名	汚染分類
アセトン	Z
酒類	Z
リンゴ果汁	OS
ブチルアルコール	Z
第二ブチルアルコール	Z
炭酸カルシウム（スラリー）	OS
粘土	OS
石炭	OS
エチルアルコール	Z
グリコース溶液	OS
グリセリンエトキシレート	OS
加水分解水添デンプン	OS
イソプロピルアルコール	Z
カオリン	OS
レシチン	OS
マルチトール溶液	OS
二酸化けい素	OS
糖みつ	OS
その他の液体化学薬品(11), 汚染分類 Z	Z
その他の液体化学薬品(12), 汚染分類 OS	OS
オレンジ果汁（濃縮）	OS
オレンジ果汁（非濃縮）	OS
塩化カリウム（水溶液）（濃度が 26 質量%未満のものに限る）	OS
プロピレングリコール	OS
酢酸ナトリウム溶液	Z
炭酸水素ナトリウム（水溶液）（濃度が 10 質量%未満のものに限る）	OS
ソルビトール溶液	OS
スルフォン化ポリアクリレート（水溶液）	Z
けい酸テトラエチル（エタノール中、濃度が 20 質量%以下のものに限る）	Z
トリエチレングリコール	OS
植物性たんぱく質（水溶液）（加水分解されたものに限る。）	OS
水	OS

（備考）

品名 : 船積書類において、ばら積みするいかなる貨物についてもこの品名を用いること。追加の名称は、品名の後ろに括弧書きで含めても差し支えない。なお、品名は以前に発行した規則で与えられた品名とは同一ではない場合がある。

汚染分類 : 「Z」の文字は、MARPOL73/78 附属書 II に基づき各貨物に指定された汚染の分類を意味する。「OS」は、その貨物の評価の結果、X、Y 又は Z 以外に分類されることが明らかになったことを意味する。

- 2. 一部の液体物質は汚染分類が Z 類に分類されるため、*MARPOL 73/78* 附属書 II の特定の要件の対象となる。
- 3. *MARPOL 73/78* 附属書 II の第 6.3 規則に基づき、汚染分類が Z 類または OS に分類されると査定または仮査定され、かつ、安全上の危険性がない混合液体は、本章の「その他の液体化学薬品」の項目の下、運搬しても差し支えない。

19 章

(削除)

目次

鋼船規則検査要領 S 編 危険化学品ばら積船	4
S1 通則	4
S1.1 一般	4
S1.3 用語の定義	4
S2 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置	8
S2.1 一般	8
S2.2 固定バラスト及び復原性資料	8
S2.3 乾舷甲板下の船外排出管	8
S2.5 損傷の仮定	8
S2.6 貨物タンクの位置	9
S2.7 浸水の仮定	9
S2.8 損傷の基準	11
S2.9 残存要件	12
S3 船体配置	14
S3.1 貨物エリアの隔離	14
S3.2 居住区域、業務区域、機関区域及び制御場所	16
S3.3 貨物ポンプ室	17
S3.4 貨物エリア内の場所への交通	18
S3.5 ビルジ及びバラスト設備	21
S3.6 ポンプ及び管の識別	22
S3.7 船首又は船尾荷役設備	22
S4 貨物格納設備	25
S4.2 設計と建造	25
S5 貨物の移送	26
S5.1 配管寸法	26
S5.2 管装置の組立て及び継手詳細	26
S5.4 管装置の試験	27
S5.5 配管	29
S5.6 貨物移送制御装置	29
S5.7 船舶の貨物ホース	30
S6 構造材料	31
S6.1 一般	31
S7 貨物温度制御	32
S7.1 一般	32
S8 貨物タンクの通気装置及びガスフリー装置	34
S8.1 貨物タンクの通気	34
S8.2 タンク通気装置の形式	35

S8.5	貨物タンクガスフリー	37
S9	環境制御	38
S9.1	一般	38
S10	電気設備	39
S10.1	一般	39
S10.2	接地	39
S11	防火及び消火	40
S11.1	一般	40
S11.2	貨物ポンプ室	40
S11.3	貨物エリア	40
S11.4	特別要件	41
S12	貨物エリアの機械通風装置	42
S12.2	貨物取扱い作業中、通常人が入る区域	42
S12.3	ポンプ室及び通常人が入るその他の閉囲区域	42
S12.4	通常人が入らない区域	43
S13	計測装置	44
S13.1	計測	44
S13.2	ガス検知	45
S13.3	追加要件	45
S14	人身保護設備	46
S14.1	保護装具	46
S14.2	安全装具	46
S15	特定の貨物に対する特別要件	48
S15.2	硝酸アンモニウム水溶液（濃度が 93 質量%以下の水溶液）	48
S15.3	二硫化炭素	48
S15.4	ジエチルエーテル	48
S15.5	過酸化水素（濃度が 8 質量%を超え 70 質量%以下の水溶液）	48
S15.8	酸化プロピレン及び酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が 30 質量%以下のもの）	49
S15.10	硫黄（熔融状のもの）	49
S15.11	酸	49
S15.13	添加剤により保護される貨物	49
S15.15	ばら積み液体に対する硫化水素検知装置	50
S15.16	貨物の混合	50
S15.17	強化通風要件	50
S15.18	貨物ポンプ室の特別要件	50
S15.19	オーバフロー制御	51
S15.21	温度センサー	51
S16	作業に関する規定	52
S16.2	作業要件	52
S17	最低要件	53

S17.1	一般.....	53
S18	本編の適用を受けない化学品.....	54
S18.1	一般.....	54

鋼船規則検査要領 S 編 危険化学品ばら積船

S1 通則

S1.1 一般

S1.1.1 適用

- 1. 貨物の性状を維持するために、ばら積運送する貨物に規則 S 編表 S17.1 に掲げる物質を添加する場合、この添加物については規則 S 編の規定を適用する必要はない。しかし、添加する物質の物性及び量を考慮して、タンクの通気装置、電気設備、計測装置、安全装具等に対し、追加の要求をすることがある。
- 2. 規則 S 編 17 章及び 18 章に明記されていないが、IBC コードの規定を適用する必要があると考えられる物質に対する船舶の構造設備は、主管庁の判断による。
- 3. 規則 S 編 1.1.1-2.の適用上、国際航海に従事しない危険化学品ばら積船への規則適用については、次の(1)及び(2)によることができる。
 - (1) 国際航海に従事しない危険化学品ばら積船については、規則 S 編 2.2.3-3.の規定は適用しない。
 - (2) 2016 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ばら積船については、規則 S 編 2.2.2 の要件に基づき承認された復原性資料に従い、かつ、当該資料に含まれる損傷時復原性計算の計算条件として記載されている貨物又は貨物の比重の範囲内で運送する船舶にあつては、規則 S 編 2.2.3-4.にかかわらず、規則 S 編 2.2.3-1.から-3.の要件を免除することができる。

S1.3 用語の定義

S1.3.1 用語の定義

- 1. 規則 S 編及び本要領 S 編の適用において「隣接」とは、別に定められている場合を除き、面接触、線接触及び点接触のいずれをも含む。
- 2. 規則 S 編 1.3.1(5)にいう「貨物エリア」は次による。
 - (1) 「貨物エリア」には、図 S1.3.1-1.に示す配置の貨物タンク又はスロップタンクに隣接する燃料油タンクは含まれない。ただし、規則 S 編 3.4 の交通口の要件は適用する。
 - (2) 貨物タンクからコファダム等で保護される船首楼内の非危険場所は、「貨物エリア」に含まれない。ただし、非危険場所を保護するコファダム等の上方に位置する区画は、「貨物エリア」に含まれる。(図 S1.3.1-3.参照)
- 3. 規則 S 編 1.3.1(29)にいう互いに「分離」された配管系統とは、次の(1)又は(2)のいずれかをいう。
 - (1) 相互に完全に独立した配管系統
 - (2) 他の貨物を積むタンクと共通となる配管系統であるが、危険な相互反応を起こす貨物を積む場合、図 S1.3.1-2.に示す〔可〕の例により分離された配管系統は、互いに分離された配管系統とみなせる。分離がこの方法により達成される場合は、オペレーションマニュアルに、その取扱い方法の注意を記載すること。

図 S1.3.1-1.

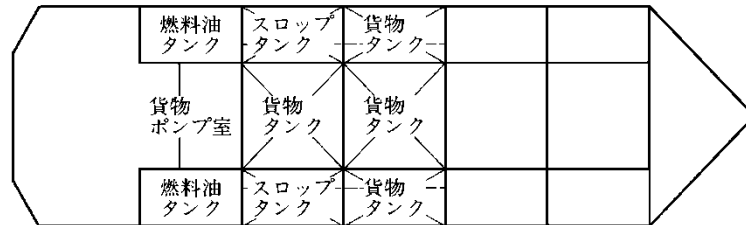
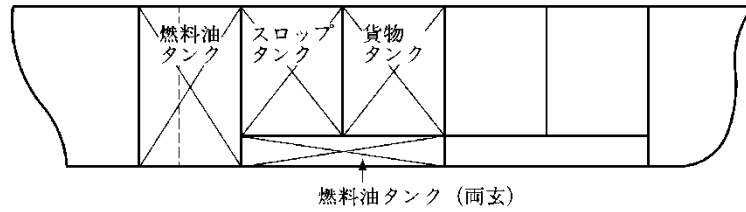
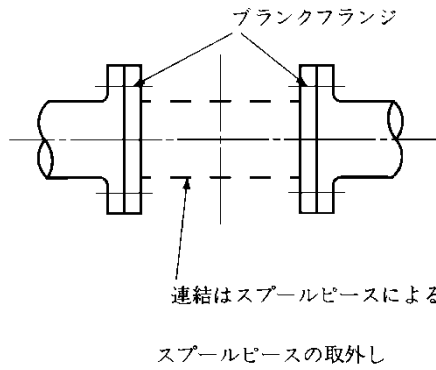
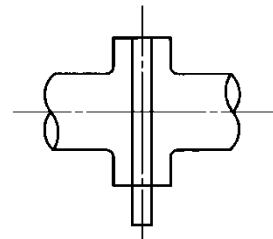


図 S1.3.1-2.

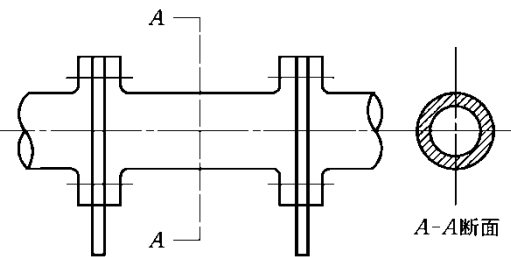
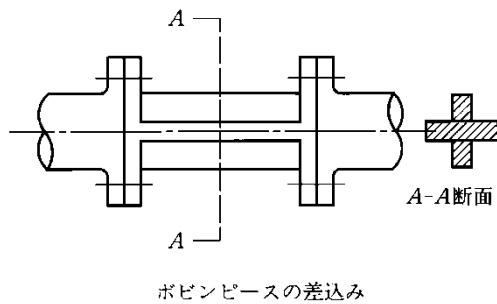
〔可〕の例



〔不可〕の例



ブランクフランジ又は眼鏡フランジの差込み，又は一重の止め弁

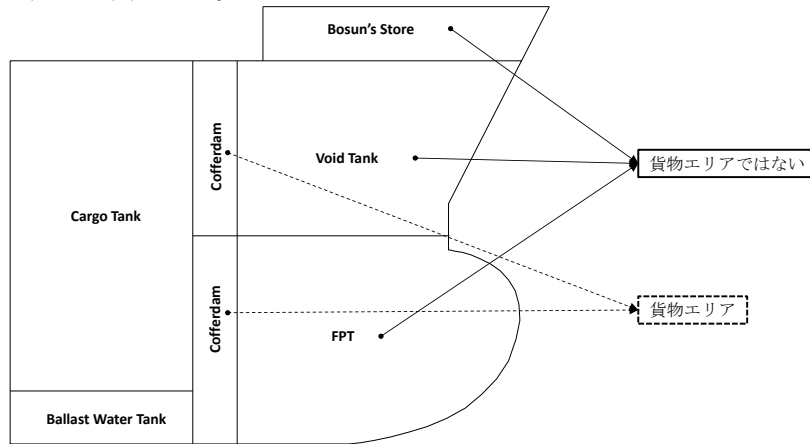


二重*のブランクフランジ又は眼鏡フランジの差込み，又は二重*の止め弁

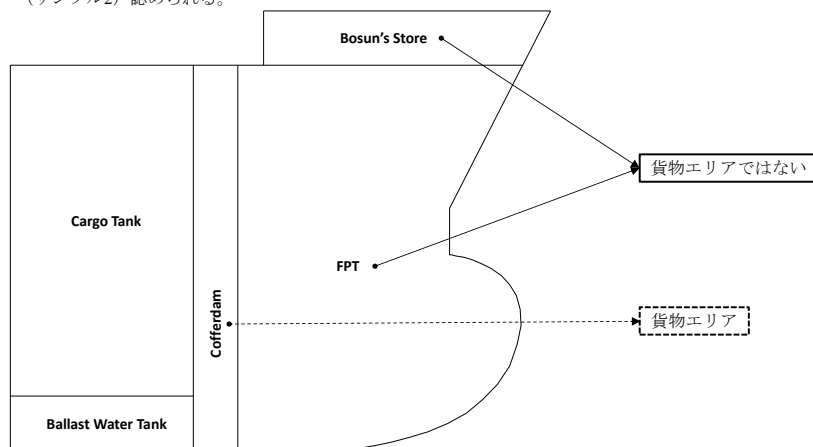
*：何重であっても一切認められない。

☒ S1.3.1-3.

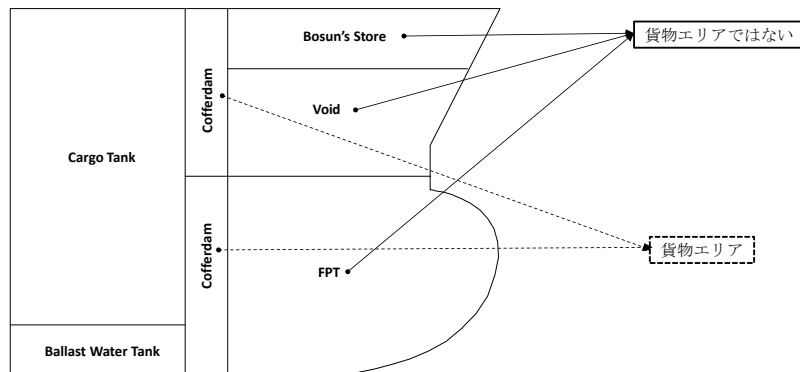
(サンプル1) 認められる。



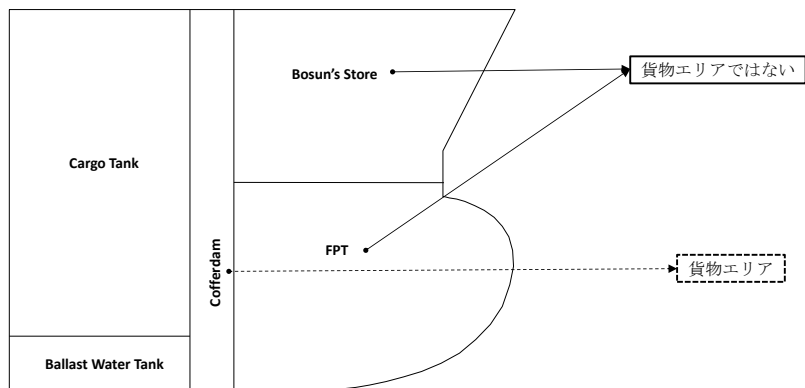
(サンプル2) 認められる。



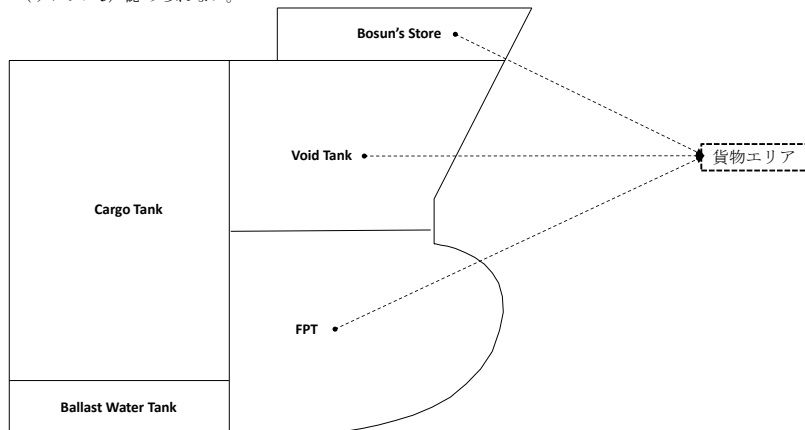
(サンプル3) 認められる。



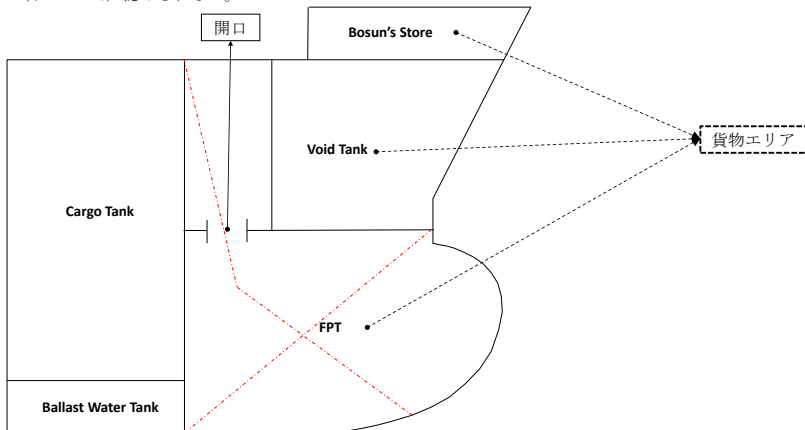
(サンプル4) 認められる。



(サンプル5) 認められない。



(サンプル6) 認められない。



S2 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

S2.1 一般

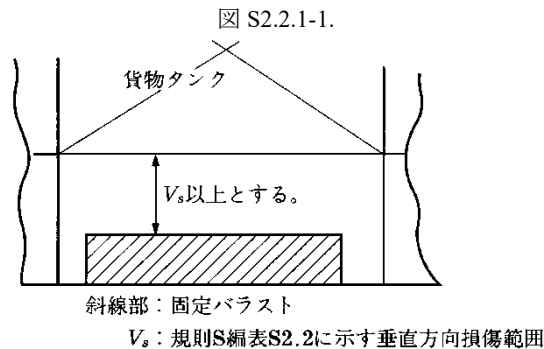
S2.1.1 一般

損傷時復原性の計算方法は、IMO 海上安全委員会の 1980 年第 42 会期で承認された「残存条件の統一適用に関する指針 (MSC/Circ.286)」による。

S2.2 固定バラスト及び復原性資料

S2.2.1 固定バラスト

初期復原性の要件を満足できない場合、固定バラストの設置を認めることがある。なおタンク直下に固定バラストを設置する場合、固定バラスト頂部から貨物タンク底面までの距離は図 S2.2.1-1. に示すように船底損傷時の垂直方向損傷範囲 V_s 以上とすること。



S2.2.3 復原性計算機

- 1. 規則 S 編 2.2.3-1. の規定にいう「IMO が策定した性能基準」とは、次の(1)から(3)に掲げるものをいう。
 - (1) IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章
 - (2) MSC.1/Circ.1229 “Guidelines for the Approval of Stability Instruments” の附属書 4 節
 - (3) MSC.1/Circ.1461 “Guidelines for Verification of Damage Stability Requirements for Tankers” の 1 編に規定される技術要件
- 2. 規則 S 編 2.2.3-4. の適用上、MSC.1/Circ.1461 “Guidelines for Verification of Damage Stability Requirements for Tankers” の 2 編に規定される運航ガイダンスを参照すること。

S2.3 乾舷甲板下の船外排出管

S2.3.1 船外排出管に取付けられる弁

- 1. 本項の規定は乾舷甲板上第二層目以上の船楼及び甲板室から外板の外に通ずる排出管には適用しない。
- 2. 規則 S 編 2.3.1 の規定の適用に際しては、次の(1)及び(2)に示すところによること。
 - (1) 船楼内の排水管は、D13.4.1-1. の規定による。
 - (2) 排水管の船内開口端は、D13.4.1-2. の規定による。

S2.5 損傷の仮定

S2.5.1 仮定最大損傷範囲

規則 S 編 2.5.1-2. の規定に定める損傷の基準の適用上、船首端から $0.3L_F$ 付近で仮定する損傷は、次の(1)及び(2)に示す

ところによること。

- (1) 船首から $0.3L_f$ の箇所及びこれより前方に適用する船底損傷範囲（規則 S 編表 S2.2 による。）の場合、損傷は船首端から $0.3L_f$ の箇所より後方に延長しないものとする。
- (2) 船首端から $0.3L_f$ の箇所より後方に適用する船底損傷範囲（規則 S 編表 S2.2 による。）の場合、損傷範囲は船首から $0.3L_f - 5.0m$ の箇所まで延長するものとする。

S2.6 貨物タンクの位置

S2.6.1 貨物タンクの配置

規則 S 編 2.6 の貨物タンク配置要件にかかわらず、貨物ポンプ室のビルジ又はタンク洗浄水は、どの貨物タンクに投入してもよい。

S2.6.2 貨物タンクに設けるサクシオンウェル

-1. サクシオンウェルの面積は、必要に応じて貨物ポンプ、サクシオンパイプ、弁、加熱管等を設置するために必要な面積及び十分な吸引及びクリーニングと保守に必要なすき間が確保できる面積よりも大きくしないことが望ましい。

（注）MARPOL 73/78、附属書 II の 12 規則の要件も考慮すること。

-2. タイプ II 船にあっては、規則 S 編 2.6.2 に定める要件を満足するサクシオンウェルであっても外板から 760 mm 以上離して設けること。

S2.7 浸水の仮定

S2.7.6 平衡用設備

規則 S 編 2.7.6 にいう「水平調整用管」は、次による。

- (1) この設備は、 $0.1 m$ の最大復原挺及び平衡状態から 20 度の範囲での GZ 面積 $0.0175 m \cdot rad$ を確保するためにのみ使用することが認められる。この設備を使用していない状態で、損傷後、横傾斜角度及び正の復原力範囲の規定を満足すること。
- (2) この設備を使用する前の復原挺曲線を決定する場合、次のとおり仮定すること。（図 S2.7.6-1.参照）
 - (a) 損傷区画の貨物又は消費液体はすべて流出している。
 - (b) 損傷区画は外側の水線まで海水で満たされている。
 - (c) 水平調整用管が閉鎖されている。
- (3) 水平調整に対する所要時間は、15 分以内とすること。
- (4) 水平調整に用いる配管の断面積 A は、次のとおりとすること。

$$A \geq 7.5 \frac{V}{\sqrt{H}} (cm^2)$$

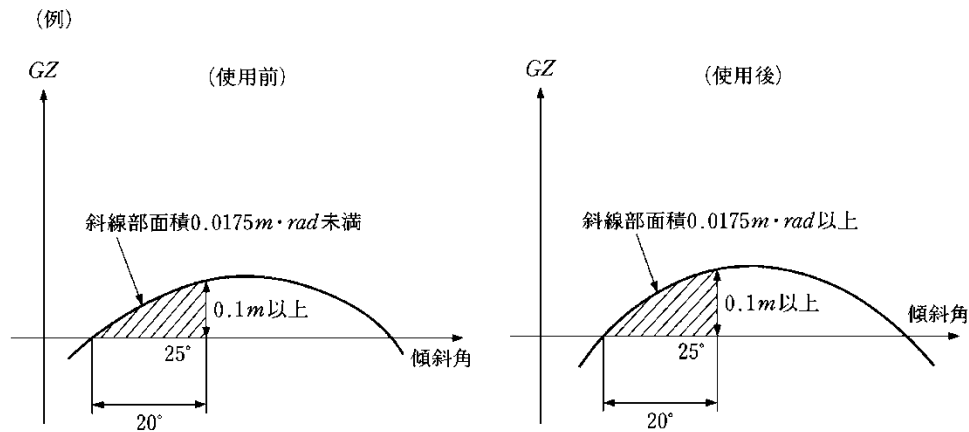
ただし、

V : 浸水区画に流入すると予想される量 (m^3)

H : 損傷前喫水線から管の中心線までの高さ (m)

- (5) 浸水が同じレベルで進行するように両舷の区画を大きなダクトで連結することは、旋回時の傾斜モーメントを増大させるので好ましくない。

図 S2.7.6-1.



S2.7.8 船樓の浮力

-1. 規則 S 編 2.7.8 において、機関区域が 1 区画浸水として扱われる船側損傷の場合、船尾楼に対しては機関室以外の区画の損傷範囲が適用されるため、例えば、図 S2.7.8-1. に示すように水密隔壁が船尾楼内に配置されない限り、機関室周囲の船尾楼内区画で水密隔壁に囲まれた区画を予備浮力として取り扱うことはできない。ただし、規則 S 編 2.8.2 の規定により、小型船に対する特別規定の取扱いで、主管庁が特別の緩和措置として認める場合はこの限りでない。

また、機関室隔壁がナックルしている場合、図 S2.7.8-2. に示すように機関室を垂直輪切りし、その最前端及び最後端直上の範囲を船楼区画損傷範囲とする。

-2. 規則 S 編 2.7.8(2) において、水密滑り戸は本編に他に規定のない限り、規則 C 編 1 編 2.2.2 の要件を満足するものとし、その遠隔操作は、安全にかつ迅速に近づける場所から行えること。また、残存復原性の規定最小範囲内に水没する風雨密の開口は、平衡状態において確実に閉鎖できること。

図 S2.7.8-1.

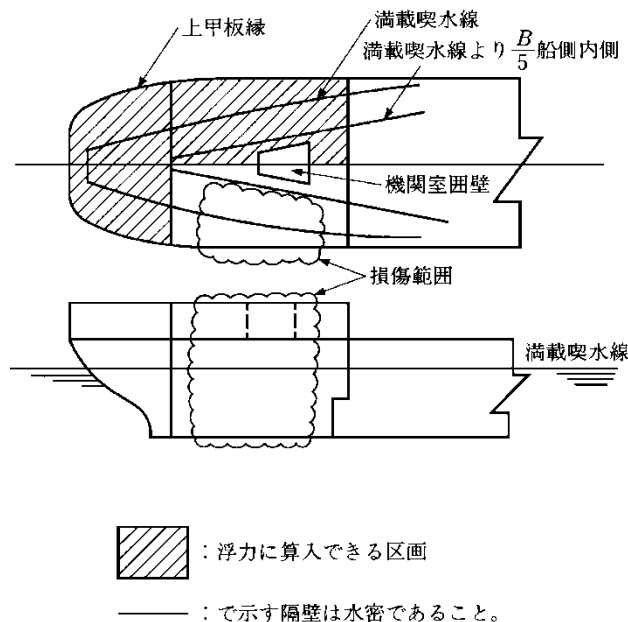
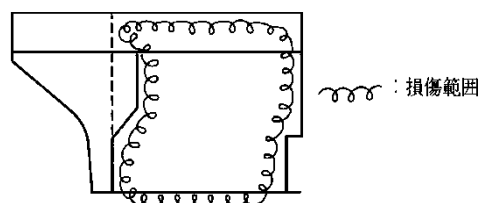


図 S2.7.8-2.



S2.8 損傷の基準

S2.8.1 仮定損傷範囲

- 1. 規則 S 編 2.8.1(3)及び(5)において機関室前後端隔壁の階段部の取扱いは図 S2.8.1-1.による。
- 2. 規則 S 編 2.8.1(6)において、「本会の定めるところによる。」とは、機関室のみの浸水状態で規則 S 編 2.9 の残存要件を満足するか、又は以下の要件を満足することをいう。

なお、機関室囲壁が水密構造である場合は、船尾楼の機関室周囲区画を予備浮力として扱ってよい。戸を設ける場合、船尾楼甲板からの遠隔操作水密滑り戸とすること。

- (1) 浸水後の最終平衡状態及び 25 度（甲板側線が水没しない場合は 30 度）の間の任意の点から 20 度の範囲内での復原挺曲線の正の部分の面積が、
 - (a) $70m \leq L_f < 125m$ の場合： $0.0175 m \cdot rad$ 以上
 - (b) $L_f < 70m$ の場合： $0.0088 m \cdot rad$ 以上
- (2) 海水流入口の位置は、規則 S 編 2.9.3(1)による。
- (3) 横傾斜角度は、規則 S 編 2.9.2(2)による。

図 S2.8.1-1.

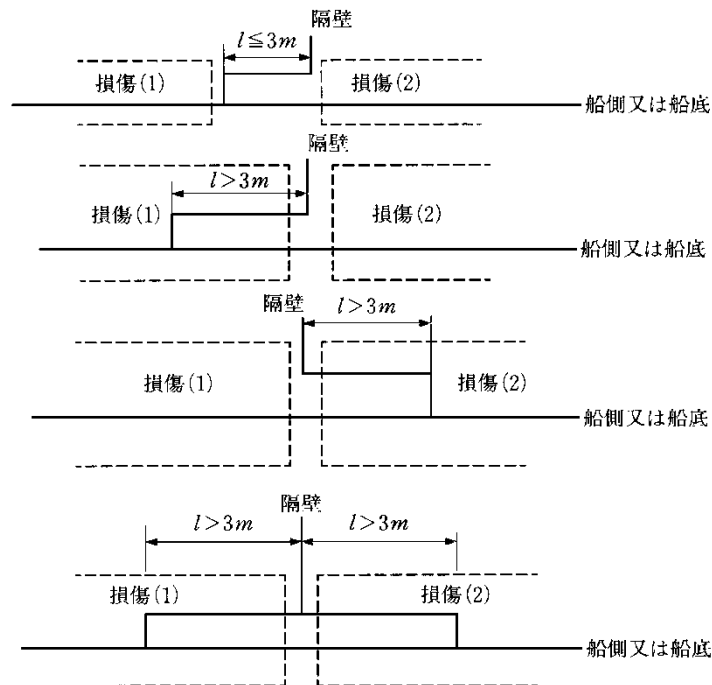
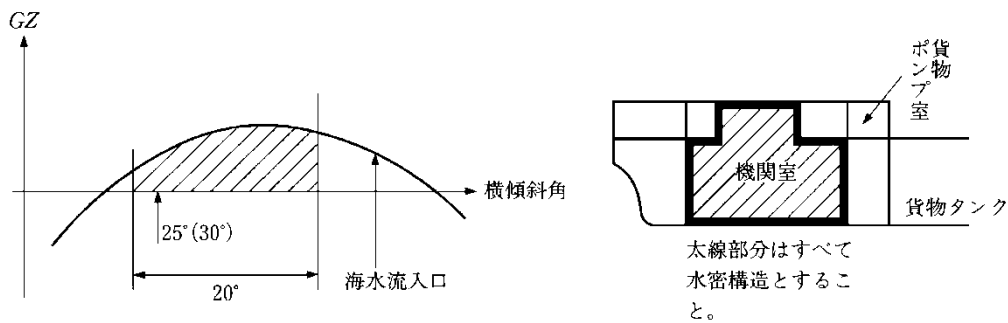


図 S2.8.1-2.

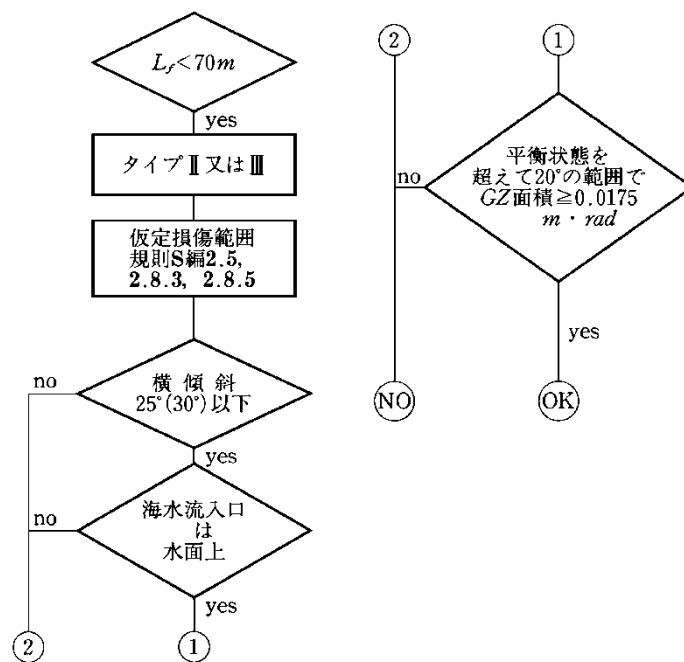


S2.8.2 代替措置

規則 S 編 2.8.2 にいう「特別の緩和措置」は、次による（図 S2.8.2-1.参照）。

- (1) タイプ I 船については認められない。
- (2) 小型船とは $L_f < 70\text{ m}$ のものをいう。
- (3) タイプ III 船の機関室浸水（規則 S 編 2.8.1(6)）を除き、次による。
 - (a) 仮定損傷範囲は、規則 S 編 2.5, 2.8.1(3)及び 2.8.1(6)による。
 - (b) 海水流入口、横傾斜角度は規則 S 編 2.9.2 及び 2.9.3 による。
 - (c) 浸水後の最終平衡状態において、最終平衡状態から 20 度の復原範囲内での復原挺曲線下の面積は、 $0.0175\text{ m} \cdot \text{rad}$ 以上であること。
 - (d) GZ の最大値については規定しない。
 - (e) 前(2)にいう「小型船」であり、航路を制限する条件で登録を受ける船舶(船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記するもの)に対しては、上記(c)中の「最終平衡状態から 20 度の復原範囲内での復原挺曲線下の面積」を「復原挺曲線の正の部分の面積」として差し支えない。

図 S2.8.2-1.



S2.9 残存要件

S2.9.2 浸水のすべての段階における残存基準

-1. 規則 S 編 2.9.2(1)にいう水密滑り戸は、本編に他に規定のない限り、規則 C 編 1 編 2.2.2 の要件を満足するものをいう。

-2. 規則 S 編 2.9.2(3)にいう「本会の定めるところ」は、次による。

通常の場合、最終状態が厳しいと考えられるが、場合によっては損傷区画の海水との入替わりの中間段階でより厳しい状態が起こる可能性があるため、本会が特に要求する場合は、中間段階における復原性の検討を行うこと。

S2.9.3 最終平衡状態における残存基準

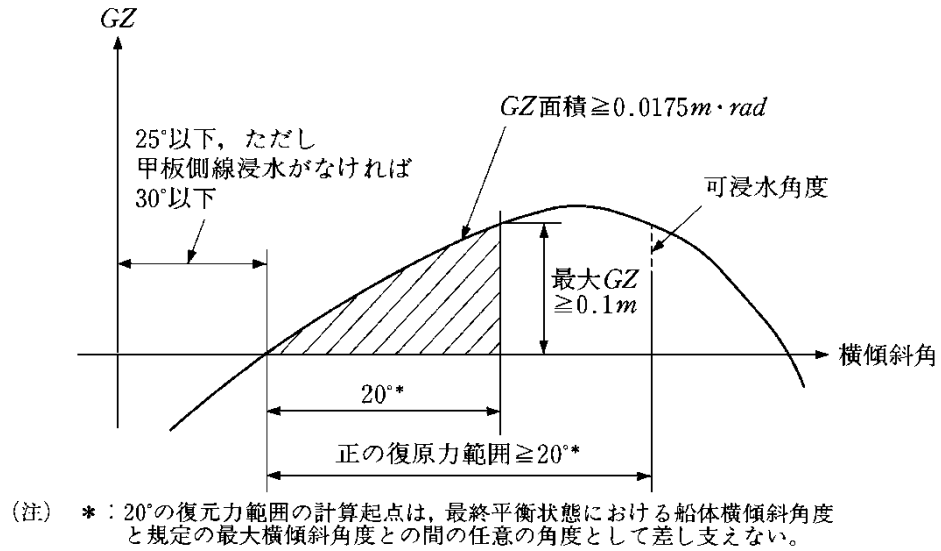
-1. 規則 S 編 2.9.3(1)において、最小復原性範囲内（20 度）で浸水可能な風雨密の開口は、損傷後の最終平衡状態において確実に閉鎖できること。また、甲板没水のため、又は大横傾斜のため安全に近づけない場合は不可とする。ただし、フロート式等の没水時の自動閉鎖機構を持つ空気管は認められる。

-2. 浸水後の最終平衡状態における残存要件は、図 S2.9.3-1.による。

-3. 規則 S 編 2.9.3(1)の規定の適用上、「風雨密に閉鎖し得る他の開口」には、規則 C 編 1 編 14.12.3.1-3.又は規則 CS 編 21.6.5-2.に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であっても、運航上の理由から、機関室又は非常用発電機室（非常用

発電機室は、復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合) に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒を含めない。

図 S2.9.3-1.



S3 船体配置

S3.1 貨物エリアの隔離

S3.1.1 貨物又は貨物残留物を積載するタンクの隔離

貨物タンク及びスロップタンクは居住区域、業務区域、機関区域等との線接触、点接触も認められない。また、斜板により接触箇所を分離する方法も認められない。

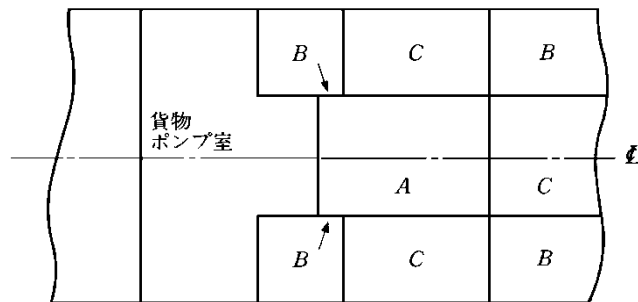
S3.1.2 他の貨物と危険な反応をする貨物の隔離

危険な相互反応を起こす貨物を同時積載する場合、[図 S3.1.2-1.](#)に示す配置は認められない。

なお、相互反応貨物の隔離の要件に限り、[図 S3.1.2-2.](#)に示す線接触及び点接触が認められる。

貨物管が共通管の場合、トンネルを設けるか、又は[図 S3.1.2-3.](#)に示すような配置にする場合を除き、危険な相互反応をする貨物タンクを通してはならない。

図 S3.1.2-1.

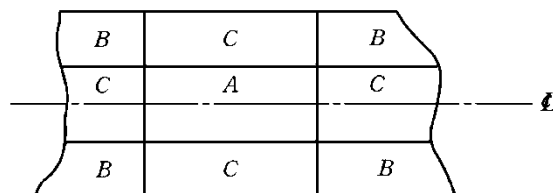


備考：

A と B は危険な相互反応を起す。(矢印は面接触を示す)

A と C 及び B と C はそれぞれ危険な相互反応を起こさない。

図 S3.1.2-2.

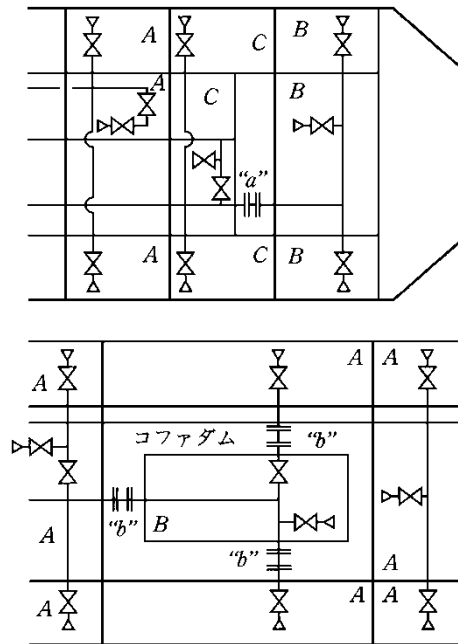


備考：

A と B は危険な相互反応を起す。

A と C 及び B と C はそれぞれ危険な相互反応を起こさない。

図 S3.1.2-3.



注

- (1) “a”部及び“b”部は規則 S 編 1.3 に示した方法により、コファダム、空所内で分離すること。タンク内における分離は認められない。
- (2) A と B は危険な相互反応をする貨物
- (3) A と C 及び B と C はそれぞれ相互反応しない安全な組合せの貨物。ただし、この場合、貨物 A の荷役後、“a”、“b”のスプールピースを接続し、貨物 B を荷役するという方法は認められないので、上記のような方法で分離されたタンクの荷役には独立貨物ポンプ等が必要となる。

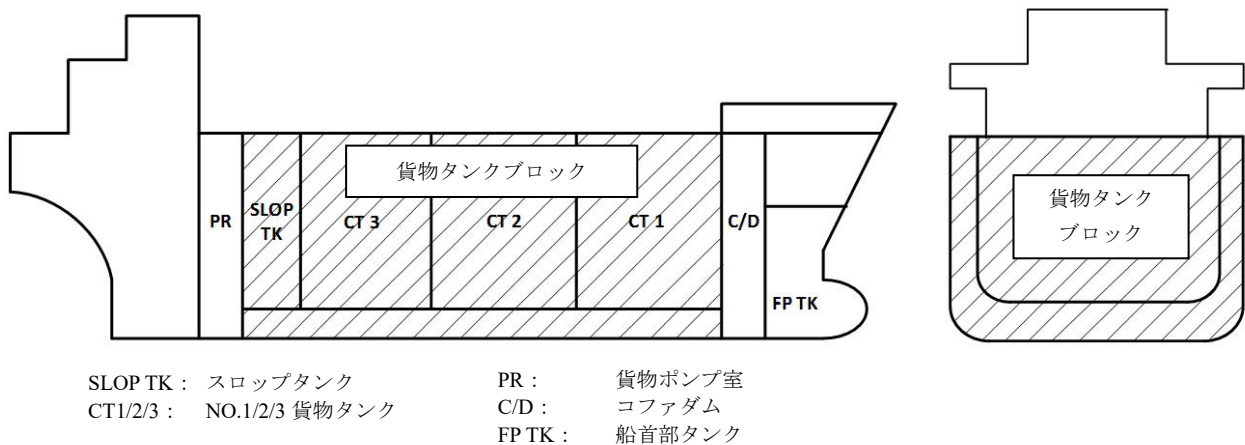
S3.1.3 貨物管の配置

- 1. 貨物管は、規則 S 編で示される区域のほか、燃料油タンク、清水タンク、制御室等の区画内を貫通させないこと。
- 2. ガスフリー管装置及び送風機は、R4.5.6-2.から-10.の規定に従い、貨物エリア外に配置することができる。

S3.1.5 燃料タンクの配置

- 1. 規則 S 編 3.1.5 の規定は、他の規定により燃料タンクに隣接して積載することが禁止される貨物を積載する計画のある貨物タンクに対して、燃料タンクを隣接して配置することを認めるものではない。
- 2. 規則 S 編 3.1.5 にいう「毒性を有する貨物」とは、規則 S 編表 S17.1 の k 欄で毒性ガス検知器が要求されているものをいう。
- 3. 規則 S 編 3.1.5 に定義する「貨物タンクブロック」の例を図 S3.1.5-1.に示す。

図 S3.1.5-1. 貨物タンクブロックの例

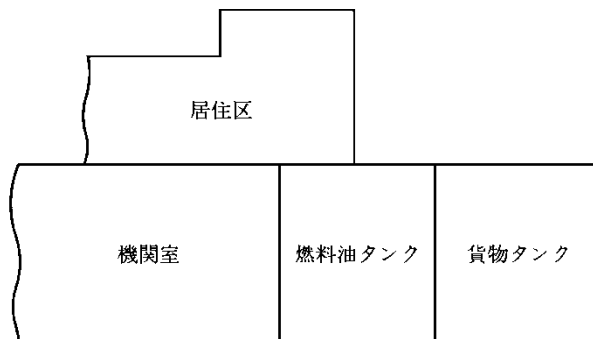


S3.2 居住区域、業務区域、機関区域及び制御場所

S3.2.1 配置

- 1. 規則 S 編 3.2.1 の適用上、塗料庫については、その仕様に関わらず、貨物エリア内に配置しないこと。
- 2. ガス密甲板で仕切られ、適当に通風されれば電氣的危険区画ではないので、図 S3.2.1-1. に示すように船尾部の貨物タンクに隣接する燃料油タンクの上方に居住区域、業務区域又は制御場所を配置することは認められる。

図 S3.2.1-1.



S3.2.2 空気取入口及び開口の配置

開口位置については、規則 S 編 3.2.3, 3.7, 3.8.3, 8.2.2, 12.2.5 及び 15.12 の要件による。

S3.2.3 居住区域、業務区域及び機関区域並びに制御場所への諸開口

- 1. 居住区域、業務区域及び機関区域の機械通風装置の空気排気口についても本規定が適用される。(規則 S 編 3.2.2, 3.7.4, 8.2.4 及び 15.12.1 の空気排出口にも S3.2.3 の要件を適用する。)
- 2. 扉を設けることのできる区画は、貨物装置及び安全装具格納室、貨物制御室及び除染シャワー室のみに限られる。これらの区画は、図 S3.2.3-1. に示すように居住区域、業務区域及び制御場所に至る通路を有しておらず、かつ、居住区域等と接する囲壁、床及び天井に「A-60」級の防熱が施されていること。
- 3. 操舵室のガス密の窓及び扉は、パッキン付きで、かつ、締付け金具付きのものとする。これらの窓、扉及び旋回窓には 2.0 kg/cm^2 の射水試験が要求される。旋回窓のガス密を図るため、旋回窓に追加して締付け金具付きの窓を設けるか、又は旋回していないときに窓ガラスを締付けてガス密にできる装置とすること。
- 4. 貨物の種類にかかわらず、危険化学品ばら積船には、居住区域、業務区域及び制御場所を含め、甲板室に甲板上に溢れた貨物が侵入することを防止するため、図 S3.2.3-2. に示すような甲板室前端にコーミングを設ける。コーミングの甲

板からの高さは 150 mm、舷側厚板の上縁上 50 mm 又は甲板上面付縦通材上面から 50 mm のいずれか大きい値とする。

-5. 規則 S 編 3.2.3 の適用上、当該規定を満足することが実行不可能又は不合理な場合にあっては、規則 H 編 4.2.3-2., -4.及び-5.に規定する危険場所に発火源となり得るものが設置されないことを条件として、貨物エリアに面する入口、空気取入口及び開口を設けることが認められる。この場合、IEC 60092-502 に適合する防爆形電気機器は発火源とはみなされない。

S3.3 貨物ポンプ室

S3.3.1 貨物ポンプ室の配置

貨物ポンプ室に通常人員が配置される場合及び貨物ポンプ室が特に大きい場合には、追加の脱出経路が要求される。この場合、暴露甲板に通じる 2 系統の脱出経路が望ましい。

S3.3.2 救命用吊上げ設備

貨物ポンプ室から救命索で吊り上げるための恒久的設備は、次の規定による。

- (1) 暴露甲板上から 1 人で操作できること。
- (2) 暴露甲板上に吊り上げられること。
- (3) 吊上げ能力は 255 kg 以上であること。

図 S3.2.3-1.

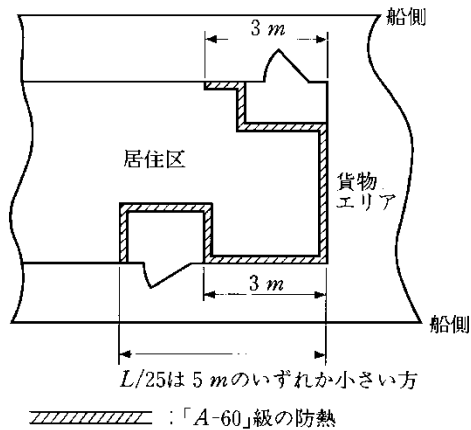
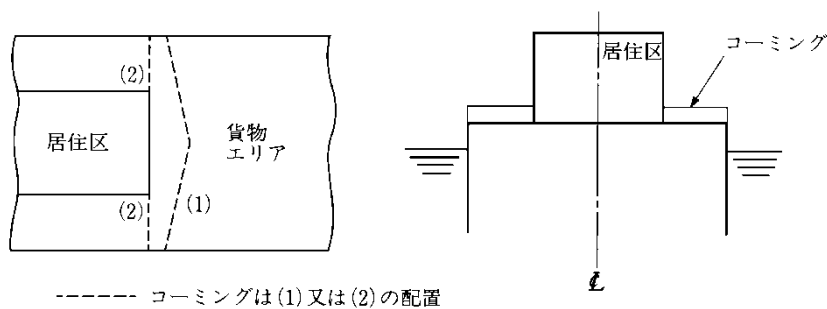


図 S3.2.3-2.



S3.3.4 交通用はしご

貨物ポンプ室内に設けられるはしごの水平面に対する角度は 60 度以内とすること。

S3.3.5 貨物及びビルジ等の排出設備

-1. 腐食性物質、相互反応物質、禁水性物質等漏洩により、構造部材の腐食又はポンプ室内で他のビルジとの混合による危険のおそれがある貨物を取扱うポンプ、弁等には、危険性に応じた適当なビルジ処理設備を備えること。例えば、危険な相互反応をする貨物を取扱うポンプ同士のビルジ処理施設はそれぞれ独立なものによることが考えられる。相互反応貨物を同一貨物ポンプ室で扱う場合は、同時荷役を避け、完全にビルジ処理が終了してから次の荷役を行うこと。

-2. 規則 S 編 3.3.5 に規定する「スロップタンク」は次の(1)から(5)によること。

- (1) 貨物タンクと兼用する場合は貨物タンクと同様の規定が適用される。

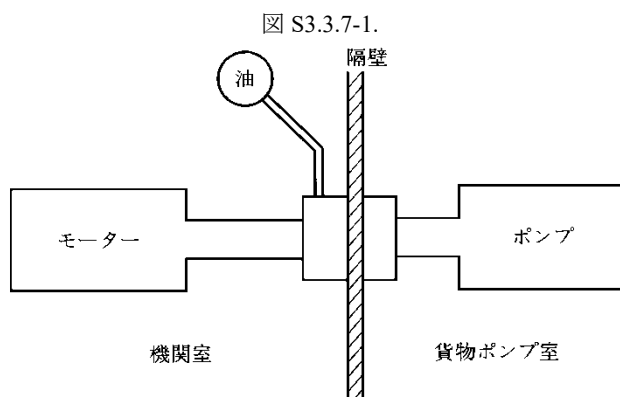
- (2) 貨物が積載されず、ビルジ又はタンク洗浄水のみが投入される場合、これらに含まれる貨物の種類にかかわらず、船型（貨物タンクの配置のみ）要件は適用されない。ただし、船型以外の最低要件については次の(a)、(b)及び(c)による。
- (a) 通気装置、電気設備及び計測装置に関しては、スロップ中に含まれる貨物に要求される要件のうち最も厳しいものに適合すること。
- (b) タンクの環境制御及び特別要件に関しては、スロップ中に含まれる貨物に適用されるすべての要件を満足すること。
- (c) タンク型式に関しては、スロップタンク中に含まれる貨物に要求される要件を満足すること。
- (3) 規則 S 編 15.12 の適用を受ける有毒物質を積載したタンクの洗浄水及びこれらの物質の荷役に供される貨物ポンプ室のビルジを貯蔵するスロップタンク並びにこれに接続する諸管装置には、規則 S 編 15.12 を全面適用する。
- (4) 危険な相互反応をする貨物を 2 種類以上同時に積載する場合、これらの貨物を含むタンク洗浄水及びビルジは、同一のスロップタンクに積載してはならない。したがって、危険な相互反応をする貨物で同時に積載されるものと同じ数のスロップタンクを設けること。その場合、貨物タンクをスロップタンクとして使用する場合には、当該貨物タンクはスロップタンクとしてポンプ、管装置を設けたものであること。
- (5) スロップタンクの容量については特に規定はないが、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編の適用を受ける油を運送する船舶のスロップタンクの容量は海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3.3.1-3 に適合すること。

S3.3.6 貨物ポンプ室の吐出側圧力計

規則 S 編 3.3.6 でいう「貨物ポンプ」とは、貨物ポンプ、タンククリーニングポンプ、ビルジポンプ等、貨物及び貨物を含む液体を扱うポンプ一般をいう。

S3.3.7 駆動軸貫通部のガス密性

油潤滑装置によりガス密を保つ場合、定期的にグリースを注入する形式の軸封装置は認められず、連続的にガス密を保てるものでなければならない。これらの軸封装置は、貨物ポンプ室の外側に設けるものとする。図 S3.3.7-1 にその例を示す。



S3.4 貨物エリア内の場所への交通

S3.4.1 一般

-1. 独立タンクを格納するホールドスペースに直接開口を有する区画は、貨物エリアの定義にかかわらず、規則 S 編 3.4 の規定を適用する。貨物タンクに面接触、線接触又は点接触する燃料油タンク及び貨物ポンプ室直下の燃料油タンクは、貨物エリアには含まれないが、本項の適用を受ける。

- (1) 貨物タンクに隣接又は線接触若しくは点接触する燃料油タンク（図 S3.4.1-1 参照）
交通口は、本項の適用を受け、出入りは貨物エリア内からとする。
- (2) 貨物ポンプ室直下の燃料油タンク（図 S3.4.1-2 参照）
交通口は、本項の適用を受け、出入りは貨物の漏洩を考慮し貨物エリア内からとする。
- (3) 図 S3.4.1-3 に示す燃料油タンクについては、本項は適用しない。出入りは貨物エリア内からが望ましい。

-2. 二重底等の出入口に関しては、次によること。

二重底又は類似の区画には、原則として 2 系統の出入口を設けること。ただし、容易に交通ができ、意識不明者を救出

できることを条件とし、比較的小さな区画については、1系統のみの出入口が認められる（図 S3.4.1-4.参照）。ダクトキールについては両端に出入口を設け、かつ、60 mを超えない間隔で暴露甲板に通じる開口を設けること。

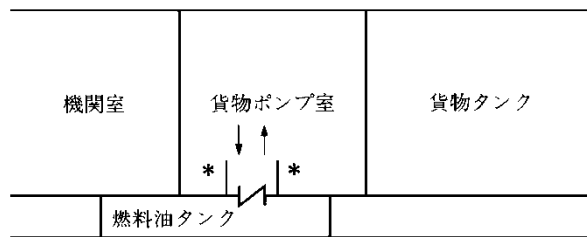
-3. 独立型貨物タンクへの出入口は、次によること。

独立型貨物タンクは、図 S3.4.1-5.に示すように暴露甲板より上にトランク又はドームを突出させ、その頂部に貨物タンクハッチを設けること。暴露甲板より下の部分の貨物タンク壁（斜線部）にはいかなる開口も設けてはならない。

図 S3.4.1-1.



図 S3.4.1-2.



注：

*： 適当な高さのコーミング

図 S3.4.1-3.

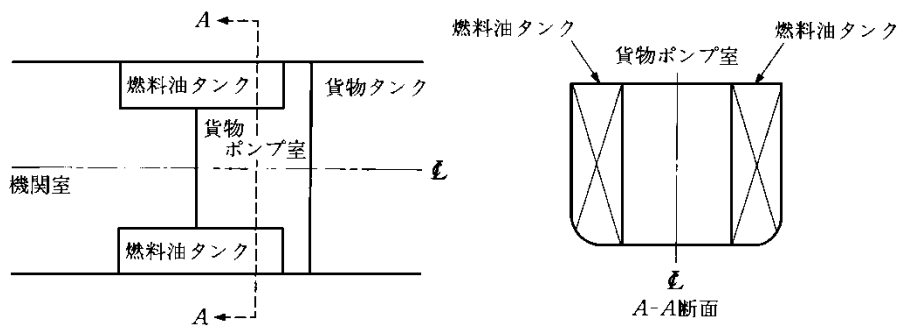
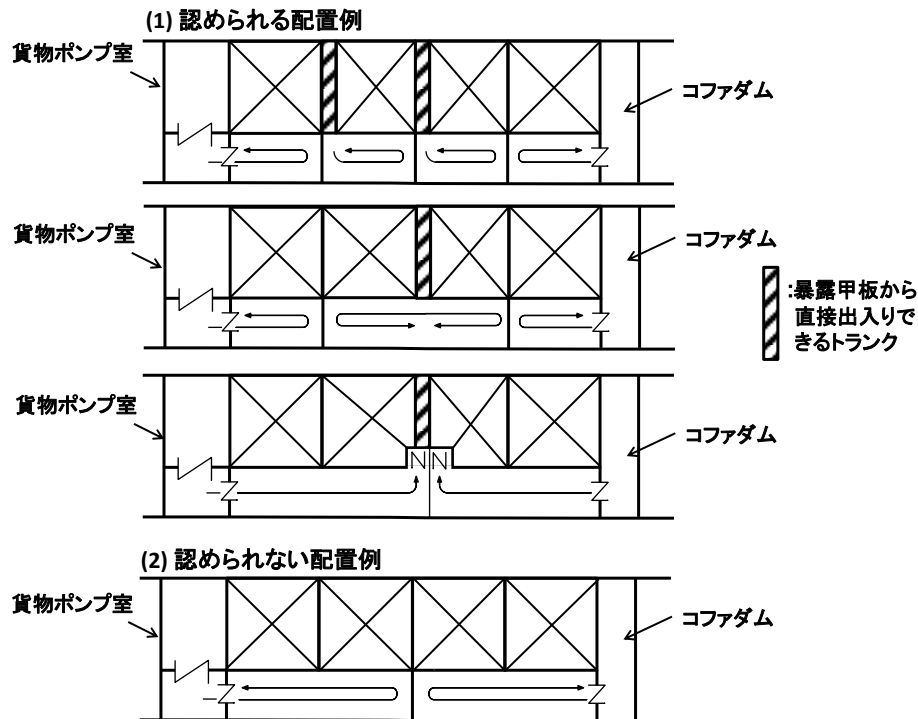


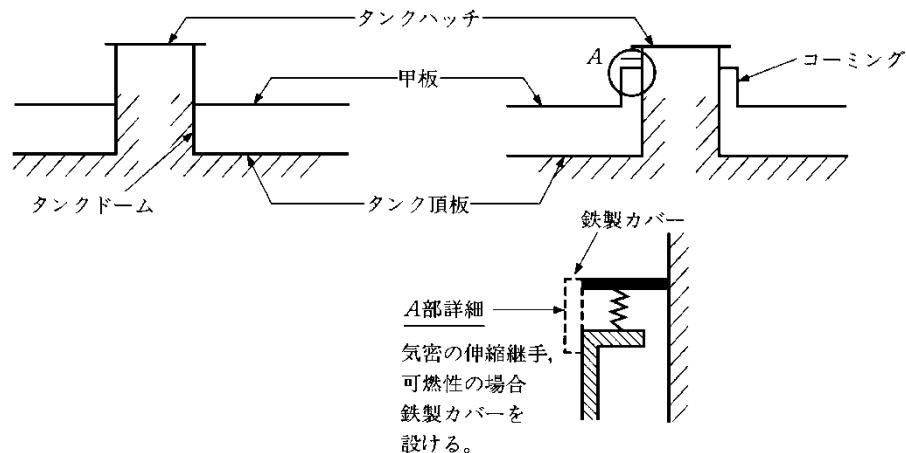
図 S3.4.1-4.



(備考)

貨物タンクの下に二重底があつては、(1)のように出入口からの往復の距離が貨物タンクの2倍以下のものにする。

図 S3.4.1-5.



S3.4.2 水平な交通口の最小開口寸法

最小開口寸法は $600\text{ mm} \times 600\text{ mm}$ とし、その四すみに適当な丸みを付けること。

S3.4.3 垂直な交通口の最小開口寸法及びその配置

交通用の開口については、次によること。

- (1) $600\text{ mm} \times 800\text{ mm}$ の開口は長径を垂直方向にとること。ただし、構造上長径を垂直方向にとることが困難な場合は、水平方向にとっても差し支えない。
- (2) 交通用の開口及びその周辺には、交通路の確保の妨げとなる管又は他の艤装品を配置しないこと。

S3.4.4 開口寸法の軽減

航路を制限する条件で登録を受ける船舶（船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記するもの）に対しては、開口の大きさは、次の(1)から(3)によること。

- (1) 上下方向交通用の水平開口（H） 600 mm 以上 $\times$ 600 mm 以上
- (2) 横方向交通用の垂直開口（V） 600 mm 以上 $\times$ 800 mm 以上
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、国際航海に従事しない小型船（船の長さ 70 m 未満の船舶）については、表 S3.4.4 による

こと。

S3.5 ビルジ及びバラスト設備

S3.5.1 一般

-1. 貨物タンクに隣接する専用バラストタンクの排水は、[図 S3.5.1-1](#)に示すように機関区域内のバラストポンプを使用し、貨物ポンプ室内のエダクタを通して船外排出することができる。この場合、バラストポンプとエダクタの間には逆止弁を設け、かつ、貨物区域内の暴露甲板上にスプールピースを設けること。

-2. [規則 S 編 3.5.1](#) にいう「タンク甲板上から注入することができ、かつ、逆止弁を設ける場合」とは、特に本会が適当と認める場合を除き、[図 S3.5.1-2](#)に示すように暴露甲板からの注水のみを使用されるが排出には使用されないラインで、暴露甲板上に止め弁を設けるか、又は暴露甲板上から操作できる止め弁を設け、かつ、逆止弁を設ける場合をいう。また、いかなる場合も管系の配置に際しては、管系の損傷により損傷時復原性の要件を満足できなくなったり、危険なバラスト又は貨物が他の区画へ漏洩すること等の事態が生じないよう十分考慮すること。

表 S3.4.4 小型船の通路の開口寸法

	対象区域	開口の最小寸法 (単位: mm)
一体型タンク船	貨物タンク	H; 600×600, V; 600×800
	貨物タンクに隣接する空所*	H; 500×500, V; 500×650
	規則 S 編 15.12 の規定の適用される貨物及び毒性ガス検知を要求されている貨物を積むタンク隣接の WBT**	H; 500×500, V; 500×650
	貨物タンクに隣接する WBT (上覧に掲げる区域を除く。)	H; 450×450, V; 450×550
	貨物タンクに隣接する又は貨物ポンプ室直下の FOT	H; 450×450, V; 450×550
	貨物ポンプ室	H; 600×600, V; 600×800
独立型タンク船	貨物タンク	H; 600×600, V; 600×800
	貨物タンクに隣接する区画 (検査時に人間が入り点検する構造の貨物タンクの周囲に限る。)	H; 500×500, V; 500×650, 間隙 船底; 600, 船側; 450
	貨物タンクに隣接する区画 (検査時にタンク持ち上げ等により必要な検査を行う構造の貨物タンクの周囲に限る。)	最小寸法は要求しない。
	貨物タンク倉に隣接する空所*, WBT, FOT	H; 450×450, V; 450×550
	貨物ポンプ室	H; 600×600, V; 600×800

備考

* 空所には、コファダム、ボイドタンク、交通用トランク、パイプトンネル及び貨物室以外のポンプ室を含む。

** この WBT への唯一の通路に当たる WBT も含む。

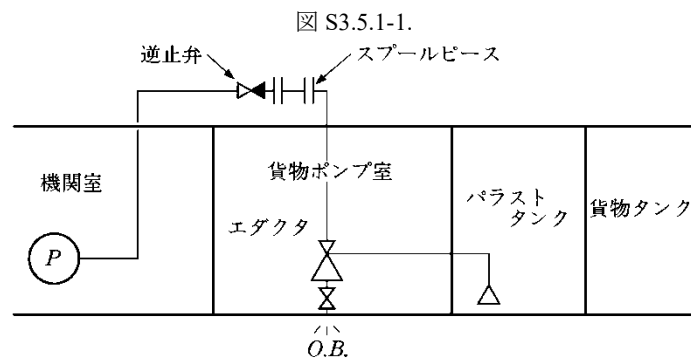
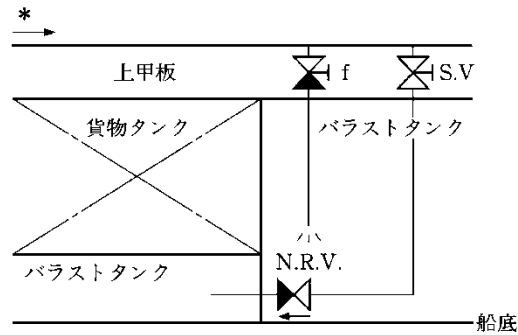


図 S3.5.1-2.



注

*: 機関室内のポンプにより注水のみがなされるライン

N.R.V. : 逆止弁

S.V. : 止め弁

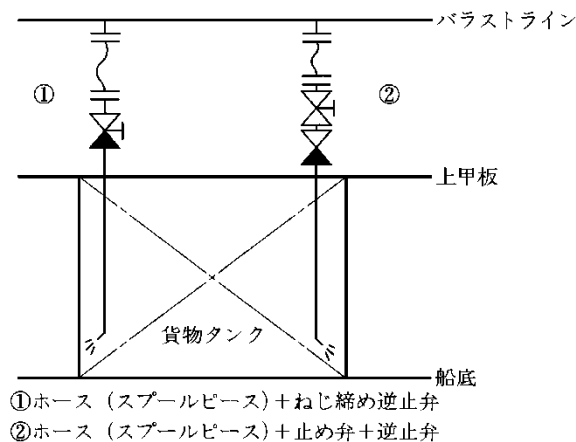
f : 止め弁+逆止弁又はねじ締め逆止弁

S3.5.2 貨物タンクへのバラスト注水

-1. 規則 S 編 3.5.2 にいう「注水管が貨物タンク又は貨物管と恒久的に連結されておらず、かつ、逆止弁が設けられている場合」は、図 S3.5.2-1.によるものとする。この場合、暴露甲板からのみの注水に限られ、スプールピース又はホース及び止め弁並びに逆止弁が要求される。

-2. 前-1.により甲板位置から注水する場合において、貨物タンク内の配管については、静電気の発生を最小にするようタンク底部付近まで注水管を延長すること。

図 S3.5.2-1.



S3.5.3 貨物エリアのビルジ排水設備

貨物又は貨物残留物を格納しているタンクから二重の隔壁で仕切られたボイドスペース、二重底タンク及びバラストタンクなどの区画でも貨物又は貨物残留物を扱う管が通る場合、当該区画のビルジ貨物区域内で扱うこと。

S3.6 ポンプ及び管の識別

S3.6.1 ポンプ及び管の識別

規則 S 編 3.6 にいう「マーク」は、はがれにくいテープ又はペンキで各パイプを明確に識別できるものであること。

S3.7 船首又は船尾荷役設備

S3.7.1 一般

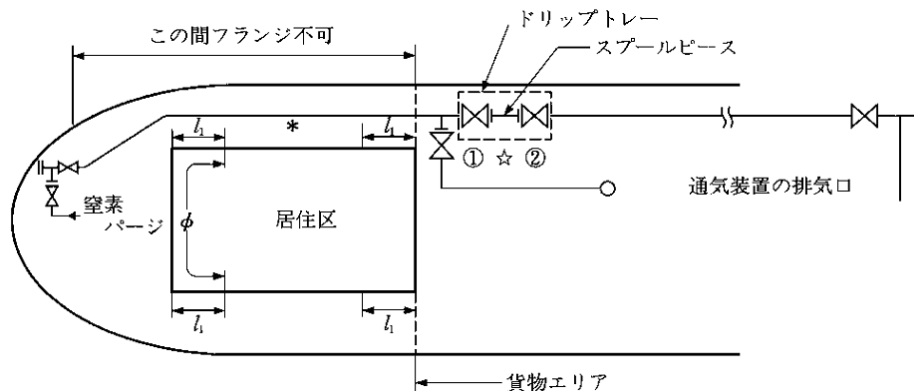
船首又は船尾荷役設備の配置は、図 S3.7.1-1.を標準とする。

S3.7.4 居住区域、業務区域、機関区域及び制御場所への諸開口

居住区域、業務区域、機関区域及び制御場所への入口、空気取入口及びロープハッチ、機関室囲壁の開口、脱出通路の開口等すべての開口は図 S3.7.4-1.に斜線で示す範囲外に配置すること。

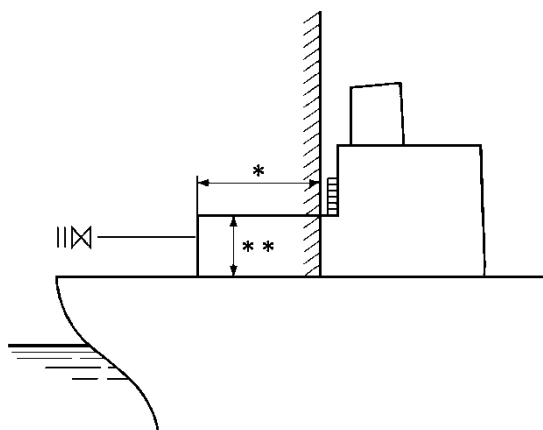
なお、船楼の標準高さは、表 S3.7.4-1.によること。なお、中間の長さに対応する標準高さは、一次補間法によって求めるものとする。

図 S3.7.1-1.



- l_1 : $L/25$ 又は 3 m いずれか大きい方、ただし、 5 m を超える必要はない。
- * : 入口、空気取入口、開口等を設けてよい範囲。
- ϕ : 同上を設けてはならない範囲。ただし、固定式丸窓は可。
- 弁① : 規則S編3.7.3(1)により要求される止め弁であり、弁②は、スプールピースの取付け、取外しに必要な止め弁を示す。
- ☆ : スプレーシールドを弁及びスプールピースに設けること（持運び式でもよい）。

図 S3.7.4-1.



注

- *: $L/25$ 又は 3 m のうちいずれか大きい方。ただし、 5 m を超える必要はない。
- **: 1966 年国際満載喫水線条約に定める船楼の標準高さ以上とすること。

表 S3.7.4-1. 標準の高さ (m)

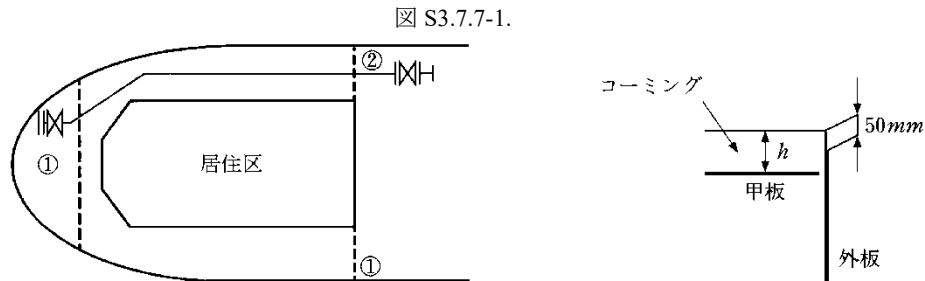
L (m)	低船尾楼	その他の船楼
30 以下	0.90	1.80
75	1.20	1.80
125 以上	1.80	2.30

S3.7.6 脱出経路

規則 S 編 3.7.6 にいう「脱出経路」とは、機関区域からの脱出経路をいう。

S3.7.7 スピルコーミング

規則 S 編 3.7.7 にいう「適当な高さの連続したコーミング」とは、図 S3.7.7-1. のように荷役設備の箇所に設ける甲板からの高さが 150 mm 又は舷側厚板の上縁上 50 mm のいずれか大きい方のコーミングをいい、船の幅方向に連続して設けること。



(注) ①のコーミングは、本規定により要求されるものであり、また、②のコーミングは、S3.2.3 により要求されるコーミングである。

S3.7.9 消火設備

貨物エリアに要求される泡消火装置のモニタ及び泡放射器を各 1 台設けること。泡放射器接続の消火栓は、消火剤を有効に放出できる範囲内に配置し、泡放射器は迅速に利用出来る場所に設備しておくこと。

S4 貨物格納設備

S4.2 設計と建造

S4.2.1 一般

規則 S 編 4.2.1(2)の適用にあたって、次によること。

- (1) 規則 C 編を適用する船舶の場合、規則 C 編 1 編 10.9 によること。
- (2) 規則 CS 編を適用する船舶の場合、貨物タンクに積付率 20%～80%の半載を行う場合、スロッシングを考慮した構造強度としなければならない。ただし、タンクの長さが 10 m 又は船の乾舷用長さ L_f の 10%のうちいずれか大きい方の値を超えない場合は、スロッシング荷重を考慮しなくて差し支えない。

S5 貨物の移送

S5.1 配管寸法

S5.1.6 管系の設計基準

-1. 規則 S 編 5.1.6-1.において、ステンレス鋼管の最小厚さは一般的に以下による。

バラストタンクを貫通する貨物管：

スケジュール 40

その他の貨物管：

スケジュール 20S

ただし、最小厚さは規則 S 編 5.1.1 の内圧による管厚の要件を満足すること。

-2. 規則 S 編 5.1.6-2.に規定される「機械的強度の必要な場合」の保護についての取扱いは、次による。

- (1) 通常使用される鋼管には保護は必要ない。
- (2) アルミニウム製管、抗張力に応じて肉厚を薄くしたステンレス鋼管等で、外的衝撃に弱いと考えられるものを使用する場合には、適当な保護が必要である。
- (3) マニホールドは鋼管とすることが望ましい。
- (4) 隔壁又は甲板貫通部の管、上甲板上高い箇所に配置された管、マニホールド部のローディングアームの荷重を受ける管等は必要に応じて増厚を要求することがある。

-3. 規則 S 編 5.1.6-3.にいう「フランジ、弁及びその他の取付け物」において、仕切弁及び伸縮継手を使用する場合は次による。

- (1) 規則 D 編の規定に適合するものであること（1 類、2 類管系とも）。
- (2) 特に品質保持が必要と認められる貨物を積載したタンク内の貨物管装置には伸縮継手の使用は認められないため、管系の伸縮は U 字ベント等で逃がすこと。
- (3) 弁座、シール部等の材料は、使用を禁止されたものでないこと。

S5.2 管装置の組立て及び継手詳細

S5.2.2 貨物管の継手

貨物管は、規則 S 編 5.2.2(1)及び(2)で認められる遮断弁及び伸縮継手、スプールピース及び同等の取付け物に対するフランジ継手又は塗装、ライニング、組立て、検査若しくは保守のために必要なフランジ継手を除き、溶接継手とすること。

S5.2.3 フランジ無しの直接継手

規則 S 編 5.2.3(1)にいう「突合せ溶接継手」において、S5.4 で 1 類管又は 2 類管が要求される場合、規則 D 編 12.4 の規定によること。3 類管が認められる貨物管（貨物液及び貨物蒸気管を含む。）の突合せ溶接方法は、2 類管に適用する方法に倣う。ただし、非破壊検査は行わなくて差し支えない。

S5.2.5 フランジの基準

規則 S 編 5.2.5 にいう「本会の認める基準」は、規則 D 編 12.4 の規定をいう。

(注) 規則 D 編表 D12.10 の適用上、継手の形式は、燃料油、潤滑油及び操作油の項を適用する。第 3 類の管に用いるフランジは、規則 D 編図 D12.2 の A, B, C 又は E の継手形式を使用すること。

S5.2.6 伸縮継手

規則 S 編 5.2.6(2)にいう「ベローズ伸縮継手」は、蛇腹部に溜まる貨物ドレンに対する考慮がなされていない限り、腐食性又は重合性を有する貨物に対しては使用できない。

S5.4 管装置の試験**S5.4.1 適用**

貨物管の分類基準及び試験基準は、[表 S5.4.1-1](#)及び[表 S5.4.1-2](#)によること。

表 S5.4.1-1. 貨物管の分類基準

船型要件	適用される貨物管の分類 (表 S5.4.1-2 参照)	備考
タイプ 1	第 1 類	設計圧力及び温度にかかわらず左記の適用を標準とする。また、貨物と管装置材料との適合性は、別途検討の要あり。
タイプ 2	第 2 類	
タイプ 3	第 3 類	

注

- (1) 貨物管とは、貨物液及び貨物蒸気を移送する管をいう。
- (2) 船型要件 3 の規定に従って配置されるスロップタンクの貨物管は、スロップに含まれる貨物に対する船型要件にかかわらず、第 3 類に分類する。
- (3) 船型要件が上位にある貨物を積載するタンクを貫通する貨物管は、その上位の貨物に要求される管装置の要件に適合すること。

表 S5.4.1-2. 貨物管装置に対する試験基準

	1. 管の材料	2. 弁、コック及び管取付物の材料	3. 管装置の加工に対する工場における試験			4. 弁、コック及び管取付物の工場における試験	5. 管装置の船内における試験
			溶接法承認試験	非破壊試験	水圧試験		
第1類	原則として 規則 K 編 の規定に適合した材料	原則として 規則 K 編 の規定に適合した材料 ただし、JIS規格材又は同等材を認めることがある。 ⁽¹⁾	第1類又は第2類の管装置において下記①から③に該当する場合に行う。 ①初めて管相互、管と弁（又はコック）、管と管取付物を溶接で接合する場合 ②新しい溶接法を採用する場合 ③母材の材質、溶接材料の種類又は継手の形状を変更する場合	①呼び径 65A を超える管相互、管と弁（又はコック）、管と管取付物の突合せ溶接継手に対し、全線放射線試験を行う。 ②呼び径 65A 以下の管相互、管と弁（又はコック）、管と管取付物の突合せ溶接継手に対し、抜取りで放射線試験を行う。 ③放射線に代えて、他の適当な非破壊試験を認めることがある。 ④管相互、管と弁（又はコック）、管と管取付物のすみ肉溶接に対し、磁粉探傷又は他の適当な試験を行う。	①第1類、第2類又は第3類に属するすべての管装置は、加工後付着品を取付けた状態で設計圧力の 1.5 倍の圧力で水圧試験を行う。 ②設計温度が 300℃ を超える鋼管の水圧試験の試験圧力は、別に定める。 ③管相互又は管と弁（又はコック）との継手溶接を船内で行った管類の水圧試験は、別に定める。	第1類又は第2類に属する管装置に使用される弁、コック及び管取付物は、製造後、設計圧力の 1.5 倍の圧力で水圧試験を行う。	①すべての管装置は使用状態において漏洩試験を行う。 ②すべての管装置は機器とともに試用試験を行う。 ③すべての貨物管装置は設計圧力の 1.5 倍の圧力で水圧試験を行う。
第2類				①呼び径 80A を超える管相互、管と弁（又はコック）、管と管取付物の突合せ溶接継手に対し、抜取りで放射線試験又はその他の適当な試験を行う。 ②管相互、管と弁（又はコック）、管と管取付物のすみ肉溶接に対し、磁粉探傷又は他の適当な試験を行う。			
第3類	JIS 規格材又は同等材	JIS 規格材又は同等材					

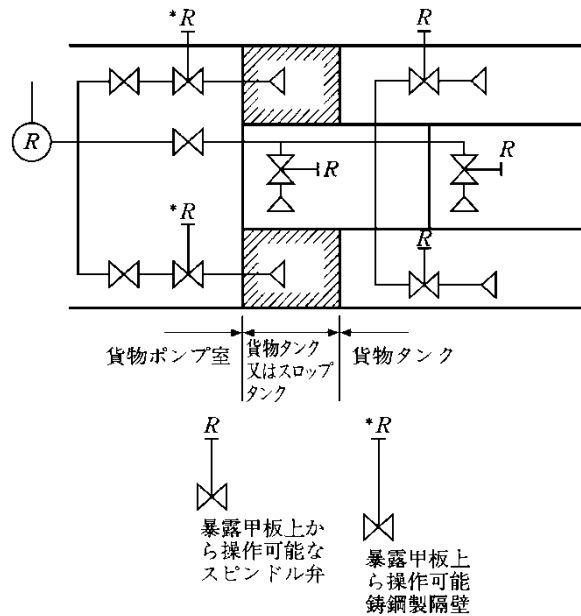
注

(1)**D12.6.1-1.(1)(a)ii)**の規定に従い、突合せ溶接式及びさし込み溶接式管継手（エルボ、レジューサ、ティ、ベンド、ソケット類）の製造工程で熱間加工又は熱処理を行う場合であって、**船用材料・機器等の承認要領第6編12章**に従って本会の型式承認を取得した当該管継手については、ISO、JIS規格等の国際規格又は国家規格に適合した材料を用いることができる。

S5.5 配管**S5.5.2 甲板下の貨物配管**

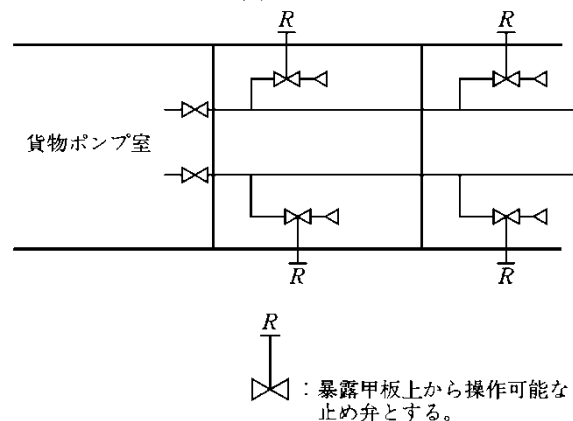
- 1. 規則 S 編 5.5.2 にいう「暴露甲板上から操作できる止め弁」は、各タンク内の開口端近くに設けること。
- 2. 規則 S 編 5.5.2 における「例外として」以下の規定は、図 S5.5.2-1. で斜線で示すように、貨物ポンプ室に隣接する 1 個の貨物タンク又はスロップタンク内のみ配置される貨物管に限って適用することができる。この場合、隔壁弁と貨物ポンプとの間に追加の止め弁を設けること。
- 3. 規則 S 編 5.5.2(1) にいう「漏洩」とは、パッキングからの漏洩を含む。

図 S5.5.2-1.

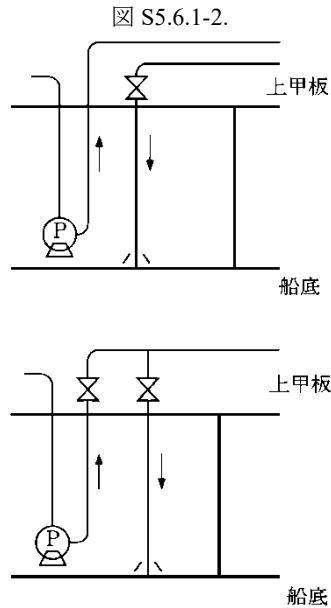
**S5.6 貨物移送制御装置****S5.6.1 一般**

- 1. 規則 S 編 5.6.1(1) にいう「タンク貫通部付近に位置する手動で操作できる 1 つの止め弁」は、図 S5.6.1-1. に示すような貨物タンク内に布設される貨物管では、規則 S 編 5.5.2 に規定される止め弁（開口端近くに設けられる暴露甲板上から操作可能な止め弁）及び規則 S 編 5.5.3 に規定される貨物ポンプ室内に設けられる隔壁弁があれば省略して差し支えない。

図 S5.6.1-1.



-2. 各タンクに独立に設けられるディープウェルポンプ又はサブマージドポンプの吐出管の甲板貫通部には、止め弁は不要であるが、貨物直接積込み管（貨物ポンプを経由することなく貨物を積載できる配管）には、[図 S5.6.1-2.](#)に示すように、それぞれの暴露甲板貫通部近くに止め弁を設けること。



-3. 前-2.にいう「貨物直接積込管」を設ける場合、高度の引火性及び/又は毒性を有する危険化学品の貨物直接積込管の開口は、タンクトップ又はサンプ面より 10 cm 又は注入管半径のいずれか大きい値を超えない高さまで延長すること。

-4. [規則 S 編 5.6.1\(2\)](#)にいう「止め弁」は、貨物蒸気移送に使用されるホース接続部にも要求される。

-5. 前-4.に加えて、貨物蒸気の陸上還流用ホースの接合部にも止め弁が要求される。なお、この止め弁を可搬式とし、必要に応じて取付ける場合、当該船舶について陸上還流が要求される貨物を同時積載する予定の最大タンク数以上の止め弁を船上に備えること。また、この止め弁の数による積載タンク数の制限については、危険化学品ばら積船のオペレーションマニュアルに反映すること。

-6. [規則 S 編 5.6.1\(3\)](#)にいう「遠隔遮断装置」は、荷役時に常時人員が配置される場所（例えば、貨物制御室）から集中制御できることが望ましい。

S5.7 船舶の貨物ホース

S5.7.1 一般

-1. [規則 S 編 5.7.1](#)にいう「ホース」は、次の(1)及び(2)の規定に適合しなければならない。

(1) 貨物と接触した場合、貨物ホースの機械的強度を損ったり又は極端な機能の低下を生じないこと。

(2) 貨物ホースの材料が貨物に対して危険な影響を及ぼさないこと。

-2. 前-1.においてホースが非常用貨物ポンプと一体形であるか、又は当該ポンプに接続され貨物タンクに沈められる場合、前-1.の規定はホースの内外面に対して考慮すること。

S6 構造材料

S6.1 一般

S6.1.3 使用材料に関する情報

規則 S 編 6.1.3 にいう「船舶の構造材料に関する適切な情報」の中に、積載を予定する各貨物と構造材料との適合表を含むこと。

S7 貨物温度制御

S7.1 一般

S7.1.1 一般

規則 S 編 7.1.1 にいう「貨物の加熱又は冷却装置」は、次の(1)から(3)までの規定に適合すること。

- (1) 本編の適用を受ける貨物で加熱を必要とするものを運送する船舶の加熱源となる装置の構成機器又は装置全体が故障した場合、加熱又は荷役が不可能になる事態を生じたり、船体の安全性を損うような事態を生じたりすることのないよう対策を講じておくこと。
- (2) 本編の適用を受ける貨物で冷却を必要とするものを運送する船舶の冷却装置及び防熱材については、規則 N 編 4 章から 7 章までの規定及び「冷蔵設備規則」の規定を準用する。なお、酸化プロピレンのように冷却装置の詳細規定のあるものが含まれているので注意すること。
- (3) 加熱が必要な貨物とは、融点が 15℃以上の危険化学品とすることを標準とする。この場合、規則 S 編 7.1.5 で規定する温度計測装置は固定式とすること。

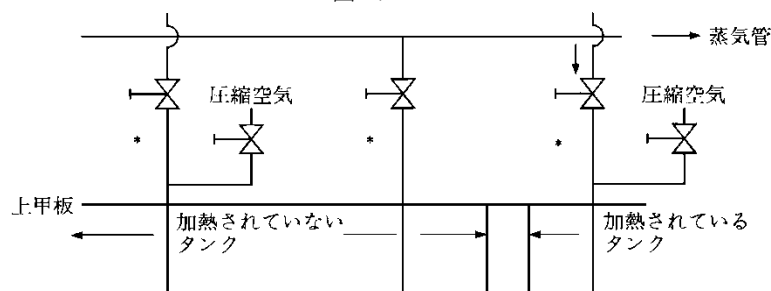
S7.1.3 貨物温度制御装置の制御弁

規則 S 編 7.1.3 にいう「各タンクごとに装置を切離し、かつ、媒体の流れを手動制御するための弁」とは、主蒸気管と各タンクとの間に設けた流量調節の可能な弁をいう。これは、冷却装置の場合も同様である。規則 S 編表 S17.1 で、規則 S 編 15.16 が適用される禁水性物質を運送する予定がある場合は、この弁に加えて、スプールピースを装備すること。

S7.1.4 貨物温度制御装置系統内の圧力維持

規則 S 編 7.1.4 に規定する圧力維持のための設備として、機関室内の空気タンク及び空気圧縮機より供給される甲板上雑用圧縮空気ラインから加熱（冷却）管内に圧縮空気を封入してもよい。なお、加熱（冷却）される貨物が全タンクに積載される計画のみであれば、圧縮空気は主管から封入してもよいが、一部のタンクのみ加熱（冷却）され、他のタンク（温度制御ラインのあるもの）が加熱（冷却）されない積付け計画のある場合には、図 S7.1.4-1. に示すように圧縮空気を支管の止め弁よりタンク側から封入すること。加熱（又は冷却）を必要としない貨物で、タンク内及びタンクに隣接するコファダムを不活性化する必要のある貨物を運送する場合、空気の使用は不可で代わりに不活性ガスを封入すること。また、封入される媒体と貨物の間には危険な相互反応が起こらないように考慮すること。規定の管内圧力を保持するために別の方法を採用する場合も同様とする。

図 S7.1.4-1.



注

* 禁水性物質を積載するタンクに導かれる加熱/冷却管には、止め弁よりタンク側にスプールピースを設けること。

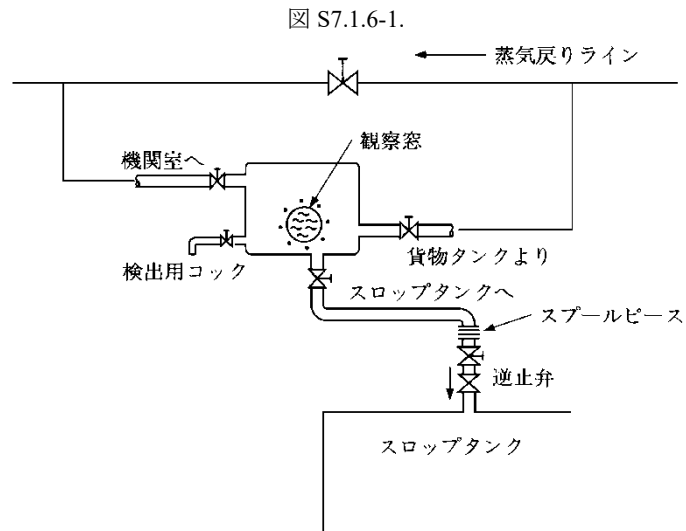
熱媒体と危険な反応をする貨物を積載する場合は、貨物積載前に加熱/冷却管内を空にし、乾燥させたのち気体を投入すること。

S7.1.5 貨物温度の計測装置

規則 S 編 7.1.5(4) にいう「貨物の過熱又は過冷が危険な状態を引起すおそれのある場合」とは、隣接する貨物タンク又は燃料タンクが加熱又は冷却され、熱的影響を受ける場合も含む。この場合、温度検知端は、タンク液面付近とタンク底部の少なくとも 2 箇所に設けること。

S7.1.6 貨物温度制御媒体の循環経路

- 1. 規則 S 編 7.1.6 の対象となる貨物は、規則 S 編表 S17.1 で規則 S 編 15.12, 15.12.1 又は 15.12.3 の適用を要求される貨物とするが、同表のガス検知で“T”を要求される貨物にも適用する。
- 2. 規則 S 編 7.1.6(3)で設置を要求される「試料を採取できる回路」は、図 S7.1.6-1.に示す検出用コック付検知タンクのようなものを標準とする。なお、通常の油槽船では規則 D 編 14.2.9 により機関室内に検水タンクを設置することが規定されるが、危険化学品ばら積船では、機関室内に設けることは認められず、あくまで、貨物エリア内の暴露甲板上に設置すること。検知手段は、有効な毒ガス検知管又は適切な試剤による。なお、適切な試剤はあらかじめ製造者より入手しておくこと。

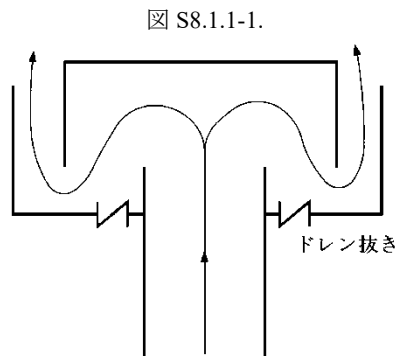


S8 貨物タンクの通気装置及びガスフリー装置

S8.1 貨物タンクの通気

S8.1.1 通気装置

- 1. 引火点が 60℃以下で、大気圧以下のレイド蒸気圧を有する石油製品及び火災に対し同等の危険性を有する船舶に備えられる通気装置については、規則 D 編 14.4 の該当規定にもよること。
- 2. 規則 S 編 8.1.1 という貨物タンクへの水の侵入を防ぎ貨物蒸気を上方に噴出する排気口とは、図 S8.1.1-1. のようなものをいう。



ドレン抜きは、蒸気が大量に漏れない程度の小さい寸法とすること。

S8.1.2 通気管系のドレン抜き装置

規則 S 編 8.1.2 という「ドレン抜き装置」は、通気装置のドレンが船体の横傾斜、縦傾斜等により貨物タンクに自然流下するよう配管すること。そのような配管が不可能な場合は、PV 弁の位置、その他ドレンの溜る可能性のある箇所に、ドレンコック等を配置すること。また、大量のドレンが溜った際にスロップタンクに環流できるようドレンコック等には、ホース接続部を設置しておくこと。

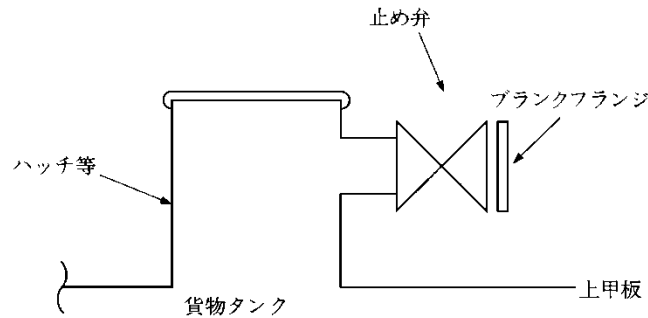
S8.1.3 過圧防止設備

- 1. 規則 S 編 15.19 で要求される場合を除き、液面計と高液面警報装置又は溢出制御装置との独立性は要求されない。また、規則 S 編 15.19 で要求される高液面警報装置又は溢出制御装置をタンクの過圧防止に使用して差し支えない。また、貨物タンク設計比重よりも、大きい比重の貨物を半載して運送する場合、当該貨物タンクには、規則 S 編 13.1 で要求される計測装置に加え、貨物タンク保護のために任意の液位で設定可能な高液面警報装置を設置すること。
- 2. 貨物タンクの過圧を防止するために、図 S8.1.3-1. に示すような、貨物タンク頂部のハッチに貨物ホース接続のための弁及びフランジを取り付けた装置は、次に示す(1)又は(2)のうちいずれかの場合にのみ認められる。(1)、(2)のいずれの場合でも、作業上の制約を遵守する上で困難が多いので、規則 S 編 15.19 で規定する高液面警報装置又は溢出制御装置を設置することが望ましい。また、引火点が 60℃以下の貨物を積載するタンクでは、規則 R 編 11.6.3-1.により高液面警報装置又は溢出制御装置が要求され、スピル弁は使用してはならない。(スピル弁は同等手段とは見なされない。)

(1) 環流設備が完備された港でのみ積荷する場合

(2) 他の貨物タンクへ移送する作業方法が確立されている場合。ただし、この場合には相互反応等の要件により積付けが制限されることになる。

図 S8.1.3-1.



S8.1.4 通気装置の設計

-1. 規則 S 編 8.1.4 で規定される通気装置の寸法は、設計最大積荷速度で荷役する際に生じる背圧が、次の(1)又は(2)のうちいずれかに該当する圧力を超えないよう考慮すること。

- (1) 貨物タンク強度について特別の考慮が払われていない場合、タンク設計圧力、又は、
- (2) 貨物タンクが適当に補強され、かつ、本会検査員立会のもとでタンク試験が実施された場合は、その水頭

-2. 規則 S 編 8.1.4(2)のガスの発生に関しては、沸点が 45℃以下で蒸気圧が高い貨物の場合に、最大積荷率の 1.25 倍以上の値が要求されることがある。また、通気装置の寸法を決定する際には、規則 S 編 8.1.4 で規定されるパラメータ以外に次の(1)及び(2)についても考慮すること。なお、通気管の背圧計算を行う場合は、「JSDS-23 ベント管装置設計指針（造船艤装設計規準）」を参照すること。

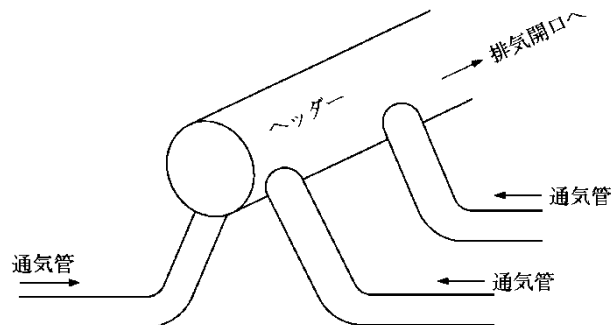
- (1) バラストを漲水する予定のある貨物タンクにあつては、バラストの注排水率
- (2) 貨物タンク通気装置を利用して換気する場合にあつては、固定式換気システムによる空気供給率

S8.2 タンク通気装置の形式

S8.2.1 開放式通気装置

規則 S 編 8.2.1 でいう「貨物の隔離に関して十分な考慮」とは、図 S8.2.1-1.に示すように、荒天時でも貨物タンク内の貨物が、通気管を伝って他の貨物タンクへ入らない設計をいう。ただし、異なった危険化学品又はそれらの蒸気の接触による品質低下を考えた場合、開放式といえどもできるだけ独立とすることが望ましい。

図 S8.2.1-1.

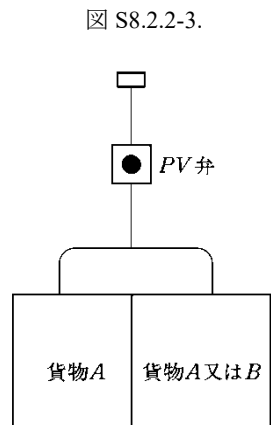
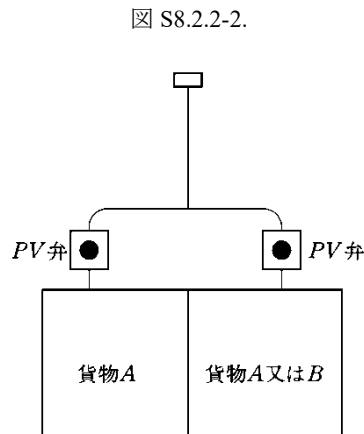
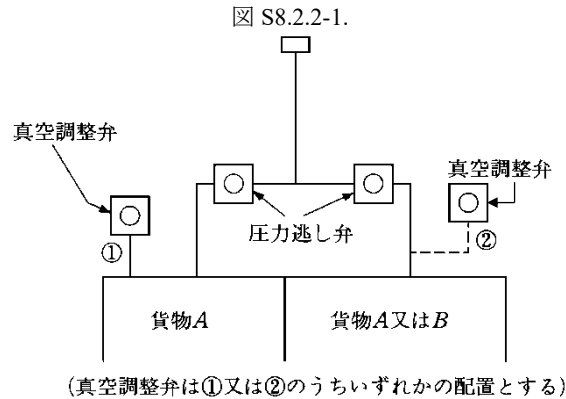


S8.2.2 制御式通気装置

-1. 規則 S 編 8.2.2 でいう「貨物の隔離に関して相応な考慮を払った上で圧力側に限って共通の管寄せに組み込むことができる。」とは、次のことをいう。

- (1) 互いに異なる物質又は同一の物質を積載する貨物タンクの制御式通気装置を共通管寄せに導く場合は、圧力逃し弁及び真空調整弁をそれぞれ別とし、図 S8.2.2-1.の配置をする以外は認められない。なお、相互反応を起こす物質を積載するタンクどうしには適用できない。
- (2) 互いに異なる物質又は同一の物質を積載する計画のある貨物タンクの通気装置に圧力側及び負圧側が共通管に導かれる PV 弁を使用する場合には、各タンクごとに独立の通気系統とする以外は認められない。したがって、図 S8.2.2-2.及び図 S8.2.2-3.の方法はいずれも認められない。

-2. 規則 S 編 8.2.2 でいう通気装置用圧力／真空弁のバイパスが許容される「特定の操作状態」とは、その排気口が規則 S 編 8.2.4 及び 8.2.6 に適合する場合で、規則 S 編 15 章で蒸気還流装置が要求されない貨物の荷役時をいう。なお、高速排気弁のバイパスは認められない。



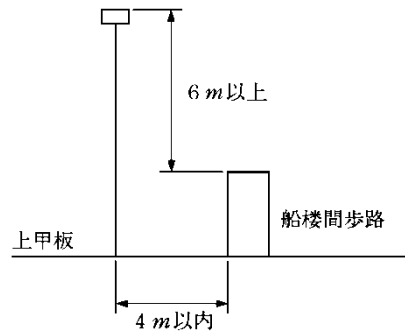
S8.2.3 制御式通気装置の 2 次的措置

規則 S 編 8.2.3 にいう「2 次的措置」とは、規則 R 編 11.6.3-2.の規定を満足するものでなければならない。

S8.2.4 制御式通気装置の排気口の位置

規則 S 編 8.2.4(1)にいう「常設歩路から 6 m 以上の高さ」の測定は、図 S8.2.4-1.のように行う。真真空調整弁の開口の高さについては規則 S 編 15.16 が要求されない貨物については、乾舷甲板上 760 mm 以上とすること。

図 S8.2.4-1.

**S8.2.6 火炎の侵入を防止する装置**

火炎の侵入を防止する装置の設計，試験及び配置については，[要領 R 編 R4.5.3-3](#)の該当規定によること。

S8.2.7 火炎の侵入を防止する装置の選定

[規則 S 編 8.2.7](#) という「悪天候中の着氷による閉塞」の対策として，寒冷地を航行する船舶については，氷結防止のための加熱等の設備を持つこと。加熱設備等を特に持たない船舶においても保守，点検の作業方法を確立しておくこと。

S8.5 貨物タンクガスフリー**S8.5.3 ガスフリー装置の設計**

ガスフリー装置を設計するにあたっては，[S8.1.4](#) の関連する規定に留意すること。

S9 環境制御

S9.1 一般

S9.1.3 貨物タンクの不活性化又は封入

-1. 規則 R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の設置が要求される場合を除き、規則 S 編 9.1.3(1)でいう「積荷時及び揚荷時に使用されるイナートガス装置」は、次によること。

- (1) 燃焼排ガスを使用する方式の専用のイナートガス装置については、要領 R 編 R4.5.5-4.(3)によること。
- (2) 窒素発生装置を使用する方式のイナートガス装置については、要領 R 編 R4.5.5-4.(2)によること。
- (3) ボイラの排ガスを使用する方式のイナートガス装置については、要領 R 編 R4.5.5-4.(4)によること。

-2. 規則 R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の設置が要求される場合を除き、規則 S 編 9.1.3(1)でいう「航海中の通常の損失分を補うのに十分な量のイナートガスを船上で得られる」ためのイナートガス装置は、次の(1)及び(2)並びに要領 R 編 R4.5.5-4.による。

- (1) 大気から窒素を分離する窒素発生装置を航海中の補充用として圧力容器に格納されたガスと併用して差し支えない。
- (2) 圧力容器に格納されたイナートガスを使用する場合、その船内貯蔵必要量は、本船の構造、設備を考慮して 1 船ごとに検討するが、原則としてイナート化される貨物タンクの合計容積の 5%以上とする。

-3. 規則 S 編 9.1.3(4)でいう「監視できる装置」は、次のものをいう。

- (1) 連続監視ができる装置
 - (a) 固定式酸素濃度計による連続監視、又は、
 - (b) タンク内雰囲気連続圧力計測と可搬式酸素濃度計の併用
- (2) 計測装置が、「密閉型」を要求される貨物で不活性化法が適用される場合、可搬式酸素濃度計による計測は、計測中及び計測後ともに貨物が甲板上に漏洩せず、かつ、排気が貨物タンク通気管内へ導かれるような対策を講じた計測ラインで行うこと。また、「制限型」を要求される貨物の場合には、計測後、計測口が自動閉鎖するようにしておくこと。

S10 電気設備

S10.1 一般

S10.1.5 安全形電気機器

- 1. 規則 S 編 10.1.5 にいう「本会が適当と認めるもの」とは、規則 H 編 2.16 の規定に適合する防爆形電気機器であつて、対象となるガス又は蒸気の種類に応じた規則 S 編 17 章表 S17.1 の *i* 欄に掲げるガス蒸気グループ及び温度等級以上のもの又はこれと同等のものをいう。
- 2. 規則 S 編 10.1.5 にいう「安全形として認定されたもの」とは、規則 H 編 1.2.1-4. の規定により防爆形電気機器として本会の型式承認を取得したもの又は構造上発火源となるおそれがないと認められたものをいう。

S10.2 接地

S10.2.1 接地

規則 S 編 10.2.1 の適用上、電氣的接地は N5.7.4 の規定を準用する。

S11 防火及び消火

S11.1 一般

S11.1.1 適用

- 1. 規則 S 編 11.1.1-2.に規定する「代替の補完措置」を講じる場合であっても、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 2 章 2.1.1(6)に定義する油タンカーにあっては、規則 R 編 4.5.1-8.を適用する。
- 2. 規則 S 編 11.1.2 により、規則 R 編のタンカーに対する規定（ただし、10.2.1-4.(4)及び 10.10.2-2.は除く。）及び規則 D 編 14 章の適用を免除される貨物のみを運送する船舶以外は、貨物の引火点にかかわらず、規則 R 編のタンカーに対する規定（4.5.1-2.を除く。）及び規則 D 編 14 章に適合すること。

S11.2 貨物ポンプ室

S11.2.2 限定された種類の貨物を専用に運送する船舶の消火装置

限定された種類の貨物として規則 S 編表 S17.1 の I 欄に“不要”と記入されている貨物のみを運送する場合の消火装置については、主管庁の判断による。規則 S 編 11.2.2 にいう「本会の認める適当な消火設備」として、規則 R 編 10.9.1 を準用し、固定式炭酸ガス消火装置を設けることが望ましい。

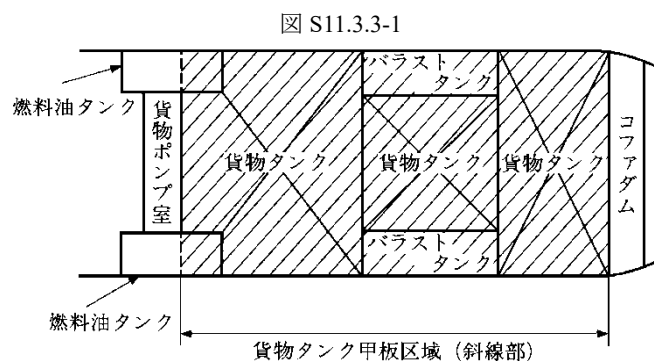
S11.3 貨物エリア

S11.3.2 泡原液の種類

規則 S 編表 S17.1 の I 欄に泡を含むいくつかの消火剤が有効とされている場合は、泡消火装置を設けること。

S11.3.3 泡供給装置

- 1. 貨物タンク甲板区域は図 S11.3.3-1.を参照のこと。
- 2. 貨物タンク内への泡の供給は、アクセス用ハッチ等を利用することができる。



S11.3.5 泡溶液の供給率

載貨重量 4,000 t 未満の船舶に対するモニタの最小容量は毎分当たり 1,000 l とし、かつ、その散布率は、10 l/m²/min とすることができる。

S11.3.7 モニタ及び泡放射器の仕様

モニタ及び泡放射器については、S11.3.5 の規定を準用する。

S11.3.12 消火主管の要件

- 1. 泡消火中に、甲板上、居住区、制御室及び機関室の区画において少なくとも合計 2 条の放水ができること。
- 2. 規則 S 編 11.3.12 の適用上、固定式甲板泡装置に使用するポンプは、消火ポンプ又は固定式の非常用消火ポンプと兼用して差し支えない。ただし、このポンプは、甲板泡消火装置と射水装置に対して要求される量の水を同時に供給できるものであること。

S11.3.13 限定された種類の貨物を専用に運送する船舶での代替設備

規則 S 編表 S17.1 の **I** 欄に“不要”とされる貨物のみを運送する場合の消火装置については、主管庁の判断による。

S11.3.14 可搬式消火器

可搬式消火器は、各マニホールド部に積載貨物に適した消火剤を使用した規則 R 編 24.2.1 の規定を満足する消火器を 2 本備えること。また、荷役時以外は適当な場所に格納しておくこと。

S11.3.15 発火源の排除

ウィンドラス及びチェーンロックは発火源とみなし、規則 H 編 4.2.3-2., -4.及び-5.に示す危険区画内に配置してはならない。また、規則 R 編 4.5.3-4.(1)(c)及び(d)の要件も満足すること。

S11.4 特別要件**S11.4.1 特別要件**

-1. 規則 S 編表 S17.1 の **I** 欄消火剤等に関し、1 種類の貨物を専用に運搬する船舶については、**I** 欄の要件にかかわらず、記載された消火剤等のうちいずれかの 1 つを選択し、設置して差し支えない。また、規則 S 編表 S17.1 の **i** 欄が「NF」で **I** 欄が「不要」の物質のみ運搬する船舶の消火剤等は貨物エリアの甲板のいかなる箇所も別個の消火栓から放出される少なくとも 2 条の消火ノズルによる水噴霧により覆うことができること。

-2. 粉末消火装置の消火剤の容量は次に示す容量のうち大なるもの以上とする。

(1) 要領 N 編 N11.4.1 に示す MSC.1/Circ.1315/Rev.1 に規定される容量

(2) 本消火装置が要求される貨物を同時積載する予定のある貨物タンクの合計甲板面積に対し、1 m^2 当たり 1.5 kg
なお、その他の設備要件については、規則 N 編 11.4 に準じる。

-3. 「アンモニア水溶液（28%以下）」の消火装置として規則 S 編表 S17.1 の **I** 欄で要求される「C（水噴霧）」は、固定式甲板泡消火装置からの射水で代えることができる。

S12 貨物エリアの機械通風装置

S12.2 貨物取扱い作業中、通常人が入る区域

S12.2.2 当該区域に入る前の通風

入室前の通風時間は、15 分間を標準とする。

S12.2.4 通風装置の型式

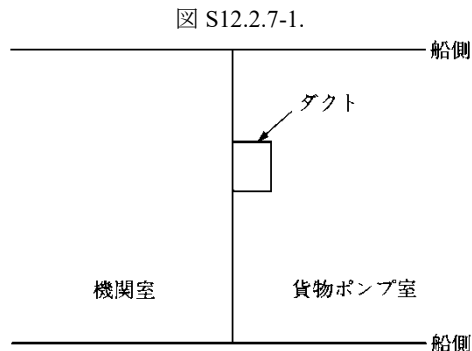
貨物ポンプ室の通風ダクトは、貨物ポンプ室上部の他、[検査要領 R 編 R4.5.4-1.\(1\)](#)に適合した配置とすること。また、貨物の蒸気密度、吸引効率を考慮して吸引口の相互の距離は、貨物ポンプ室の対角線上に配置するなどしてなるべく離すこと。

S12.2.6 通風装置の吸気口の配置

吸気口は、実質的にガスの再吸引が行われないように配置すること。

S12.2.7 通風用ダクトの配置

[図 S12.2.7-1](#)に示す通風ダクトの貨物ポンプ室と機関室の境の隔壁との共有は、運送が認められる貨物に蒸気に対する保護が要求される場合、保守が容易でないので認められない。



S12.2.8 ファンを駆動する電動機の要件

[規則 S 編 12.2.8](#)の規定の適用上、通風機は、[規則 S 編 12.2.8](#)によるほか、[要領 R 編 R4.5.4-1.\(2\)](#)に適合する火花を生じない構造の通風機とすること。

S12.2.9 ファンの予備品

各ファンの型式ごとに 1 個の予備の羽根車を持つこと。

S12.2.10 通風用ダクトの開口部の保護金網

保護金網は、フレームスクリーンの機能を有しない 13 mm×13 mm メッシュを超えない金網でよい。ただし、金網は異物の落下に対し、適当な強度を有すること。

S12.3 ポンプ室及び通常人が入るその他の閉囲区域

S12.3.1 ポンプ室及び通常人が入るその他の閉囲区域

-1. [規則 S 編 12.3](#)は、ポンプ室内のポンプ及び弁の制御装置がポンプ室の外部に設けられている、いないにかかわらず適用される。

-2. ポンプ室及び通常人が入る場所は、換気回数を毎時 20 回とするほか、[規則 S 編 12.2](#)の規定によること。通常人の入る場所には、人が出入りできるような[規則 S 編 14.1.2](#)に規定する「専用ロック」及び「保管室」及び[規則 S 編 14.2.5](#)に規定する「ロック」が含まれる。

-3. バラストポンプ室は、当該ポンプ室を貨物管が一切通過せず、かつ、そこに導かれる場合又はバラストポンプ室内に一切のフランジ継手、弁等を有しない貨物管が通過する場合には、次の通り扱うものとする。

(1) 当該バラストポンプ室の機械通風装置の排気口は、[規則 S 編 12.2.5](#)に規定する位置の制限を受けない。

- (2) 当該バラストポンプ室の機械通風装置の吸排気口には、 $13\text{ mm} \times 13\text{ mm}$ メッシュを超えない保護金網を設ける。火炎侵入防止金網を設ける必要はない。
- (3) 当該バラストポンプ室の通風装置には、各型式ごとに貨物ポンプ室の通風装置に要求される予備部品を備える。
- (4) 当該バラストポンプ室の消火装置は、消火主管の消火栓を設けること。固定式ガス消火装置を設ける必要はない。

S12.4 通常人が入らない区域

S12.4.1 通常人が入らない区域

通常人が入らない場所に設ける換気装置を自然通風装置のみとすることは認められない。固定式ダクトにファンを設ける場合は毎時 8 回、固定ダクトがない場合は毎時 16 回の換気能力が要求される。

S13 計測装置

S13.1 計測

S13.1.1 計測装置の型式

-1. 規則 S 編 13.1.1 にいう「計測装置の形式」のうち、制限形、密閉形に対しての開口は、次による。

(1) 「制限形」:

測深管及びアレージハッチとも内径 200 mm 以下とし、自動閉鎖型の管頭金物を設けること。貨物タンクの計測のためには、貨物蒸気の大量漏洩を防ぐような構造の計測装置を取付けることができるガスシールバルブとする。必要があればガラス製ののぞき窓を別途設けることとする。

(2) 「密閉形」:

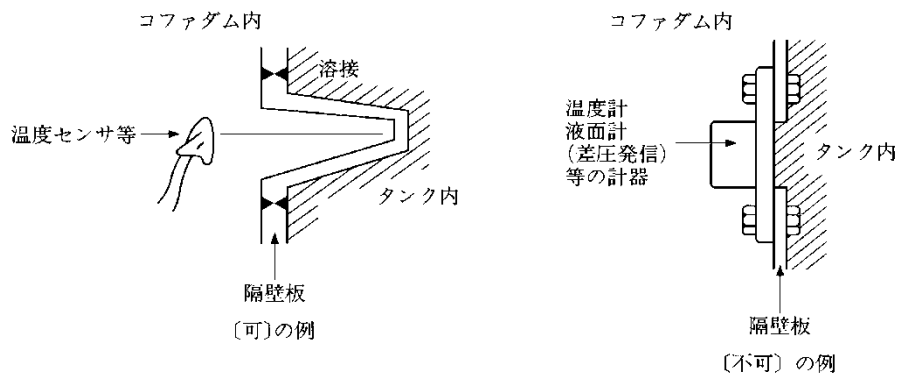
密閉構造はすべて溶接で構成することを原則とするが、定期的検査のためのフランジ構造部であって、通常は開放しないとみなせるものは認める。

-2. 規則 S 編 13.1.1(1)、(2)及び(3)にいう型式において、密閉形は開放形及び制限形を、また、制限形は開放形をそれぞれ兼ねることができる。すなわち、安全性のグレードは密閉形が最高で以下、制限形、開放形の順に低くなる。また、密封形が要求される貨物を積載する予定のあるタンクには、密閉形に加えて制限形の計測装置を併設して差し支えない。すなわち、密閉形が要求される貨物を積載する場合は、密閉形の計測装置のみを使用しなければならないが、このタンクに制限形が要求される物質を積載する場合には、密閉形、制限形のいずれの計測装置を使用しても差し支えない。ただし、密閉形又は制限形が要求されるタンクには、安全の観点から開放形の計測装置を設けてはならない。

-3. 計測装置としてののぞき窓を設ける場合、構造及び液密性、ガス密性は、タンク頂板と同等以上のものとし、かつ、適当な強度を有する保護カバーを設けるものとする。

-4. 計測装置をタンクの隔壁にボルトで取付ける方法は一切認めない。すなわち、図 S13.1.1-1 に示すようにくり抜き管内に収めるなどの対策が必要である。

図 S13.1.1-1



-5. 液面指示装置の性能及び構造は、船用材料・機器等の承認要領に基づいて承認されたものとする。

-6. その他の計測装置の試験（圧力、温度等）、検査方法は、次の(1)及び(2)による。ただし、性能試験はその効果が確認できるものであれば、必ずしも実貨物による必要はない。

(1) 製造時の試験方法

製造者が作成した試験方案により、実貨物を用いて性能試験を行う。ただし、すでに承認されているものと同型式の装置では、本会が認めた場合、実貨物を用いての性能試験を省略できる。固定式の装置では、本会が承認した本船装備後の試験検査方案に基づいて試験検査を行う。

(2) 就航後の再検定、試験方法

本船装備の検知器、装置について次の事項を明記した資料（この資料は、本会の承認を受けたものとする。）を本船に備えておくこと。

(a) 使用前のチェック方法（試験方法含む。）

- (b) 使用中のチェック方法（試験方法含む。）
- (c) 製造者が定める定期的なチェック方法及びその間隔
- (d) 装置の有効期限
- (e) 定期検査の検査試験方法
- (f) その他の注意事項

S13.2 ガス検知

S13.2.1 一般

規則 S 編 13.2.1 にいう「本会の適当と認めるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの
- (2) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの

S13.2.3 毒性ガス検知器が有効でない貨物に対する要件

ある物質に対する適当なガス検知器が入手できない場合は、本会の承認を得ること。ただし、固定式ガス検知器が入手可能な場合は、できる限り備えることが望ましい。少なくとも二硫化炭素及びクロルスルホン酸については、固定式ガス検知器を備えること。

S13.3 追加要件

S13.3.1 固定式ガス検知装置の設置

規則 S 編 13.3.1 にいう「本会が別に定めるところ」とは、要領 R 編 R4.5.10-2.(1)をいう。

S14 人身保護設備

S14.1 保護装具

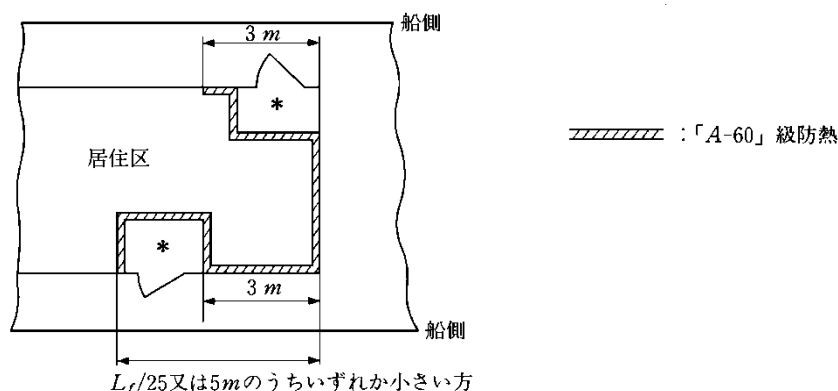
S14.1.1 保護装具

規則 S 編 14.1.1 で要求される保護装具は、いかなる方向からの貨物飛散に対しても全身を保護できるものとし、甲板上及び貨物ポンプ室内作業員分の数量を備えること。1 種類の保護装具が本船の積載予定貨物すべてに適するものでない場合、各貨物に適する種類のものをそれぞれ必要数備えること。

S14.1.2 保管場所

本編の適用を受ける貨物を取扱うために一度以上使用した保護装具は、貨物エリア内に設置されたロッカのみに保管することを原則とする。うち 1 組は常に貨物ポンプ室近くのロッカに格納する。貨物エリア内に設けられる保護装具のための専用ロッカの構造は、**規則 C 編 1 編 11.3.3** の規定に従うこと。ただし、やむを得ない場合には、**図 S14.1.2-1** に示すような居住区域及び業務区域との間に何らかの開口を有しないストア又はロッカで貨物エリア外にあるものに格納してよい。なお、本規定は新品又は未使用品若しくは十分に洗浄した後使用していないものには適用しない。

図 S14.1.2-1.



注)

- * 保護具の格納場所として居住区、業務区域等に設ける場合、**規則 S 編 3.2.3** の開口区域内のみに認められる。この場合、この室内にはシャワー等を設備するのが望ましい。**規則 S 編 16.2.6-3** の貨物試料格納室の配置についても同様に取り扱う。

S14.2 安全装具

S14.2.1 安全装具の数

安全装具の数は、本船の作業人員配置等を十分検討した上で決定すること。

S14.2.2 安全装具の構成

規則 S 編 14.2.2 に規定する安全装具については、次による。

- (1) 20 分間作業するための空気ポンベの容量は、常圧における開放空気容積が 800 l 以上のものとする。
- (2) 自蔵式呼吸具は、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (a) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの
 - (b) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの
 - (c) 前(a)又は(b)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの
- (3) 保護衣等は積載予定貨物に対して耐酸、耐アルカリ性及び防毒性に優れたものを使用すること。**規則 S 編 14.1.1** で要求されるものとの個数上の兼用は不可とする。また、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (a) 船舶安全法第 6 条第 3 項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの

- (b) 船舶安全法第 6 条の 5 第 1 項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの
- (c) 前(a)又は(b)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの
- (4) 耐火救命索は、閉囲区画に入る者と区画外の者との間の合図にも用いることができるよう、30 m 以上とすること。
- (5) 防爆型手提げ灯は、3 時間以上点灯し得るものとすること。

S14.2.3 予備の圧縮空気の供給

規則 S 編 14.2.3(1)(b)という空気圧縮機は、設備した空気ポンベの最高使用圧力まで充填できるものであること。

S14.2.4 追加の空気供給装置

規則 S 編 14.2.4 という「有効なガス検知器のない貨物を運送する船舶の貨物ポンプ室」に対する追加要件は、次の(1)及び(2)による。

- (1) 有効な毒性ガス検知器のない毒性貨物を運送する船舶の貨物ポンプ室内作業用の追加空気ポンベは、規則 S 編 14.2.3 に規定される予備ポンベに追加して装備すること。
- (2) 追加の呼吸具として低圧空気供給装置に代わる同等量の空気ポンベの容量は、開放空気容量で 4800l 以上とする。

S14.2.9 応急医療器具

規則 S 編 14.2.9 に規定する「本会の適当と認める応急医療器具」については、“MEDICAL FIRST AID GUIDE FOR USE IN ACCIDENTS INVOLVING DANGEROUS GOODS(MFAG)”を参照すること。

S14.2.10 除染シャワー及び洗眼器

除染シャワー及び洗眼器は、カーゴマニホールド部や貨物ポンプ室等の直接貨物の飛散を受けやすい場所の近くに設け、洗浄中に、さらに貨物の飛散を受けないよう、周囲壁を設けること。この周囲壁の構造は、規則 C 編 1 編 11.3.3 の規定によること。また、この配管は規則 S 編 6 章の規定に適合した金属製の固定配管とし、凍結防止のため防熱を施すか、又は適当な位置にドレン抜きを設備すること。

S15 特定の貨物に対する特別要件

S15.2 硝酸アンモニウム水溶液（濃度が 93 質量%以下の水溶液）

S15.2.4 タンク加熱装置内の熱交換媒体の温度

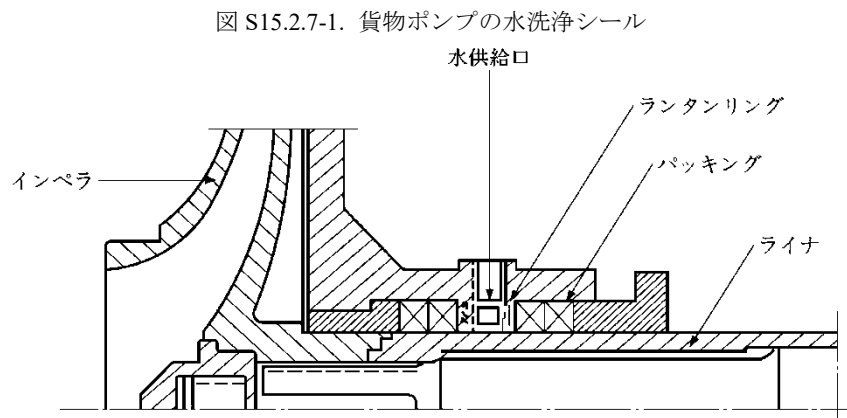
温度警報は、可視可聴警報とする。検知温度は、タンク内平均温度とするが、加熱装置は、偏加熱のないよう配置すること。

S15.2.6 アンモニアガス注入設備の制御装置

アンモニアガスを貨物に注入する場合は、貨物ポンプによって貨物を循環させて注入すること。

S15.2.7 貨物ポンプの型式

遠心ポンプのシール装置は、[図 S15.2.7-1](#)に示すようなランタンリングを設けたスタッフインボックスとすること。加圧清水をランタンリング部でスタッフインボックス内に噴射すること。



S15.3 二硫化炭素

S15.3.1 水封入方式による運搬

[規則 S 編 15.3.1-4](#)の規定の適用上、非常時計測用のアレージホールには、自動閉鎖装置付の仕切弁又はコックを設けること。また、非常時以外の使用を禁止する注意銘板を取付けること。

S15.4 ジエチルエーテル

S15.4.1 貨物タンクに隣接するボイドスペース内の環境制御

[規則 S 編 15.4.1](#)の規定の適用上、送風機は、[規則 S 編 15.4.1](#)によるほか、[要領 R 編 R4.5.4-1.\(2\)](#)に適合する火花を生じない構造の通風装置とすること。この規定の適用上、当該通風装置が設置されるダクトの開放甲板上の開口には、13 mm × 13 mm メッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。

S15.5 過酸化水素（濃度が 8 質量%を超え 70 質量%以下の水溶液）

S15.5.1 過酸化水素（濃度が 60 質量%を超え 70 質量%以下の水溶液）

[規則 S 編 15.5.1-10.\(2\)](#)に規定する「こぼれる速度及び見積り量」を算定する場合、配管及びホースは全損するものとする。

S15.5.2 過酸化水素（濃度が 8 質量%を超え 60 質量%以下の水溶液）

[規則 S 編 15.5.2-8.\(2\)](#)に規定する「こぼれる速度及び見積り量」を算定する場合、配管及びホースは全損するものとする。

こと。

S15.8 酸化プロピレン及び酸化エチレンと酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が 30 質量%以下のもの）

S15.8.35 運送上の要件

封入される窒素ガスは、純度 99%以上（容積）を確保することのできるメンブレンタイプ窒素ガス発生器による窒素ガスを使用して差し支えない。

S15.10 硫黄（熔融状のもの）

S15.10.6 貨物温度制御装置

貨物温度制御装置は、貨物タンク内温度表示及び高・低温警報装置を備えれば、温度制御トリップ等は手動として差し支えない。この場合、タンク温度はいかなる検知点においても、155℃を超えないよう監視制御されること。ただし、加熱媒体が 155℃を超えないものであれば、温度表示のみでもよい。

S15.11 酸

S15.11.2 耐食処理

-1. ライニングとは、貨物タンク又は管装置に対し、固体の状態で施工される耐酸性の材料であって、スプレーで施工されないものをいう。

-2. **規則 S 編 15.11.2** にいう「ライニング材料の弾性率は、母材の弾性率より小としてはならない」は、ライニング材と母材の境界で剥離しないことをいう。

-3. ライニング又は耐食材料の使用は、貨物ポンプ室の囲壁（底面及び底面より 1 m の高さまでの囲壁）にも適用される。

S15.11.4 貨物の噴出及び漏洩防止

貨物の噴出を防ぐための覆いは、耐酸性のものとする。

S15.11.6 貨物の燃料油タンクからの隔離

貨物又は貨物の残留物を積載するタンクと燃料油タンクとの隔離については、面接触、線接触及び点接触のいずれも不可とする。

S15.11.7 貨物漏洩検知装置

漏洩検知は pH 計及び水素検知器によること。これらの機器は可搬式として差し支えない。また、リトマス紙等を補助として使用して差し支えない。

S15.11.8 貨物ポンプ室のビルジ吸引及び排出設備

貨物ポンプ及びフランジ継手部にはドレン受けを設け、ドレンコースによりビルジウェルまで導くこと。これらの経路は耐食材料で形成されるか、又は有効なコーティングを施すこと。貨物ポンプ室底面及び底面より 1 m までの高さの周壁を耐食材料とする場合はこの限りでない。

S15.13 添加剤により保護される貨物

S15.13.3 抑制剤

規則 15.13.3(2)の適用上、添加剤に酸素依存性がある場合には、*MSC-MEPC.2/Circ.14*（その後の改正を含む。）によること。

S15.13.5 酸素依存性を有する添加剤を含む貨物の取扱い

-1. **規則 S 編 15.13.5** の規定にかかわらず、**規則 S 編 1.1.2** の規定に基づいて、次の(1)から(3)の要件を満足すれば、**規則 R 編 4.5.5** によりイナートガス装置が要求され、貨物タンクの容量が 3,000 m³ を越える危険化学品ばら積船でスチレンモノマーを運送しても差し支えない。

(1) 蒸気空間の酸素濃度を 2%以上 8%以下に維持することができるイナートガス装置を備えること。

(2) 可搬式酸素濃度計測器を用いて蒸気空間を計測する際に、イナートガスが流出しないような設備を備えること。

(3) 作業要件

次の(a)から(c)は、船級を保持するために必要な検査の対象となる要件ではないが、船舶の管理者又は操船責任者等が遵守すべき事項を示すものである。

- (a) 荷役完了後及び貨物試料採取後に、蒸気空間の酸素濃度が2%以上8%以下にあることを確認すること。なお、蒸気空間の酸素濃度は6%以上8%以下とすることが望ましい。
- (b) 航海中において、蒸気空間の酸素濃度を、少なくとも1日に2回、間隔を8時間以上離して計測し、記録すること。
- (c) 航海中において、タンク内の温度と圧力を、少なくとも1日に2回、間隔を8時間以上離して計測し、記録すること。

-2. **規則 S 編 15.13.5** の適用上、添加剤に酸素依存性がある場合には、*MSC-MEPC.2/Circ.14*（その後の改正を含む。）によること。

-3. **規則 S 編 15.13.5** の適用上、酸素依存性を有する添加剤を含む貨物の取扱いについては、*MSC-MEPC.5/Circ.10*（その後の改正を含む。）によること。

S15.15 ばら積み液体に対する硫化水素検知装置**S15.15.1 ばら積み液体に対する硫化水素検知装置**

規則 S 編 15.15.1 にいう「本会の適当と認めるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第6条第3項（予備検査）の規定に基づく検査に合格したもの
- (2) 船舶安全法第6条の5第1項（型式承認）の規定に基づき国土交通大臣の型式承認を受け、かつ、国土交通省、登録検定機関又は日本小型船舶検査機構の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)又は(2)のいずれかに掲げるものと同等の効力があると国土交通省により認められたもの

S15.16 貨物の混合**S15.16.2 水の混入禁止**

-1. **規則 S 編 15.16.2(3)**にいう専用バラストタンク又は水タンクの乾燥状態とはタンク囲壁、骨材等に水滴、湿りが無い状態をいう。乾燥状態が確保されていない専用バラスト又は水タンクと隣接する貨物タンクには、**規則 S 編 15.16.2** の適用を受ける貨物は積載できない。この場合、線接触及び点接触はいずれも認められる。

-2. バラストタンクに隣接する貨物タンクに水と危険な反応をする貨物を積載する場合には、当該バラストタンクのバラスト管に取外し可能なスプールピースを設け（当該バラストタンク外、例えばポンプ室内等）、バラスト排出のうえ、このスプールピースを取外し、ブランクフランジを取付ける。その際、バラストタンクを乾燥状態にすると同時に、誤操作によりバラストが注入される可能性を皆無とすること。乾燥状態が確保されていない専用バラストタンク又は水タンクと隣接する貨物タンクでは、**規則 S 編 15.16** の適用を受ける貨物は運送できない。この場合、線接触及び点接触はいずれも認められる。

S15.17 強化通風要件**S15.17.1 強化通風要件**

規則 S 編 15.17.1 でいう「作業区域又は他の類似の場所」とは、業務区域、貨物制御室及び類似の場所であり、荷役作業を行うカーゴマニホールド部は含まない。

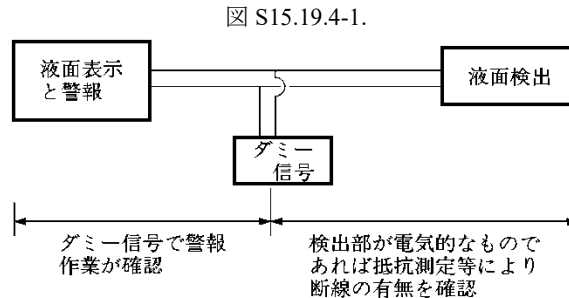
S15.18 貨物ポンプ室の特別要件**S15.18.1 貨物ポンプ室の特別要件**

いかなる場合も暴露甲板下に貨物ポンプ室を設けることは認められない。すなわち、**規則 S 編 15.18** の規定が適用される貨物を運送するタンクには、サブマージ形の貨物ポンプを設けるか、又は暴露甲板上に貨物ポンプ室を設けること。

S15.19 オーバフロー制御

S15.19.4 液面警報装置の試験

積荷に先立って実施する警報の試験は、液面計の実動作によって確認できること。実動作による確認が不可能な場合には、[図 S15.19.4-1](#)に示すような警報回路が正常であることを確認できる適当な装置を備えること。



S15.19.5 高位液面警報装置の独立性

高位液面警報装置とオーバフロー制御装置が要求される規則中の貨物には、密閉形の計測装置が要求されることが多い。

次の(1)、(2)及び(3)の検知端は分離していること。ただし、(2)及び(3)の検出端（リードスイッチ、フロート、電気装置等）が取付けられる管に限り兼用して差し支えない。(1)、(2)及び(3)の検出端に要求される電気、空気、油圧の回路は、1つの欠陥によって他の回路が操作不能にならないよう、互いに独立していること。プロセスユニットが船橋等で可視表示のために設けられている場合、電気回路は少なくともこの場所まで独立とすること。電源は、分電盤から供給されること。

このような物質を積載するタンクは次に示す3種の検出端が要求される：

- (1) 液面計測用（規則 S 編 13.1）
- (2) 高位液面警報用（規則 S 編 15.19.6）
- (3) オーバフロー制御用（規則 S 編 15.19.7）

S15.19.6 高位液面警報装置の設置

高位液面警報装置及びオーバフロー制御装置に使用される液面検知装置は、[船用材料・機器等の承認要領第7編4章](#)の規定に従って承認されたものとする。

制御室又は船橋にモジュラーユニットがある場合、前 [S15.19.5\(1\)](#)、[\(2\)](#)及び[\(3\)](#)に対して独立した液面指示計及び可視警報を設けること。可聴警報を設けるが、警報の識別を意図しないので分離する必要はない。可視可聴警報は貨物エリアにも設けること。また、可視警報は陸上施設からもよく見える場所に設けること。制御室がない場合は、可聴及び可視警報は貨物制御場所に設けられなければならない。完全に洗浄された貨物タンクへの出入りを除き、検出端の試験装置はタンク外に配置されること。電気回路又は自己監視型回路のシミュレーションテストは認められる。

S15.21 温度センサー

温度センサーは、貨物ポンプのケーシング及びベアリング部に取り付けること。可搬式の温度計測器の使用は認められない。

S16 作業に関する規定

S16.2 作業要件

S16.2.2 1 タンク当たりの貨物最大積載量

規則 S 編 16.2.2-3.に規定する貨物の最大積載量は、45℃における貨物の温度膨張を考慮して決定すること。航海時のトリムにより通気管のタンク内開口部が貨物で封鎖されないように常にタンク内気相部にあるように配置しておくこと。また、タンクの加熱の影響を考慮して 45℃より高い温度となる場合は、その温度とすること。この場合、隣接するタンクの影響も考慮すること。

S16.2.3 貨物情報

規則 S 編 16.2.3-3.(5)に関連し、**規則 S 編 15 章**での規定に基づき蒸気還流装置が要求される貨物の荷役時には、圧力/真空弁をバイパスできない旨をオペレーションマニュアルに記載すること。**(S8.2.2-2.関連)**

S16.2.5 貨物タンクの開閉及び出入り

規則 S 編 16.2.5-1.に規定する貨物タンクの蓋、アレージホール及びのぞき蓋又は、タンク洗浄用ハッチは、ガスフリーの給気時、タンク洗浄時、開放形及び制限形の測深装置が要求されるタンクの測深時、ガス検知時及び試料採取時以外は、開けてはならない。

S16.2.6 貨物試料の保管

試料の保管場所を貨物エリア外に設ける場合には、当該区画は、暴露部からのみ直接出入りできる区画とし、その区画には毎時 20 回以上の排気形独立機械式通風装置を設けること。

S16.2.7 過大な熱にさらしてはならない貨物

- 1. 過大な熱にさらしてはならない貨物を積載するタンクが加熱される場合又は加熱される他のタンク（貨物タンク、燃料油タンク等）に隣接する場合には、固定式温度計及び温度警報装置を設置すること。
- 2. **規則 S 編 16 章 16.2.7-3.**にいう「防熱」とは、断熱構造による防熱（例えば、真空構造による断熱、断熱材による断熱等）であって、タンク内の貨物が直射日光等により熱せられ、当該貨物に影響を与える温度まで上昇することを抑えることができるものをいう。
- 3. **規則 S 編 16 章 16.2.7-3.**及び**-4.**にいう「甲板タンク」とは、暴露甲板上にボルト又は溶接等により堅固に固定され設置される独立型タンクをいい、船体の一部を構成する一体型タンクの膨脹トランク等を含まない。

S17 最低要件

S17.1 一般

S17.1.1 適用

-1. 規則 S 編表 S17.1 に規定されている貨物以外のものであって最低要件が仮査定されている貨物及び規則 S 編表 S17.1 に規定されている貨物であって最低要件に変更のあった貨物については、最新の *IMO MEPC.2/Circ.*並びに環境省及び国土交通省告示を参照のこと。

-2. 規則 S 編 17.1.1-2.でいう「本会が適当と認める」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則の告示に規定される緩和措置をいう。

-3. 規則 S 編表 S17.1 にいう「海底およびその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 P（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」及び「海底およびその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 S（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」は次の通りとする。

- (1) 「海底およびその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水」とは、船舶又は海洋施設による海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水を運送することを目的として、液体化学薬品ばら積船に積み替えたものをいう。
- (2) 「その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるもの」とは、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて、海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」の別表上欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表下欄に掲げる値を超えるものをいう。
- (3) 廃水 P は次のいずれかに該当するものとする。
 - (a) 引火点が 60℃を超えるもの
 - (b) 硫化水素が発生しないもの
- (4) 廃水 S は次のいずれかに該当するものとする。
 - (a) 引火点が 60℃以下のもの
 - (b) 硫化水素が発生するおそれがあるもの（捕集材又は殺菌剤により硫化水素の発生を防止する措置を施したものを含む。）

S18 本編の適用を受けない化学品

S18.1 一般

S18.1.1 適用

規則 S 編表 S18.1 に示される貨物以外のものであって本編の適用を受けないことが仮査定されている貨物については、最新の *IMO MEPC.2/Circ.* 並びに環境省及び国土交通省告示を参照のこと。